

厚生労働省 平成 25 年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業）
新たな相談支援事業の実施・運営に関する調査・研究事業
～ケースデータ（アセスメント情報）を用いた対象者像及び支援の判断基準に関する調査研究～

自立相談支援機関モデル事業における支援実績に関する 調査分析結果報告書

平成 26 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

目 次

I. 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の実施概要・集計分析対象データ	1
3. 調査の体制	2
4. 検討経過	3
5. 調査結果についての留意事項	3
II. 調査分析結果のまとめ	5
1. 相談受付状況	5
2. スクリーニング実施状況	6
3. プラン策定・支援決定の状況	6
4. 評価の状況	7
III. 調査分析結果	8
1. 新規相談受付の状況と相談者の特性	8
(1) 新規相談受付件数	8
(2) 新規相談者の属性・特性	11
2. 暫定支援・スクリーニング実施状況	26
(1) 暫定支援の実施状況	26
(2) スクリーニングの実施状況	28
(3) 相談者の特性別にみたスクリーニング結果	31
3. 支援決定の状況	36
(1) 支援調整会議開催状況	36
(2) 支援決定の実施状況	37
(3) 自治体別にみた支援決定件数（再プランを含む）	38
(4) 支援決定者の属性・特性	41
4. プランの内容と法に基づくサービス等の利用状況	53
(1) プラン作成状況	53
(2) プランの内容	55
(3) 支援決定者の状態像とプラン内容	58
(4) 法に基づくサービス等利用と状態像、判断基準	63
5. プランの評価と支援により見られた変化	75
(1) 評価の実施状況	75
(2) 支援により見られた変化	78
(3) 状態像と評価結果	79
(4) プラン内容と評価結果	84

I. 調査の概要

1. 調査の目的

平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法のもとで、生活困窮者支援の中核を担う自立相談支援事業における相談支援については、アウトリーチ、アセスメント、プランの策定、支援への適切なつなぎと支援結果の評価など、一連のケアマネジメントの担い手となるものであり、その支援プロセスの適切な実施が求められている。

他方、自立相談支援事業は新たに始まる事業であるために、その支援の実績がどの程度のものになるのか、また支援の対象者がどのような課題を抱えどのような支援が展開されるのか等のことが十分には明らかになっていない。これらに関わる情報の把握が、今後、生活困窮者自立支援法に基づく各種施策を円滑に進めるために重要な課題となっている。

昨年度、当社は大阪市立大学の岩間教授を座長とする「総合相談・支援プロセスワーキングチーム」を設置し、新たな相談支援事業における相談支援プロセスの在り方について検討し、支援プロセスにおける活用を想定するアセスメントシートやプランシート等の帳票類の試行版を開発した。平成 25 年度においては、これら試行版帳票類が全国各地で行われるモデル事業の実践の場において試用されることとなった。

そこで本調査研究においては、試行版帳票類をモデル事業において活用した結果、各自立相談支援機関において蓄積されるケースデータ（アセスメント情報等）を匿名化した形で集約し、集計分析する。これにより、自立相談支援事業における支援の実績や対象者像、並びに支援の内容や判断基準等に関わる状況を明らかにし、今後の施策の展開方針に関する検討や相談支援技術の向上に向けた基礎資料とする。

2. 調査の実施概要・集計分析対象データ

- 平成 25 年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体 68 自治体に対して、自立相談支援機関において使用するアセスメントシート、プランシート等帳票類の使用標準様式案について試用を依頼した。平成 25 年 8 月から試用を開始した。
- 試用の過程において入力された毎月のケースデータを翌月 10 日までに報告してもらうこととし、収集したデータをもとに集計分析を行った。集計分析によって、自立相談支援機関における支援対象ケースの状態像や支援の判断基準について把握することを目的とした。
- 本集計においては、平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日までに相談を受け付けし、支援を実施したデータを活用した。データは 49 自治体回収。うち、データ不備がない 47 自治体のデータを対象に集計を実施した。
- 集計分析対象データは下記の通りである。

自治体数 47 自治体

新規相談受付ケース数 2950 件

支援決定ケース数 677 件

3. 調査の体制

調査は、有識者・実務家からなる検討会「データ分析・支援基準検討会」を組織して行った。また、自立相談支援事業における帳票類の実用化に向けた検討を行う検討会「相談支援プロセス・帳票類開発検討会」とも連携して調査研究を実施した。

【委員名簿】

(敬称略、五十音順)

データ分析・支援基準検討会

氏名	所属等	備考
朝比奈 ミカ	千葉県中核地域生活支援センター がじゅまる	
岩間 伸之	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授	座長
宇都宮 誠実	野洲市役所 市民部 市民生活相談課 主任	
鈴木 晶子	一般社団法人インクルージョンネットよこはま 理事	
藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社 主席研究員	
本田 由紀	東京大学大学院教育学研究科 教授	

相談支援プロセス・帳票類開発検討会

氏名	所属等	備考
青木 康二	社会福祉法人グリーンコープ 糟屋自立相談支援事務所 暮らしの困りごと相談室 統括相談支援員	
朝比奈 ミカ	千葉県中核地域生活支援センター がじゅまる	
岩間 伸之	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授	座長
新保 美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授	
鈴木 晶子	一般社団法人インクルージョンネットよこはま 理事	
濱里 正史	(公財) 沖縄県労福協 就職生活支援パーソナルサポートセンター 総合コーディネーター	

【厚生労働省】

氏名	所属等	備考
熊木 正人	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長	
佐藤 博	社会・援護局 地域福祉課 課長補佐 生活困窮者自立支援室 地域支援対策専門官	
荒木 俊彦	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長補佐	
添島 里美	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長補佐	
田代 善行	社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 社会生活支援企画係長	

【事務局】

氏名	所属等	備考
山岡 由加子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 年金・福祉チーム 福祉・労働課 上席課長	
野中 美希	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 年金・福祉チーム 福祉・労働課 コンサルタント	
福田 志織	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 年金・福祉チーム 福祉・労働課 コンサルタント	

4. 検討経過

回	日時	検討内容
第1回	平成25年7月23日 10:00-12:00	○ 調査研究の実施方針について
第2回	平成25年11月1日 14:00-17:00	○ 速報データ集計について
第3回	平成25年12月19日 16:00-18:00	○ 本集計の実施方針について
第4回	平成26年2月21日 13:00-15:00	○ 第一次本集計結果について
第5回	平成25年3月26日 16:00-18:00	○ 報告書について

5. 調査結果についての留意事項

本調査は、試行版帳票類をモデル事業において活用する中で蓄積されるケースデータ（アセスメント情報等）をもとに集計分析したものである。自立相談支援事業が生活困窮者自立支援法に基づく新たな事業であるため、各自治体においては実施体制や社会資源等の事業の実施基盤そのものが整備過程にあること、また事業実施に際しての制度的な枠組みの規定やノウハウの開発が発展途上であることなどから、この調査結果で得られたデータについては下記の点について十分に留意して解釈し、取り扱う必要がある。

(1) 支援実績について

- ・自立相談支援事業を平成25年度から新たに開始する自治体も多いことから、「相談受付件数」や「支援決定件数」等の支援実績については、当該自治体内における事業の位置づけや開始時期、実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。同様に、「法に基づくサービス等利用の状況」についても当該サービスの整備状況による部分が大きいいため、結果の解釈については留意が必要である。

(2) データの数と支援期間について

- ・本調査結果は平成25年8月1日～平成26年1月31日の限られた期間において支援が実施されたデータを対象に分析したものである。そのため、特に下記の点について留意が必要である。
 - －特に「評価実施ケース」は件数が限られており、この結果を以って十分な示唆を導き出すことはできない。
 - －「評価実施」まで至ったケースは、調査期間の制約のため相談受付からの支援期間が7カ月未満に限られる。
 - －データ分析の対象とした自治体数は47自治体と数が限られているため、特に支援対象ケース数が多い自治体の支援の特徴が結果に影響しやすい。

(3) 相談支援プロセスの進め方に関するデータについて

- ・自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方については制度的な枠組みの整理が並行して進められていることもあり、自治体及び事業実施機関の間で「暫定支援」、「プロセス利用申込」、「支援調整会議開催」、「支援決定」、「評価」等の捉え方や実施方法が統一されておらず、データにもその影響が生じている。具体的な一つの例としては、「相談受付」から「評価実施」までの期間が極端に短いケースなどがある。なお、このようなケースが発生する原因には、ケースデータの入力不備も一定

程度影響しているものと考えられる。

(4) 「不明」の回答割合が多い項目について

- ・分析に用いたデータ項目の中には「不明」の回答割合が高いものがある（例えば、「学歴」）。「不明」の割合が高いものについては、その他の選択肢が示す割合の見方に留意が必要である。

(5) 支援対象者が抱える課題のカテゴリー化について

- ・支援対象者の特性を端的に把握するために、集計の一部で下記のように課題をカテゴリー化して分析している。このうち「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」については、多くの自治体において発生割合が低いが、これは回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されているためであり、いわゆる一般的な意味での「孤立系課題」を抱える支援対象者が少ないことを表すものではないことに留意が必要である。

－経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）

－孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）

－障害（手帳有、疑い）

－病気・けが

－メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）

(6) 自治体別の分布の解釈について

- ・いくつかの集計項目について自治体別の分布をみるデータを掲載しているが、この分布については、自治体ごとの事業開始時期や実施体制による違いや、支援対象ケースのアセスメントやデータ入力の方針のばらつき等が影響している可能性があるため、本調査で把握された特徴が当該自治体における生活困窮者のニーズ状況等特性を直接的に示すものではないことに留意して解釈する必要がある。

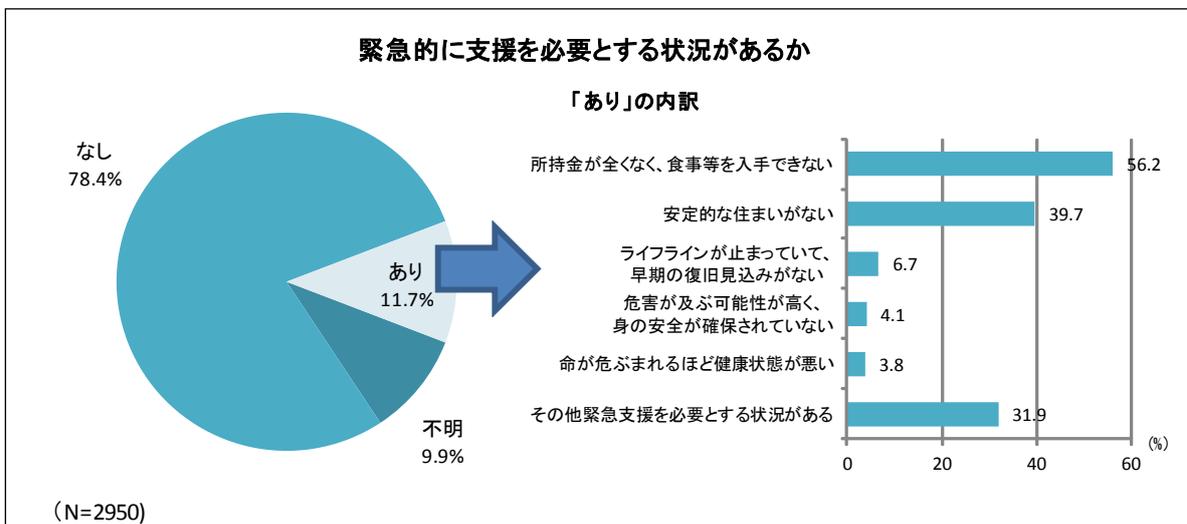
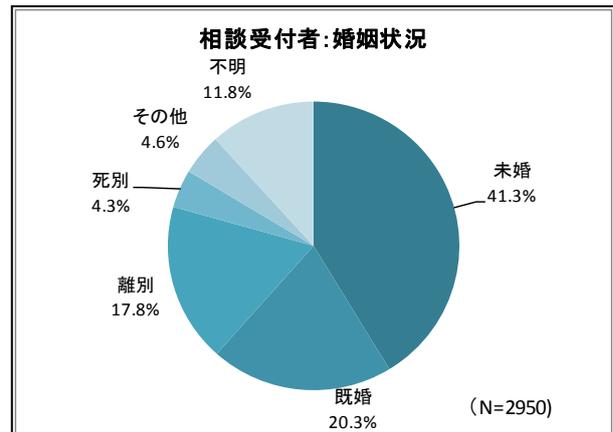
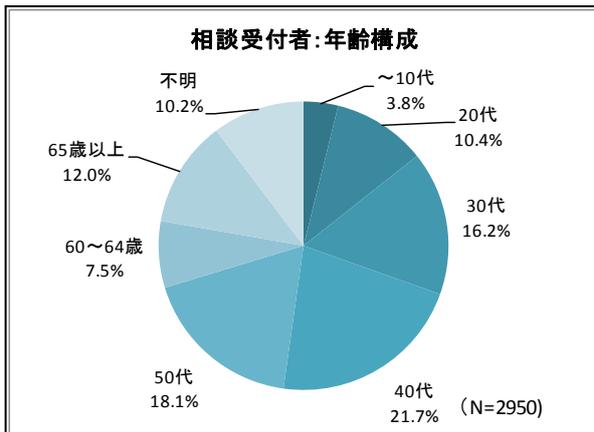
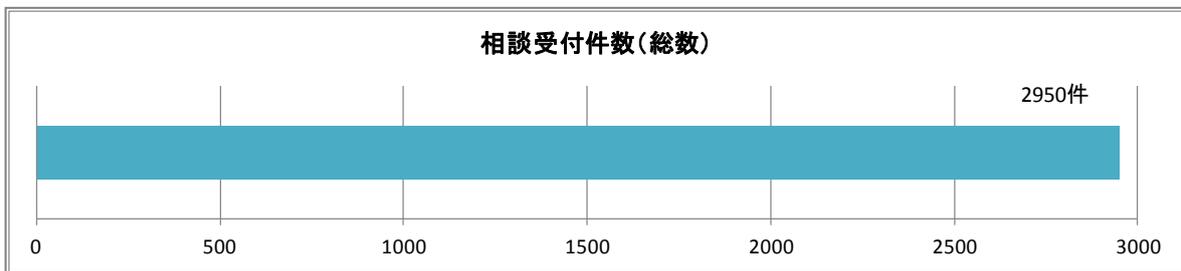
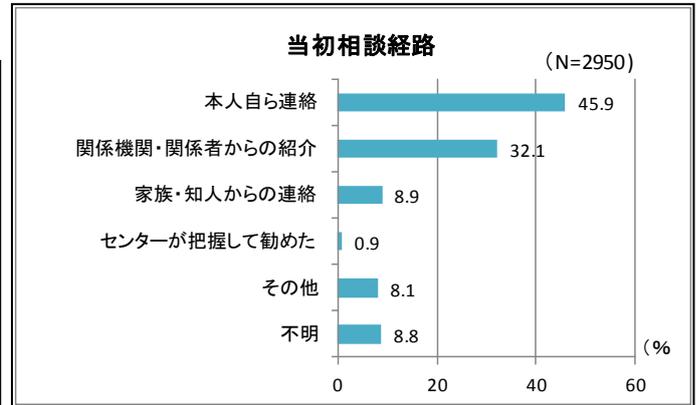
(7) 生活保護受給者のデータが含まれることについて

- ・モデル事業実施期間中においては、自立相談支援事業の支援対象者に生活保護受給者も含まれることから、それら対象者が一定割合含まれている。

II. 調査分析結果のまとめ

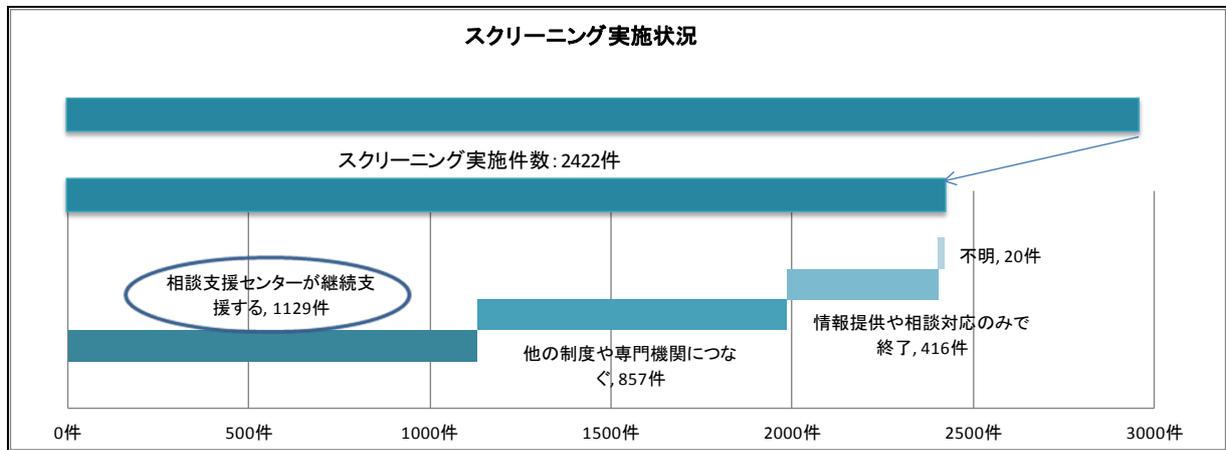
1. 相談受付状況

- 平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日の間の相談受付件数は 2950 件。自治体別の月間平均件数は 1 桁台から 60 件台までばらつきがある。
- 2950 件の当初相談経路、本人の属性、緊急的な支援を要する状況の有無については、下記の図表の通り。



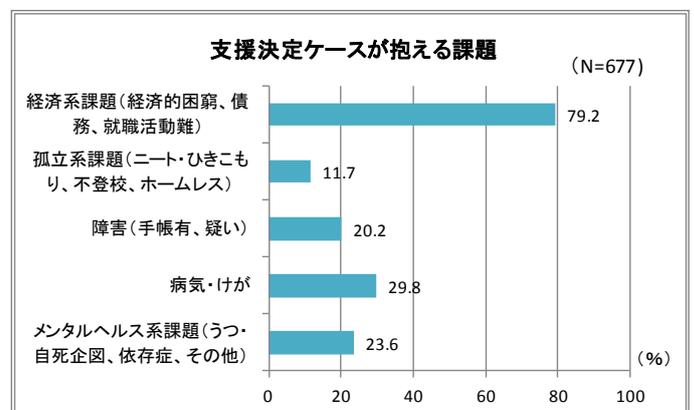
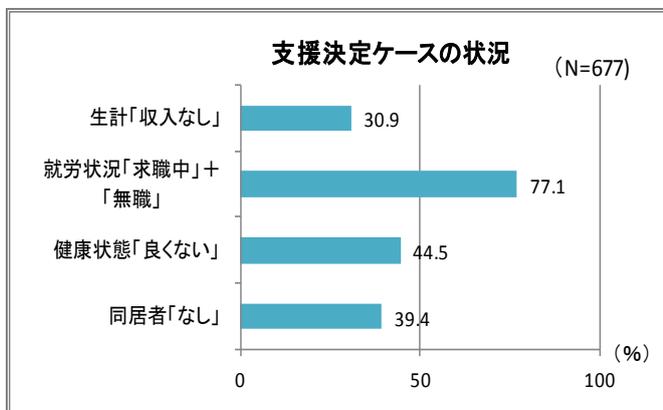
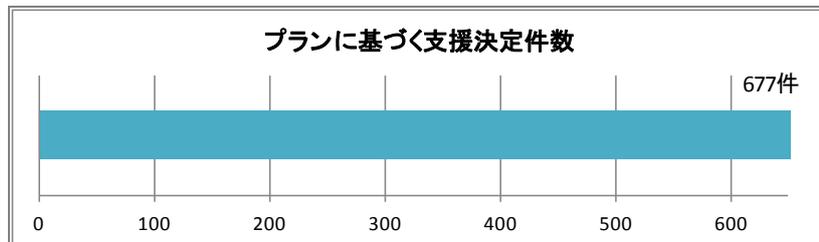
2. スクリーニング実施状況

- ・相談受付 2950 件のうち、平成 25 年 8 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日の間にスクリーニングを実施したケースは 2422 件。
- ・うち、「相談支援センターが継続支援する」は 1129 件（約半数）。

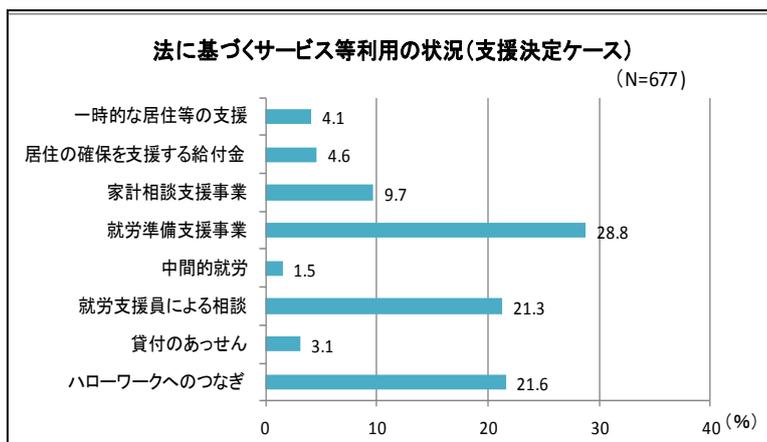
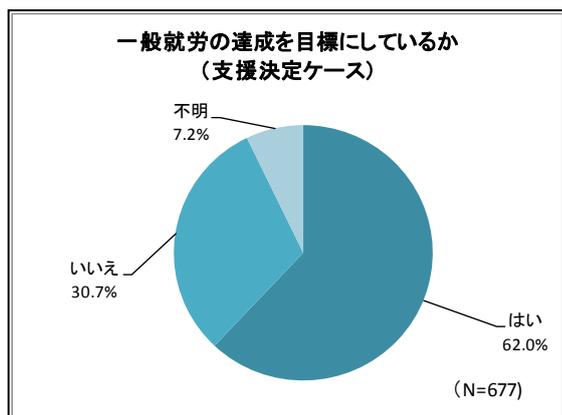


3. プラン策定・支援決定の状況

- ・「相談支援センターが継続支援する」となったケース 1129 件のうち、期間中にプランを策定して支援決定したケースは 677 件（6 割）。
- ・支援決定ケースの状況・特性は下記の図表の通り。

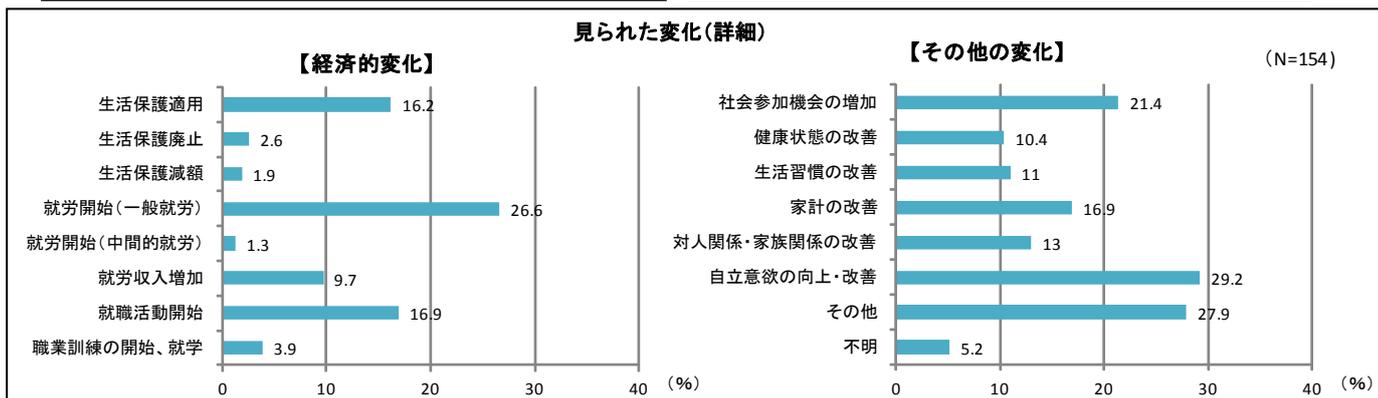
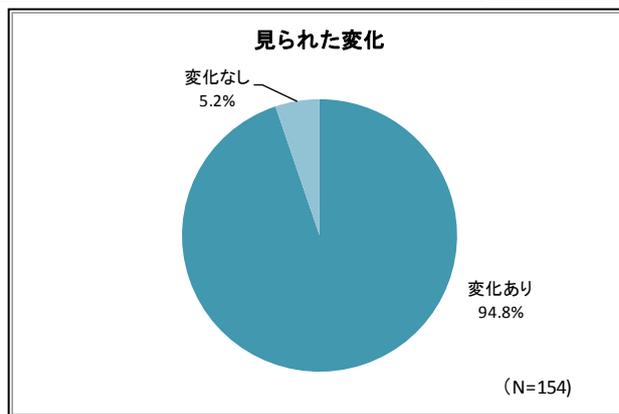
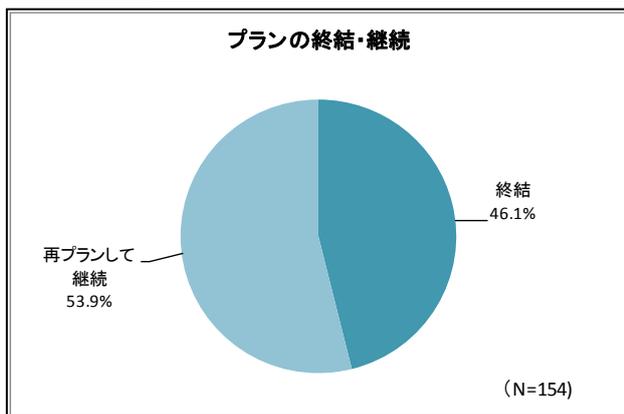
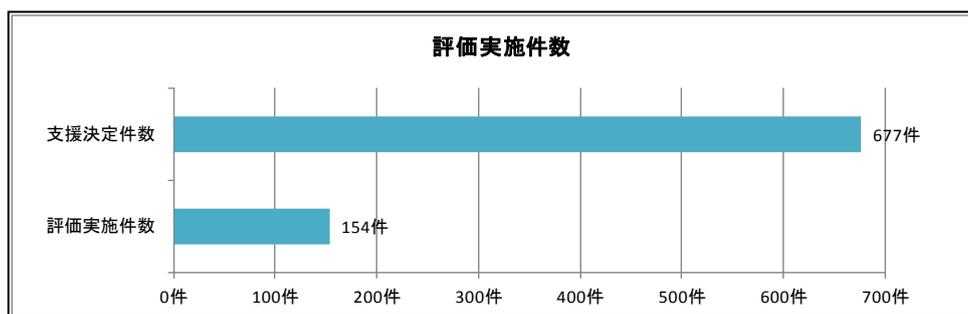


- ・ 支援決定したケース 677 件のうち、6 割強が一般就労の達成を目標に設定。
- ・ 法に基づくサービス等の利用状況は下図表の通り。「就労準備支援事業」の利用が相対的に多い。



4. 評価の状況

- ・ 支援決定ケース 677 件のうち、期間中にプランについて評価を実施したケースは 154 件。
- ・ 評価実施ケースのうち、「終結」は 46.1%。残りは「再プランして継続」。
- ・ 94.8%のケースで「変化あり」。うち「就労開始 (一般就労)」は 26.6%。



Ⅲ. 調査分析結果

1. 新規相談受付の状況と相談者の特性

(1) 新規相談受付件数

1) 自治体別新規相談月次平均受付件数

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
北海道	-	0	0	0	1	0	1	0.2
北海道札幌市	-	-	-	-	-	20	20	20.0
北海道釧路市	11	5	5	10	3	13	47	7.8
北海道岩見沢市	-	-	2	8	5	7	22	5.5
岩手県	16	8	14	17	14	19	88	14.7
岩手県花巻市	0	0	5	6	6	5	22	3.7
秋田県湯沢市	-	-	3	8	6	4	21	5.3
山形県山形市	-	-	-	21	31	24	76	25.3
千葉県千葉市	-	-	-	-	43	32	75	37.5
千葉県船橋市	2	5	3	2	1	5	18	3.0
千葉県柏市	8	8	4	1	7	6	34	5.7
千葉県野田市	1	2	26	19	12	12	72	12.0
千葉県香取市	1	0	0	2	1	3	7	1.2
神奈川県横浜市	3	4	17	15	12	19	70	11.7
神奈川県川崎市	-	-	-	-	43	87	130	65.0
神奈川県相模原市	-	-	4	14	12	12	42	10.5
新潟県	23	27	39	25	33	21	168	28.0
長野県	39	42	35	31	29	44	220	36.7
石川県小松市	3	2	8	2	3	4	22	3.7
岐阜県	35	37	43	34	33	18	200	33.3
愛知県	-	-	-	1	2	1	4	1.3
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	4	4	4.0
福井県	-	-	-	10	32	28	70	23.3
滋賀県野洲市	18	17	28	19	18	10	110	18.3
滋賀県東近江市	-	-	15	4	3	3	25	6.3
京都府	19	16	9	17	6	12	79	13.2
京都府京丹後市	6	11	12	10	3	11	53	8.8
京都府長岡京市	-	-	-	1	2	2	5	1.7
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	66	66	66.0
大阪府箕面市	7	8	4	11	16	10	56	9.3
兵庫県神戸市	-	-	2	0	1	1	4	1.0
奈良県奈良市	-	16	53	35	23	14	141	28.2
鳥取県	-	-	-	2	2	3	7	2.3
島根県	1	2	1	0	0	2	6	1.0
岡山県岡山市	-	-	-	-	46	41	87	43.5
山口県	8	17	19	14	13	12	83	13.8
徳島県	5	21	25	16	9	9	85	14.2
香川県丸亀市	-	-	-	37	13	19	69	23.0
高知県	-	-	-	9	6	11	26	8.7
高知県高知市	-	-	-	72	56	57	185	61.7
福岡県	-	-	-	-	14	18	32	16.0
福岡県福岡市	-	-	-	-	62	30	92	46.0
佐賀県佐賀市	-	-	3	12	11	42	68	17.0
熊本県	-	-	14	16	5	13	48	12.0
熊本県熊本市	-	-	-	1	0	0	1	0.3
熊本県菊池市	-	-	10	14	18	16	58	14.5
沖縄県	31	31	19	19	16	15	131	21.8
合計	237	279	422	535	672	805	2950	-

Ⅱ-1-(1)-1) 自治体別新規相談月次平均受付件数

自治体別新規相談月次平均受付件数は、大阪府大阪市で66.0件、神奈川県川崎市で65.0件などとなっている。

なお、件数の多寡については事業の開始時期や実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。

2) 相談支援員 1 人あたり新規相談月次平均受付件数

(※相談支援員数は、常勤を 1 人、非常勤を 0.5 人換算で算出)

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
北海道	-	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.1
北海道札幌市	-	-	-	-	-	2.2	2.2
北海道釧路市	2.4	1.1	1.1	2.2	0.7	2.9	1.7
北海道岩見沢市	-	-	1.0	4.0	2.5	3.5	2.8
岩手県	1.5	0.7	1.3	1.5	1.3	1.7	1.3
岩手県花巻市	0.0	0.0	5.0	6.0	6.0	5.0	3.7
山形県山形市	-	-	-	10.5	15.5	12.0	12.7
千葉県千葉市	-	-	-	-	4.3	3.2	3.8
千葉県船橋市	0.7	1.7	1.0	0.7	0.3	1.7	1.0
千葉県柏市	1.3	1.3	0.7	0.2	1.2	1.0	0.9
千葉県野田市	0.4	0.8	10.4	7.6	4.8	4.8	4.8
千葉県香取市	0.2	0.0	0.0	0.4	0.2	0.5	0.2
神奈川県横浜市	0.2	0.3	1.2	1.0	0.8	1.3	0.8
神奈川県川崎市	-	-	-	-	5.4	10.9	8.1
神奈川県相模原市	-	-	1.6	5.6	4.8	4.8	4.2
新潟県	2.6	3.0	4.3	2.8	3.7	2.3	3.1
長野県	2.0	2.2	1.8	1.6	1.5	2.3	1.9
石川県小松市	0.4	0.3	1.1	0.3	0.4	0.5	0.5
岐阜県	2.6	2.7	3.2	2.5	2.4	1.3	2.5
愛知県	-	-	-	2.0	4.0	2.0	2.7
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	8.0	8.0
福井県	-	-	-	3.3	10.7	9.3	7.8
滋賀県野洲市	3.0	2.8	4.7	3.2	3.0	1.7	3.1
滋賀県東近江市	-	-	10.0	2.7	2.0	2.0	4.2
京都府	2.1	1.8	1.0	1.9	0.7	1.3	1.5
京都府京丹後市	0.9	1.7	1.8	1.5	0.5	1.7	1.4
京都府長岡京市	-	-	-	1.0	2.0	2.0	1.7
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	8.8	8.8
大阪府箕面市	7.0	8.0	4.0	11.0	16.0	10.0	9.3
兵庫県神戸市	-	-	1.0	0.0	0.5	0.5	0.5
奈良県奈良市	-	4.0	13.3	8.8	5.8	3.5	7.1
島根県	0.3	0.5	0.3	0.0	0.0	0.5	0.3
岡山県岡山市	-	-	-	-	9.2	8.2	8.7
山口県	1.0	2.1	2.4	1.8	1.6	1.5	1.7
徳島県	0.5	2.2	2.6	1.7	0.9	0.9	1.5
香川県丸亀市	-	-	-	9.3	3.3	4.8	5.8
高知県	-	-	-	1.1	0.8	1.4	1.1
高知県高知市	-	-	-	14.4	11.2	11.4	12.3
佐賀県佐賀市	-	-	0.5	1.8	1.7	6.5	2.6
熊本県	-	-	1.2	1.3	0.4	1.1	1.0
熊本県熊本市	-	-	-	0.3	0.0	0.0	0.1
熊本県菊池市	-	-	2.0	2.8	3.6	3.2	2.9
沖縄県	1.9	1.9	1.2	1.2	1.0	0.9	1.4

Ⅱ-1-(1)-2) 相談員 1 人あたり新規相談月次平均受付件数

相談支援員 1 人あたり新規相談月次平均受付件数は、山形県山形市で 12.7 件、高知県高知市で 12.3 件などとなっている。

なお、ここで示す平均件数は、非常勤の相談支援員を仮に 0.5 人換算して計算しているものであり、相談支援員の稼働状況を正確に反映したものではない。また、件数の多寡については事業の開始時期や実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。

3) 圏域人口 10 万人あたり新規相談月次平均受付件数

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
北海道	-	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.3
北海道札幌市	-	-	-	-	-	5.8	5.8
北海道釧路市	6.1	2.8	2.8	5.5	1.7	7.2	4.3
北海道岩見沢市	-	-	2.3	9.1	5.7	8.0	6.3
岩手県	2.6	1.3	2.3	2.8	2.3	3.1	2.4
岩手県花巻市	0.0	0.0	5.0	6.0	6.0	5.0	3.6
山形県山形市	-	-	-	8.3	12.2	9.5	10.0
千葉県千葉市	-	-	-	-	12.0	9.0	10.5
千葉県船橋市	0.3	0.8	0.5	0.3	0.2	0.8	0.5
千葉県柏市	2.0	2.0	1.0	0.2	1.7	1.5	1.4
千葉県野田市	0.6	1.3	16.6	12.1	7.7	7.7	7.7
千葉県香取市	1.2	0.0	0.0	2.4	1.2	3.6	1.4
神奈川県横浜市	0.1	0.1	0.4	0.4	0.3	0.5	0.3
神奈川県川崎市	-	-	-	-	3.0	6.0	4.5
神奈川県相模原市	-	-	1.5	5.1	4.4	4.4	3.8
新潟県	1.0	1.2	1.7	1.1	1.4	0.9	1.2
長野県	1.8	2.0	1.7	1.5	1.4	2.1	1.7
石川県小松市	2.8	1.8	7.3	1.8	2.8	3.7	3.4
岐阜県	1.7	1.8	2.1	1.7	1.6	0.9	1.6
愛知県	-	-	-	0.9	1.8	0.9	1.2
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	7.7	7.7
福井県	-	-	-	1.3	4.0	3.5	2.9
滋賀県野洲市	35.4	33.5	55.1	37.4	35.4	19.7	36.1
滋賀県東近江市	-	-	12.9	3.4	2.6	2.6	5.4
京都府	0.7	0.6	0.3	0.6	0.2	0.5	0.5
京都府京丹後市	10.1	18.4	20.1	16.8	5.0	18.4	14.8
京都府長岡京市	-	-	-	1.3	2.5	2.5	2.1
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	16.8	16.8
大阪府箕面市	5.3	6.0	3.0	8.3	12.0	7.5	7.0
兵庫県神戸市	-	-	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
奈良県奈良市	-	4.4	14.5	9.6	6.3	3.8	7.7
島根県	0.5	1.0	0.5	0.0	0.0	1.0	0.5
岡山県岡山市	-	-	-	-	6.6	5.8	6.2
山口県	0.6	1.2	1.3	1.0	0.9	0.8	1.0
徳島県	0.6	2.7	3.2	2.1	1.2	1.2	1.8
香川県丸亀市	-	-	-	33.4	11.7	17.2	20.8
高知県	-	-	-	10.5	7.0	12.8	10.1
高知県高知市	-	-	-	21.3	16.6	16.9	18.2
福岡県	-	-	-	-	6.3	8.1	7.2
福岡県福岡市	-	-	-	-	4.1	2.0	3.1
佐賀県佐賀市	-	-	1.3	5.1	4.7	17.8	7.2
熊本県	-	-	5.4	6.2	1.9	5.0	4.7
熊本県熊本市	-	-	-	0.5	0.0	0.0	0.2
熊本県菊池市	-	-	19.6	27.4	35.2	31.3	28.4
沖縄県	2.2	2.2	1.3	1.3	1.1	1.1	1.6

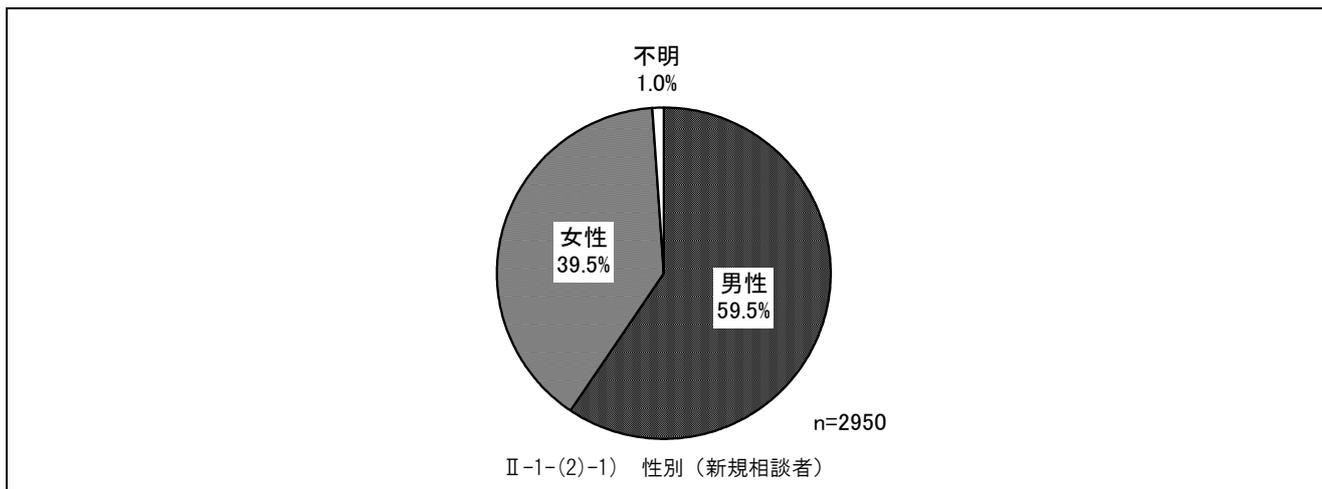
II-1-(1)-3) 圏域人口 10 万人あたり新規相談月次平均受付件数

圏域人口 10 万人あたり新規相談月次平均受付件数は、滋賀県野洲市で 36.1 件、熊本県菊池市で 28.4 件などとなっている。

なお、件数の多寡については事業の開始時期や実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。

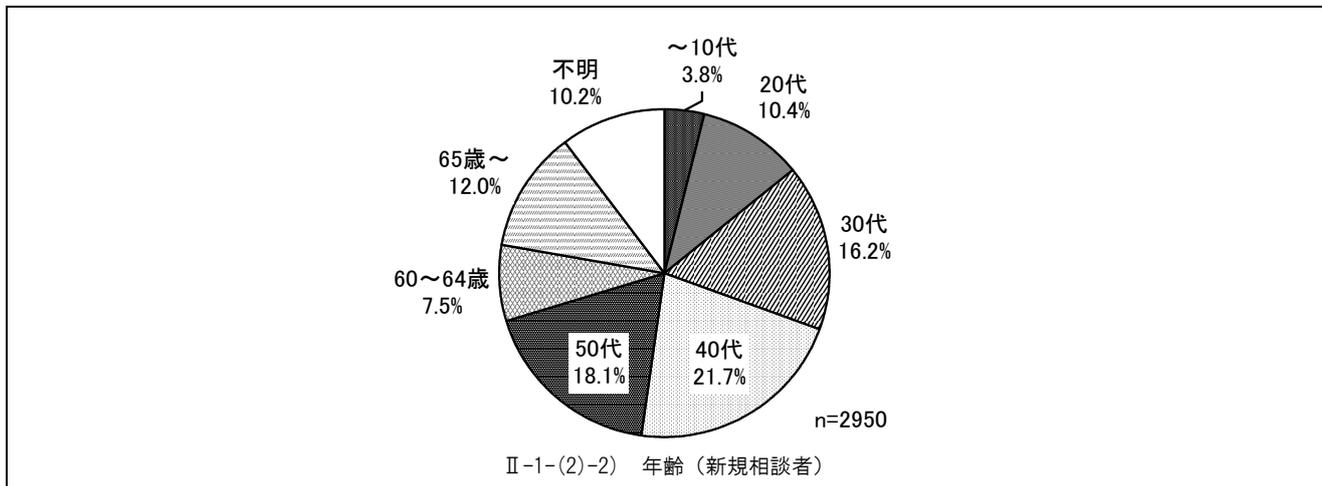
(2) 新規相談者の属性・特性

1) 性別（新規相談者）



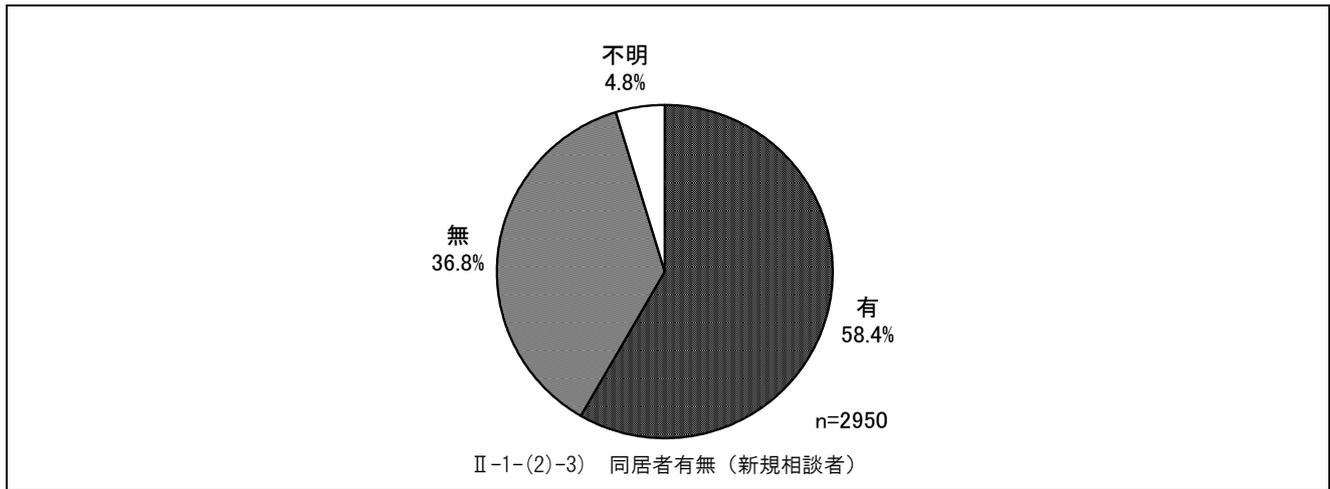
新規相談者の性別は、「男性」が 59.5%、「女性」が 39.5%となっている。

2) 年齢（新規相談者）



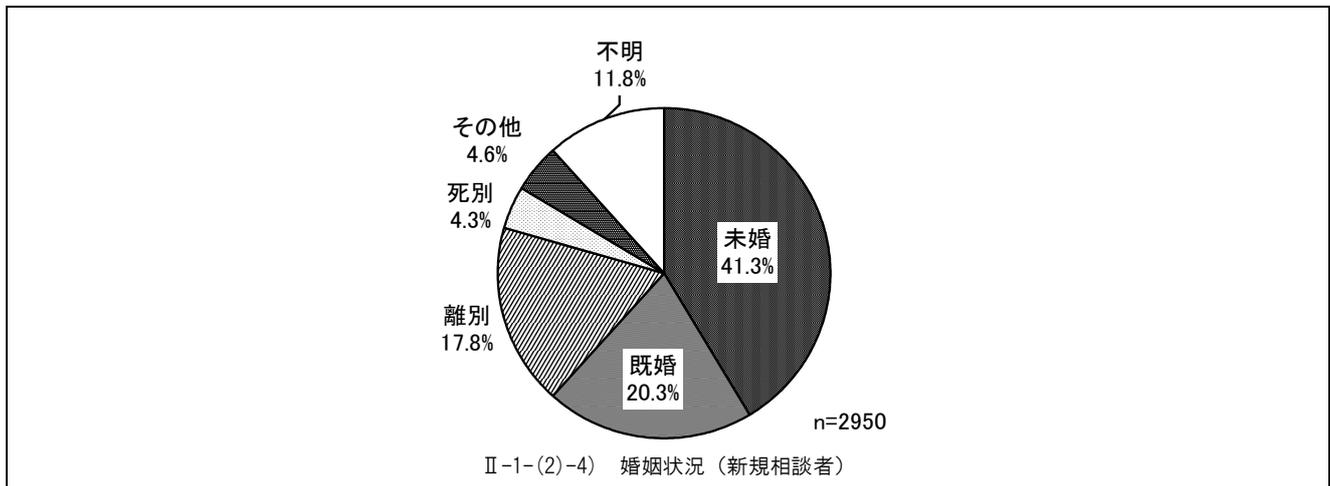
新規相談者の年齢は、「40代」が 21.7%、「50代」が 18.1%などと多くなっている。

3) 同居者有無（新規相談者）



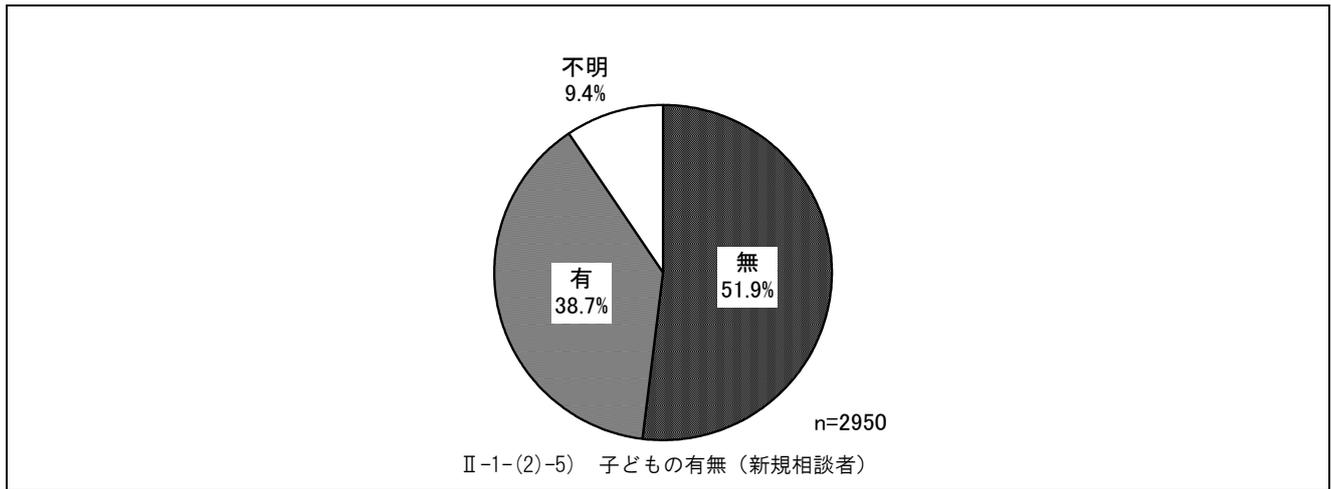
新規相談者の同居者は、「有」が58.4%、「無」が36.8%となっている。

4) 婚姻状況（新規相談者）



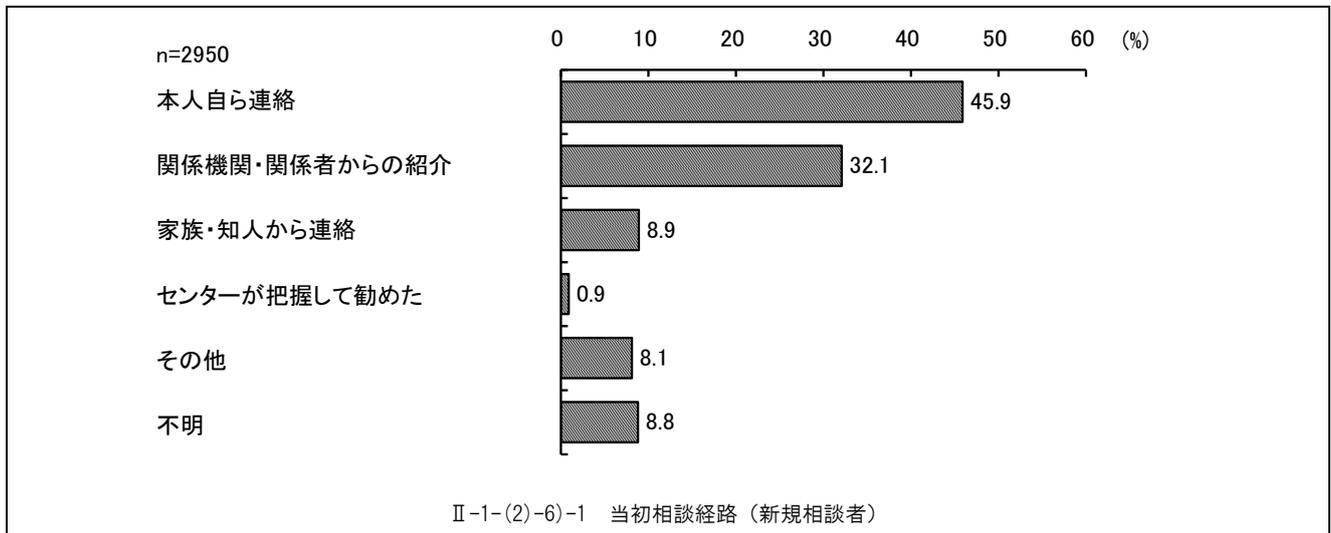
新規相談者の婚姻状況は、「未婚」が41.3%、「既婚」が20.3%、「離別」が17.8%などとなっている。

5) 子ども有無（新規相談者）

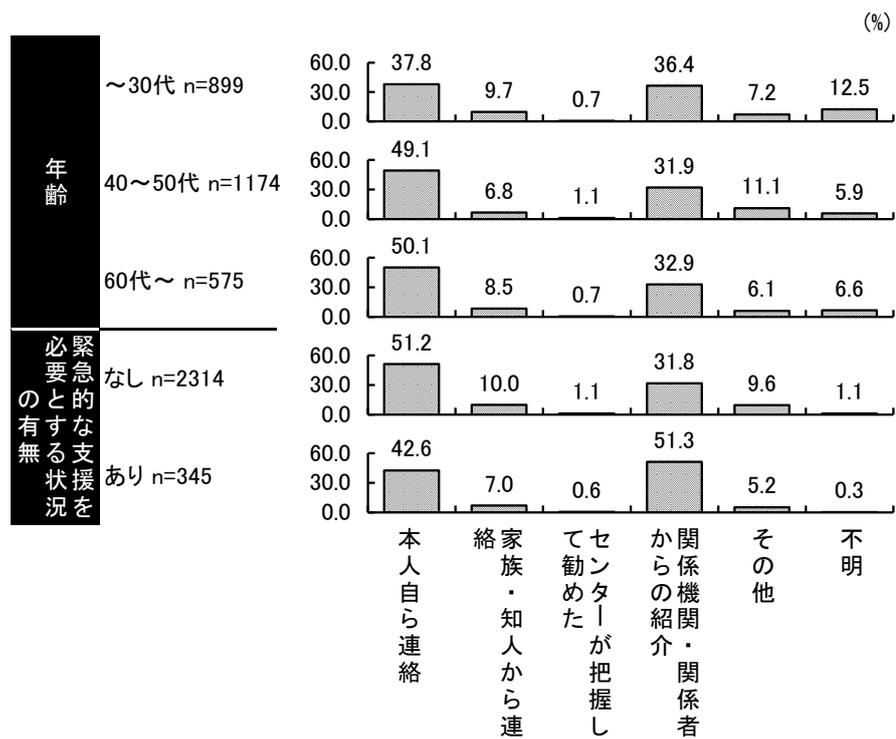


新規相談者の子どもの有無については、「無」が51.9%、「有」が38.7%となっている。

6) 当初相談経路（新規相談者）



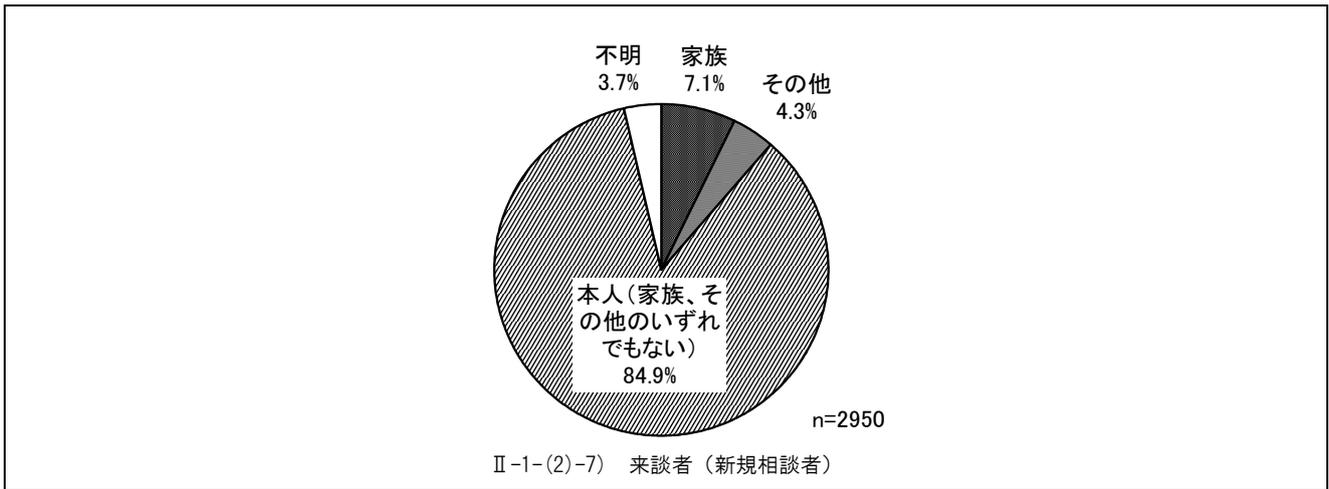
新規相談者の当初相談経路は、「本人自ら連絡」が45.9%と最も多く、次いで「関係機関・関係者からの紹介」が32.1%などとなっている。



Ⅱ-1-(2)-6)-2 年齢・緊急的な支援を必要とする状況の有無別 当初相談経路（新規相談者）

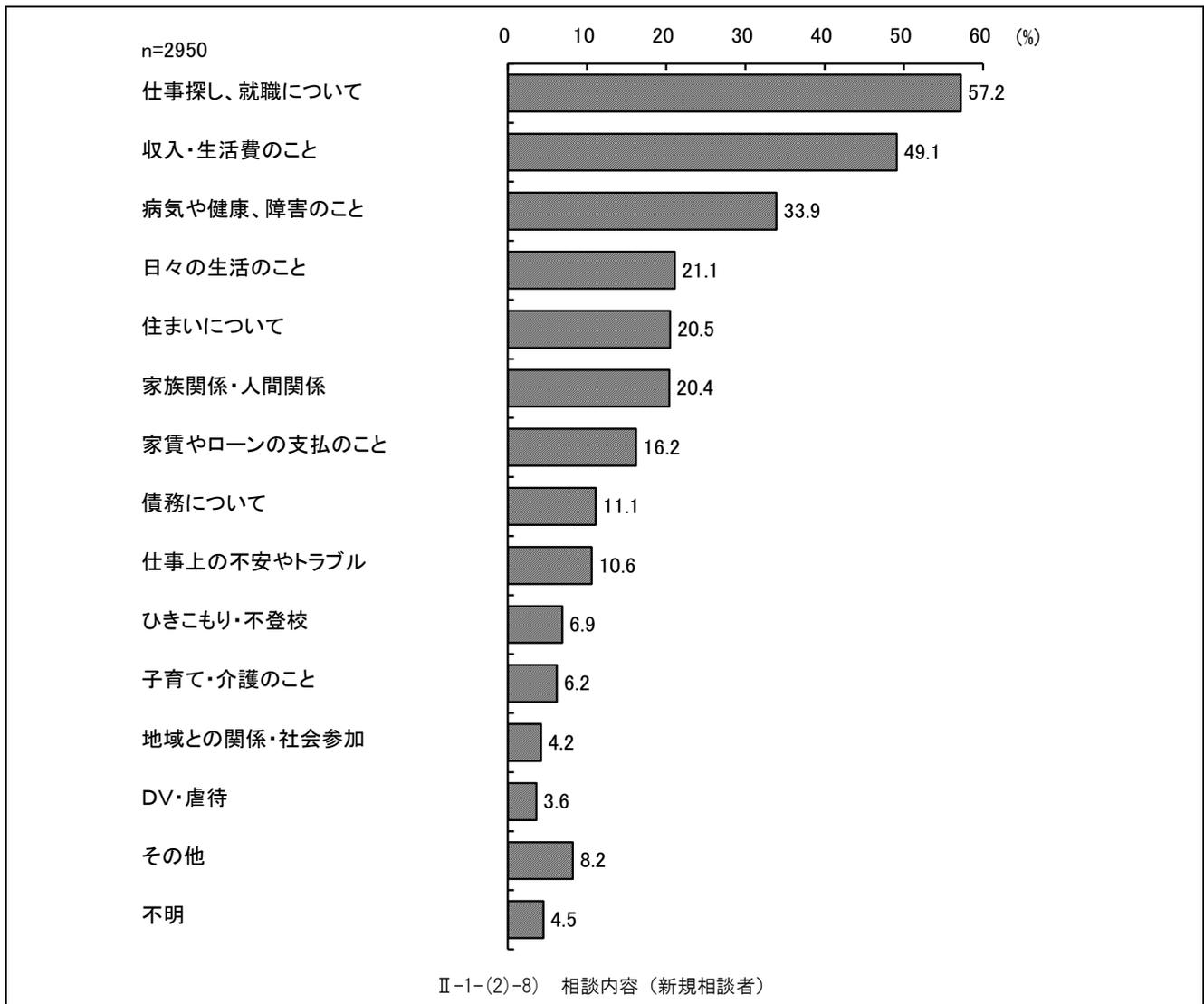
新規相談者の当初相談経路を年齢別にみると、いずれにおいても「本人自ら連絡」が最も多くなっている。緊急的な支援を必要とする状況の有無別にみると、状況ありでは「関係機関・関係者からの紹介」が51.3%と多くなっている。

7) 来談者（新規相談者）



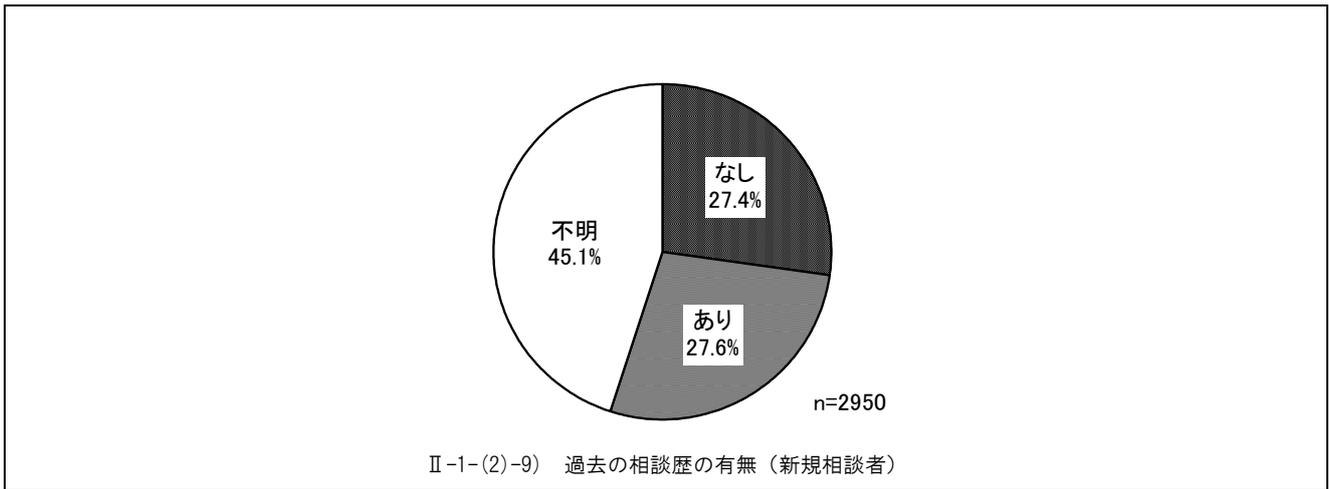
新規相談者の来談者は、「本人（家族、その他のいずれでもない）」が84.9%と大半を占める。

8) 相談内容（新規相談者）



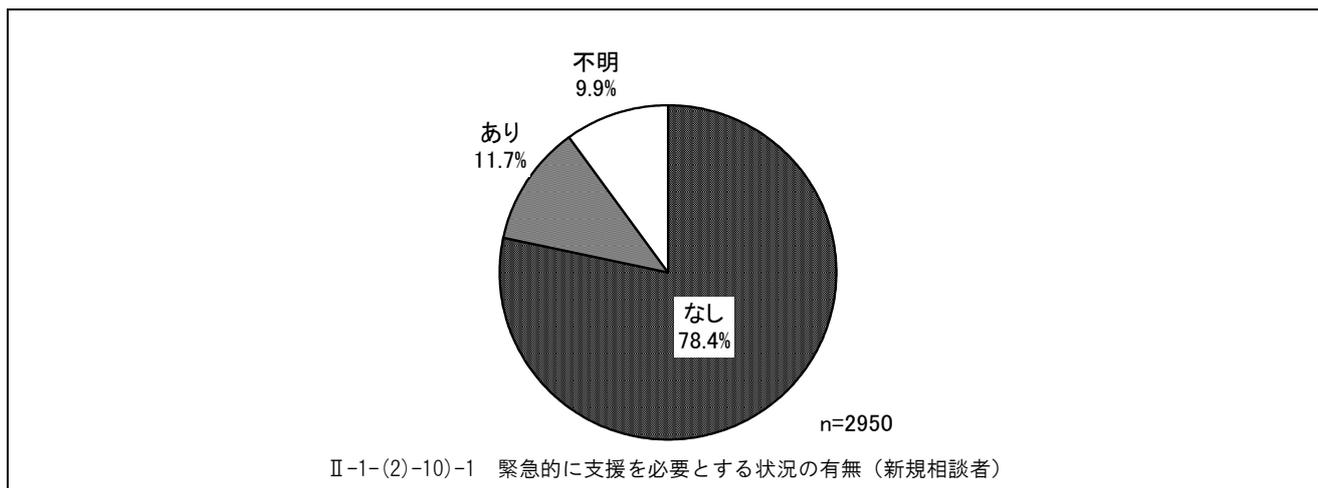
新規相談者の相談内容は、「仕事探し、就職について」が 57.2%と最も多く、次いで「収入・生活費のこと」が 49.1%などとなっている。

9) 過去の相談歴の有無（新規相談者）

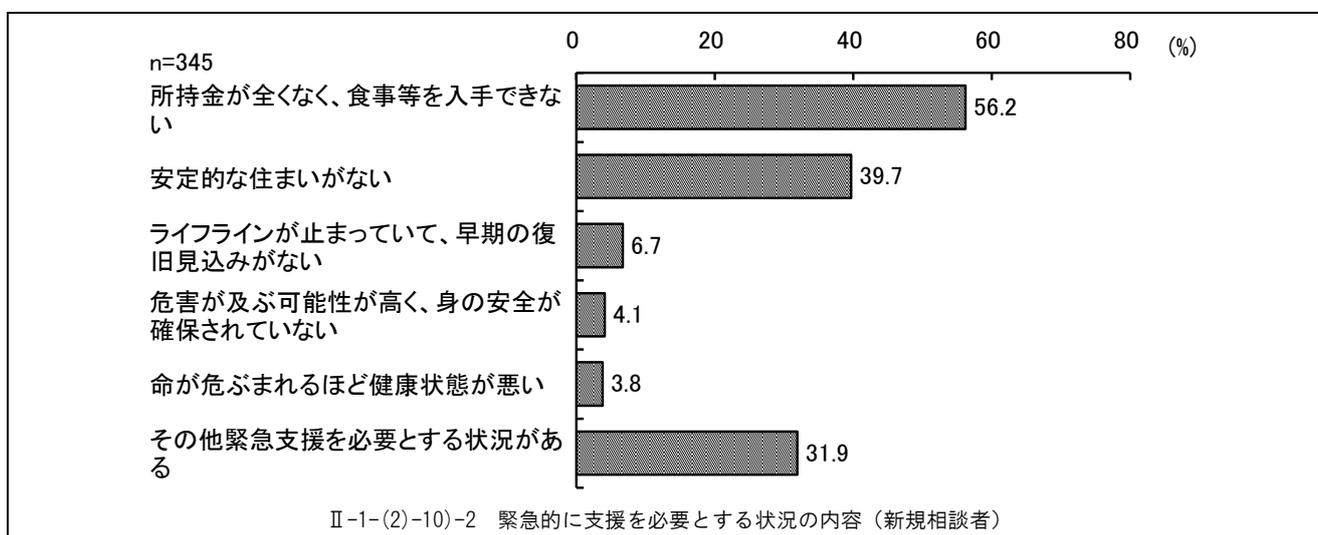


新規相談者の過去の相談歴は、「なし」が27.4%、「あり」が27.6%となっている。
なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

10) 緊急的に支援を必要とする状況の有無・内容（新規相談者）

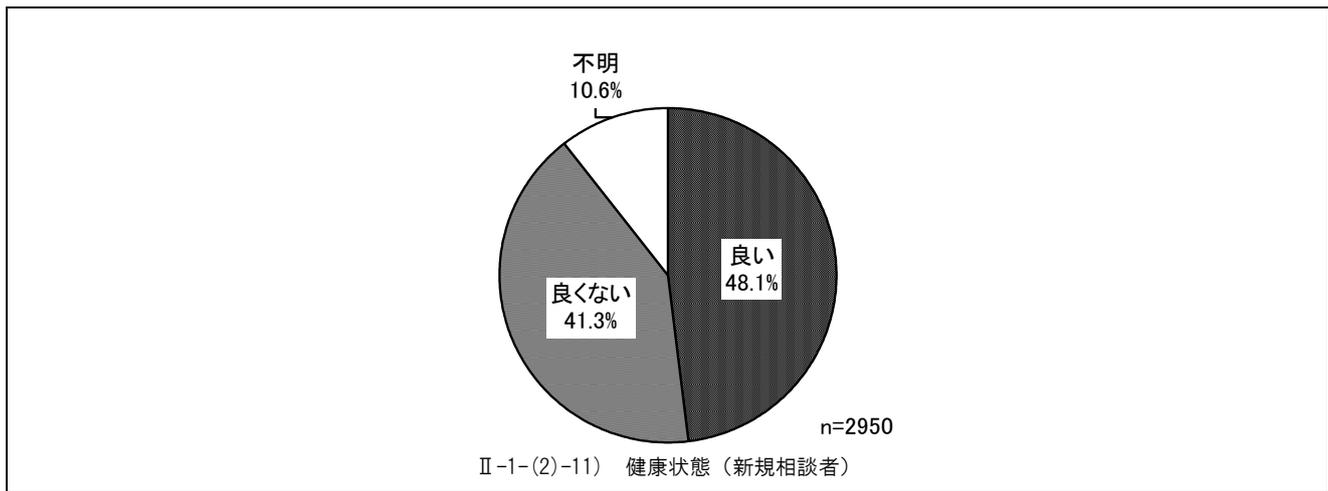


新規相談者が緊急的に支援を必要とする状況については、「なし」が 78.4%、「あり」が 11.7%となっている。



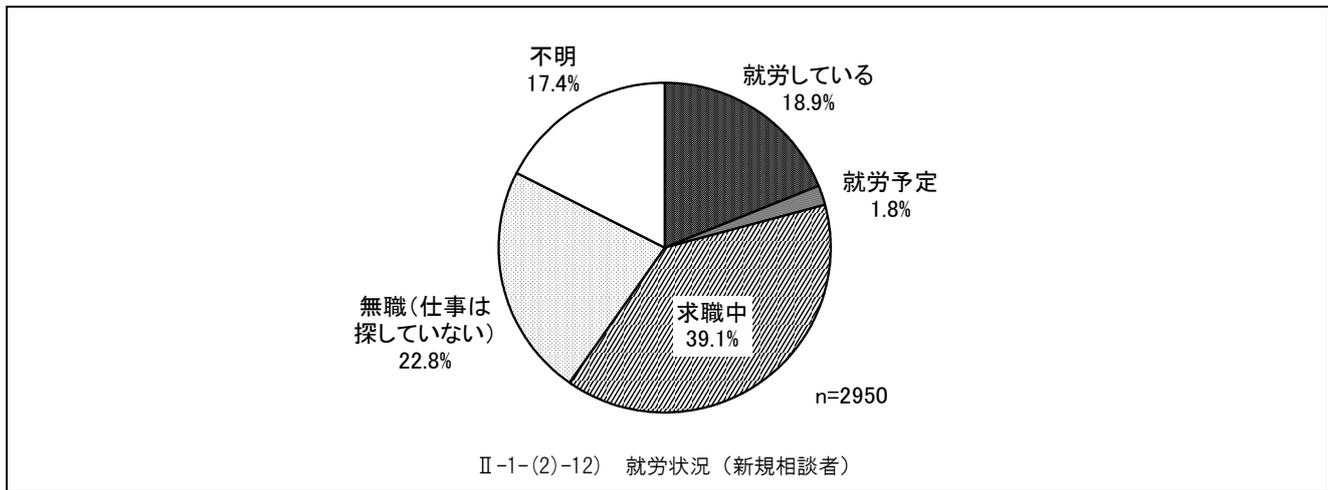
新規相談者が緊急的に支援を必要とする内容は、「所持金が全くなく、食事等を入手できない」が 56.2%、「安定的な住まいがない」が 39.7%などとなっている。

11) 健康状態（新規相談者）



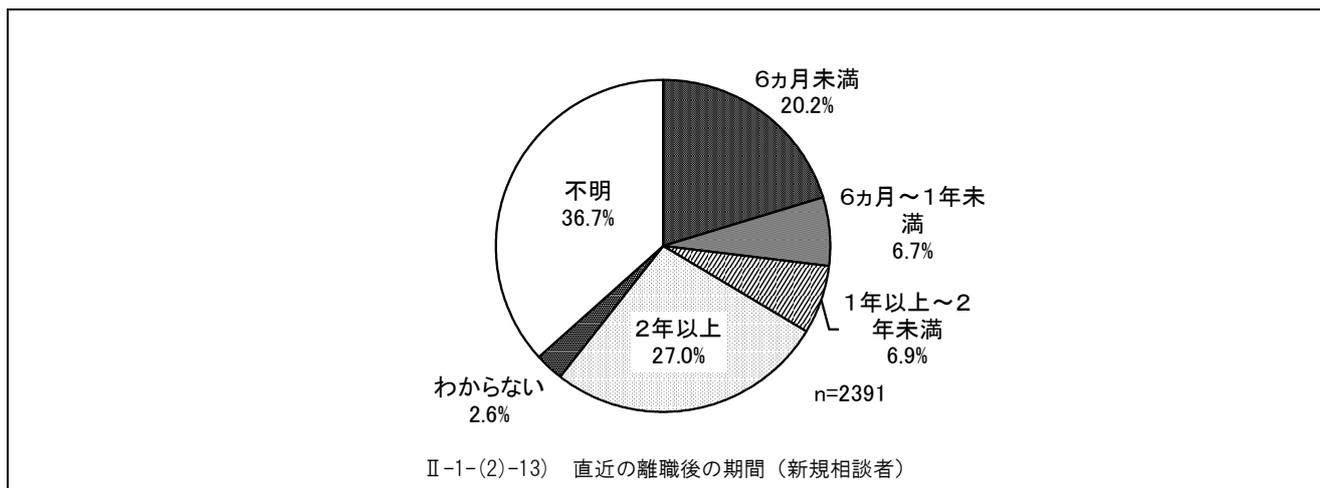
新規相談者の健康状態は、「良い」が48.1%、「良くない」が41.3%となっている。

12) 就労状況（新規相談者）



新規相談者の就労状況は、「求職中」が39.1%と最も多く、以下「無職（仕事は探していない）」が22.8%、「就労している」が18.9%などとなっている。

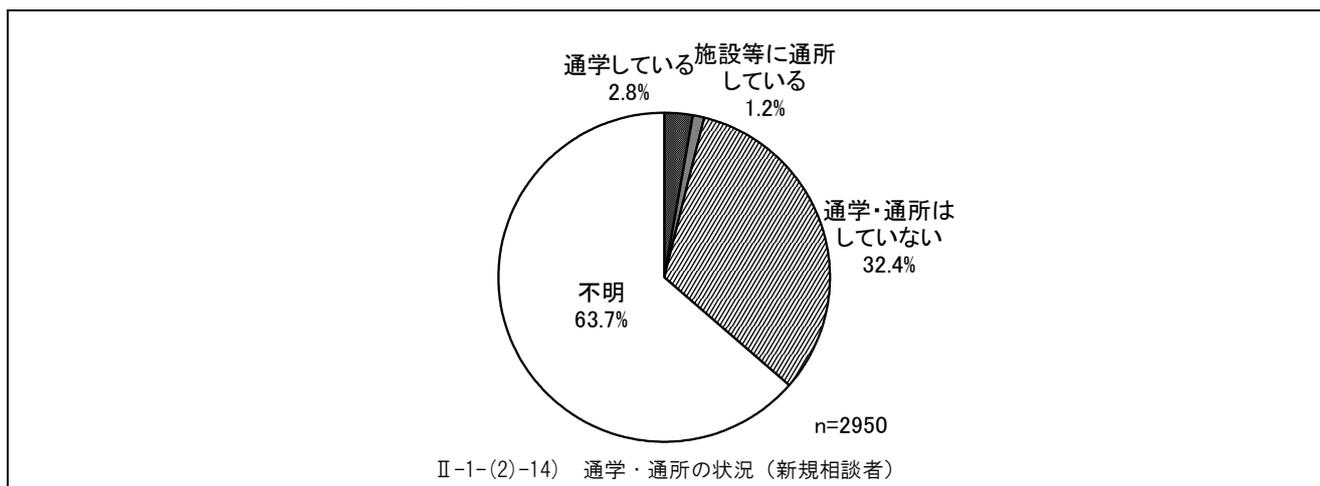
13) 直近の離職後の期間（新規相談者）



新規相談者の直近の離職後の期間は、「2年以上」が 27.0%、「6か月未満」が 20.2%などとなっている。

なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

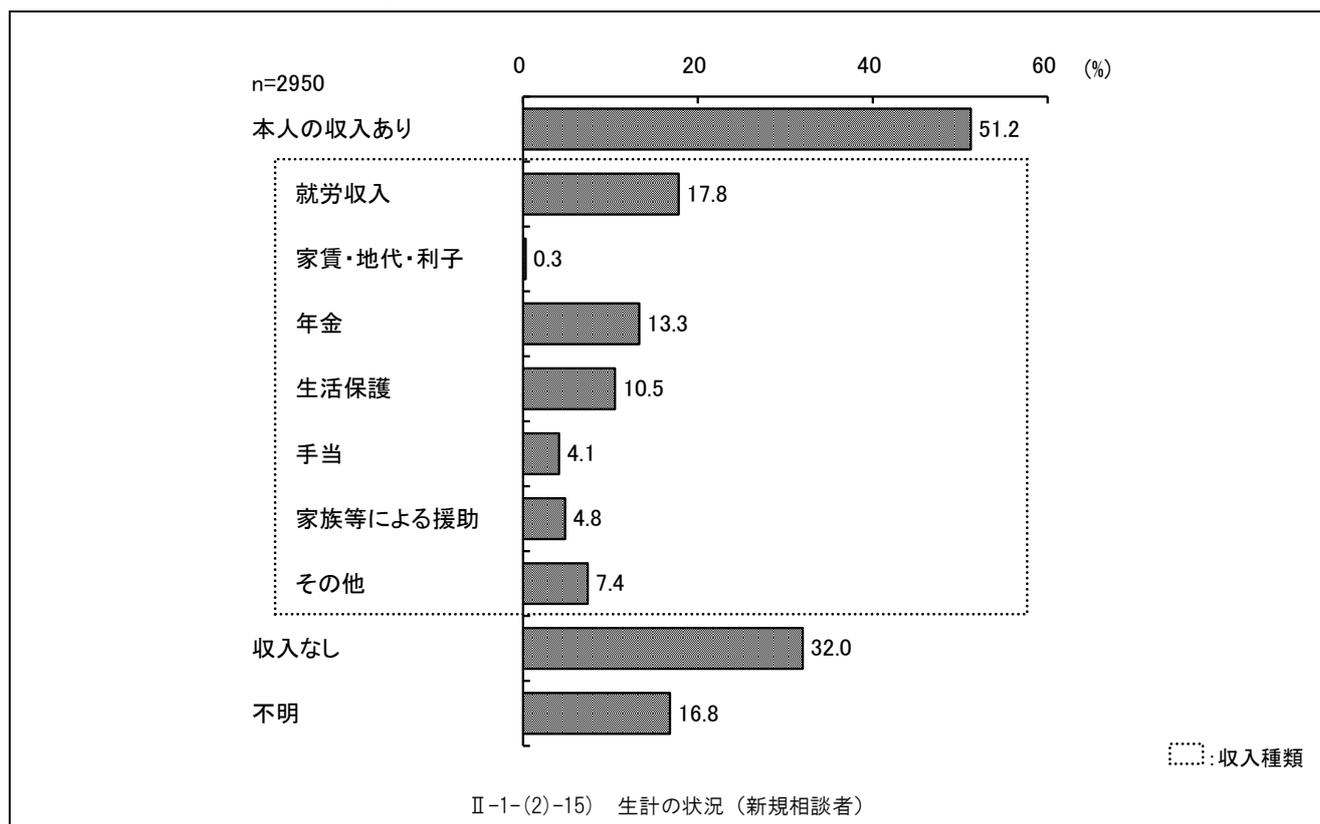
14) 通学・通所の状況（新規相談者）



新規相談者の通学・通所の状況は、「通学している」が 2.8%、「施設等に通所している」が 1.2%などとなっている。

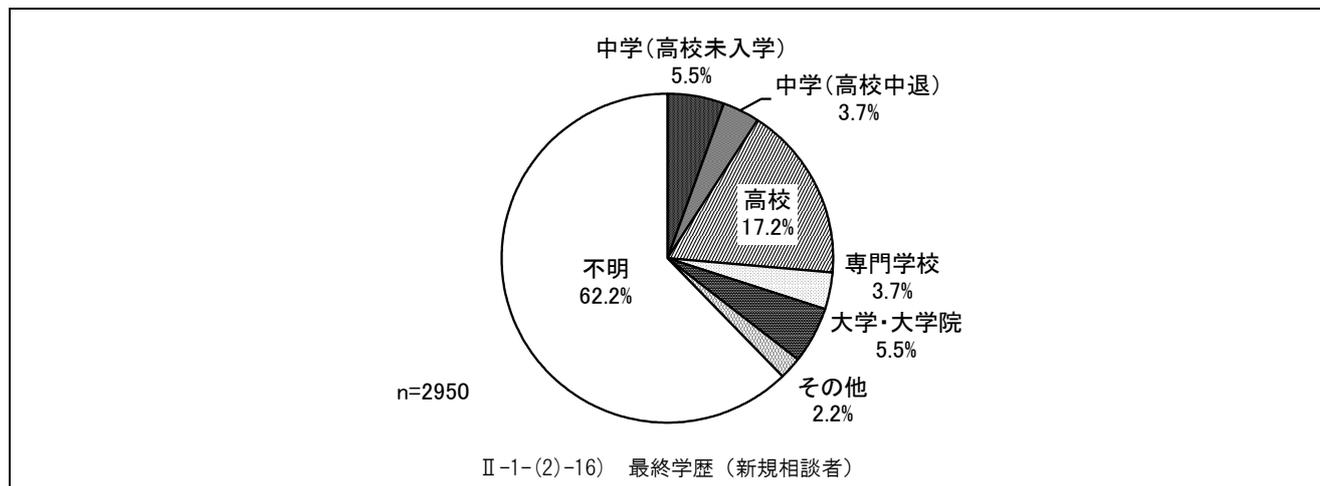
なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

15) 生計の状況（新規相談者）



新規相談者の生計の状況は、「本人の収入あり」が 51.2%、「収入なし」が 32.0%となっている。収入種類については「就労収入」が 17.8%、「年金」が 13.3%などとなっている。

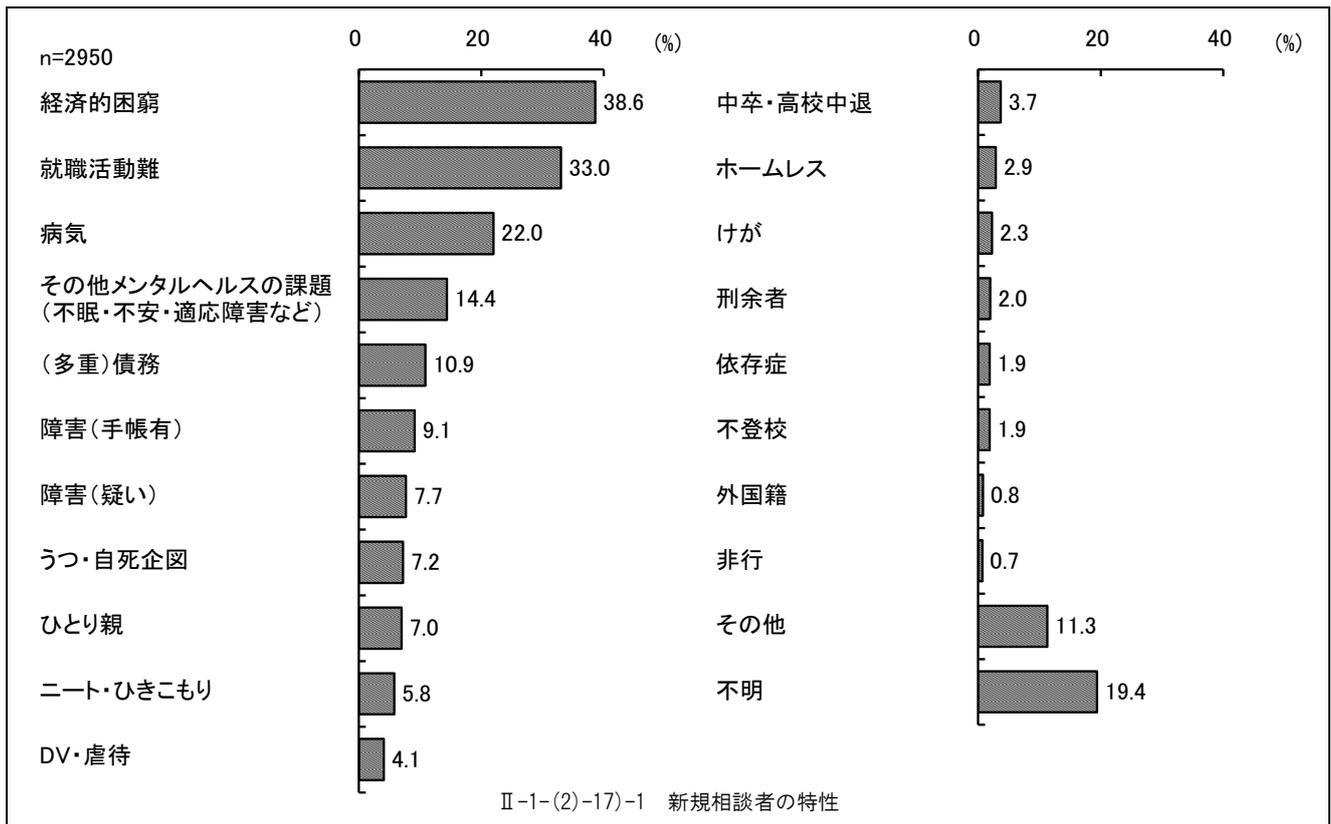
16) 最終学歴（新規相談者）



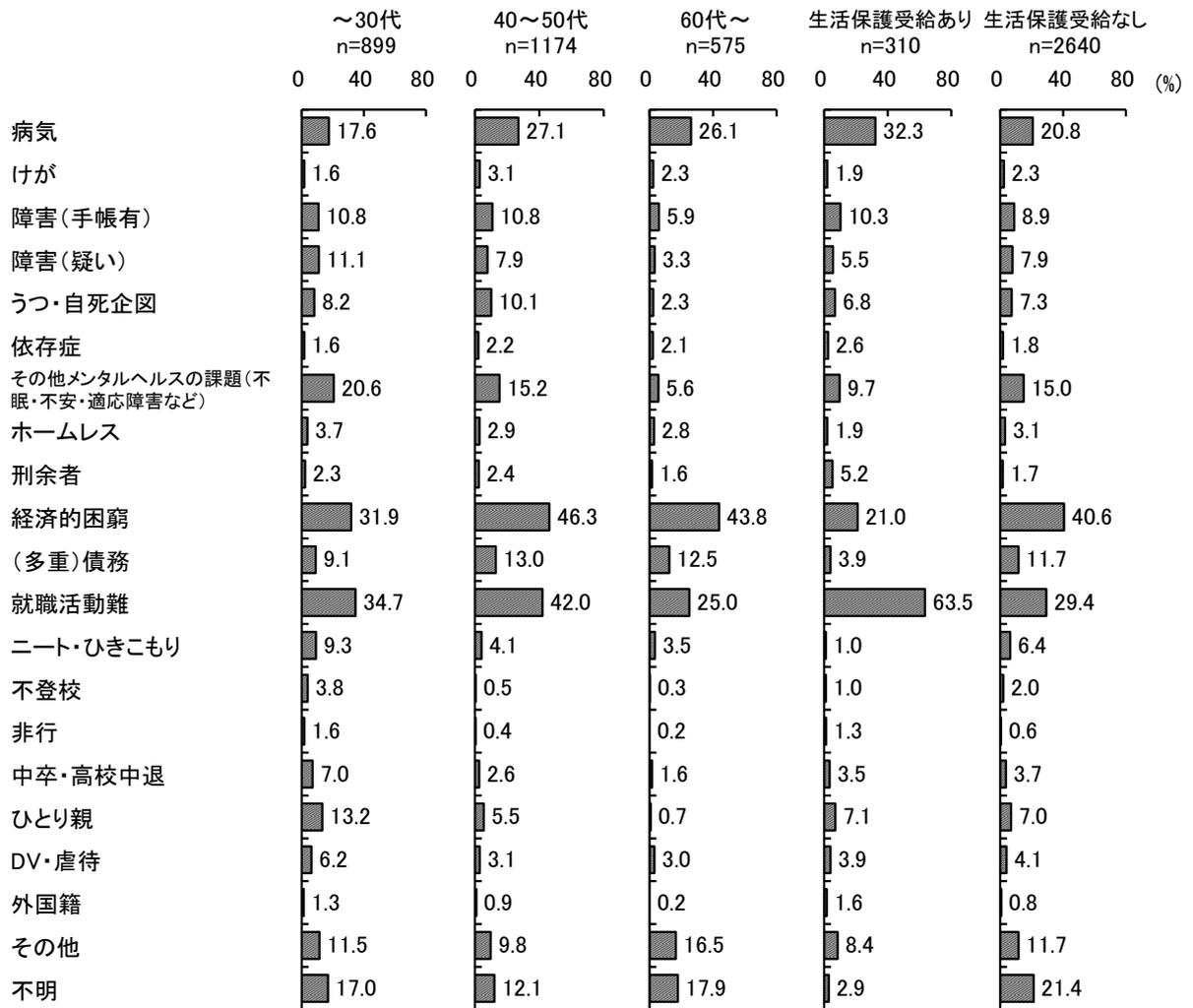
新規相談者の最終学歴は、「中学（高校未入学）」が 5.5%、「中学（高校中退）」が 3.7%、「高校」が 17.2%などとなっている。

なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

17) 新規相談者の特性

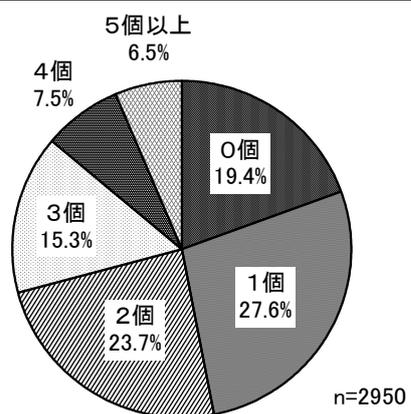


新規相談者の特性については、「経済的困窮」が38.6%、「就職活動難」が33.0%、「病気」が22.0%などとなっている。



II-1-(2)-17)-2 年齢・生活保護受給有無別 新規相談者の特性

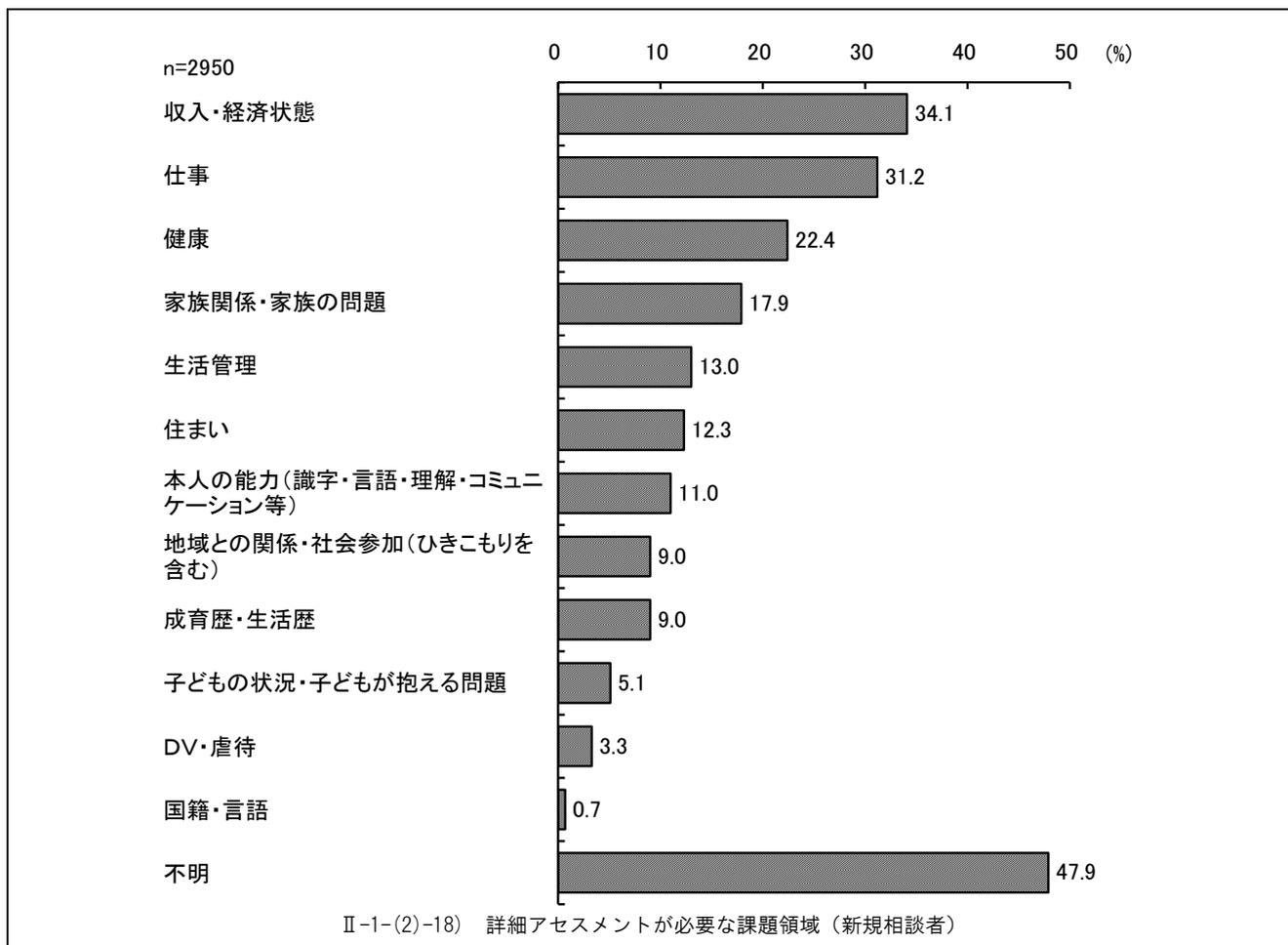
新規相談者の特性を年齢別にみると、40~50代で「経済的困窮」が46.3%と多くなっている。生活保護受給有無別にみると、生活保護受給ありで「就職活動難」が63.5%と多くなっている。



Ⅱ-1-(2)-17)-3 新規相談者の特性 該当個数分布

新規相談者の特性について該当個数分布をみると、「1個」が27.6%、「2個」が23.7%などとなっている。

18) 詳細アセスメントが必要な課題領域（新規相談者）



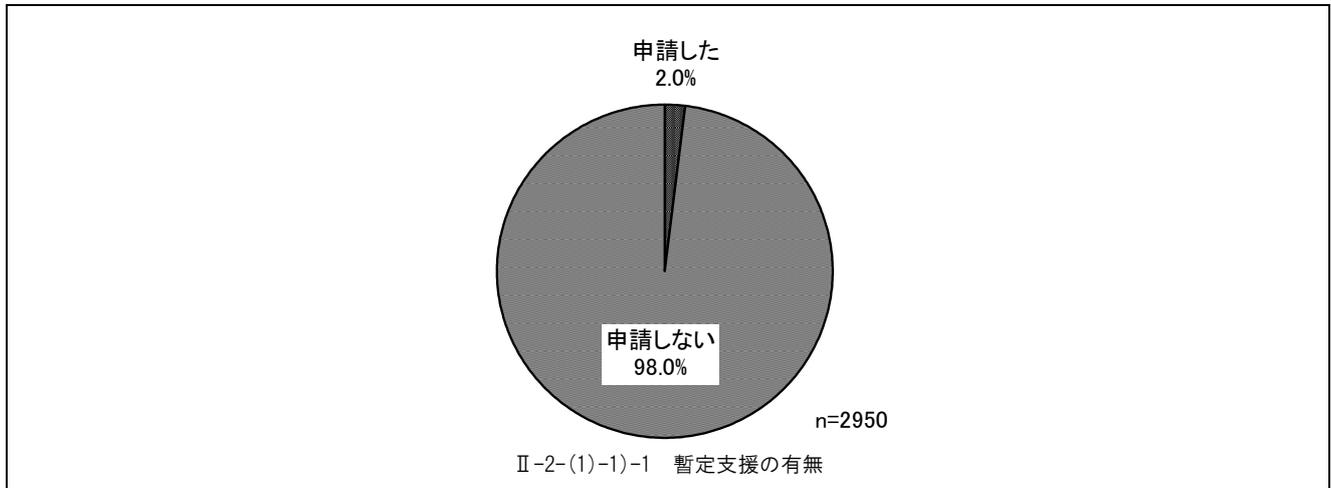
新規相談者の詳細アセスメントが必要な課題領域については、「収入・経済状態」が34.1%、「仕事」が31.2%、「健康」が22.4%などとなっている。

なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

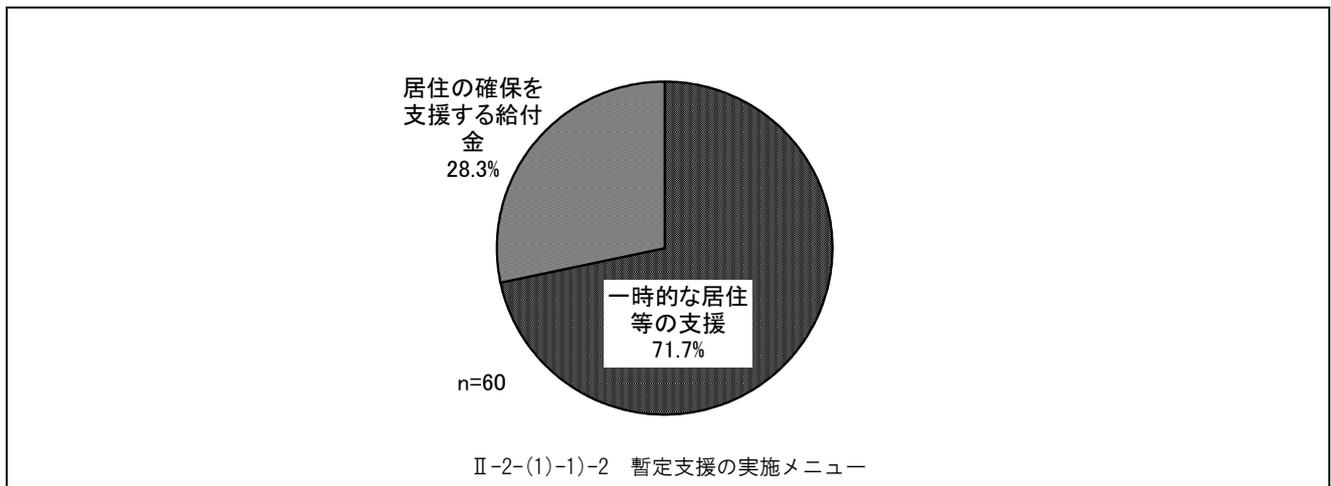
2. 暫定支援・スクリーニング実施状況

(1) 暫定支援の実施状況

1) 暫定支援の有無、うち実施メニュー

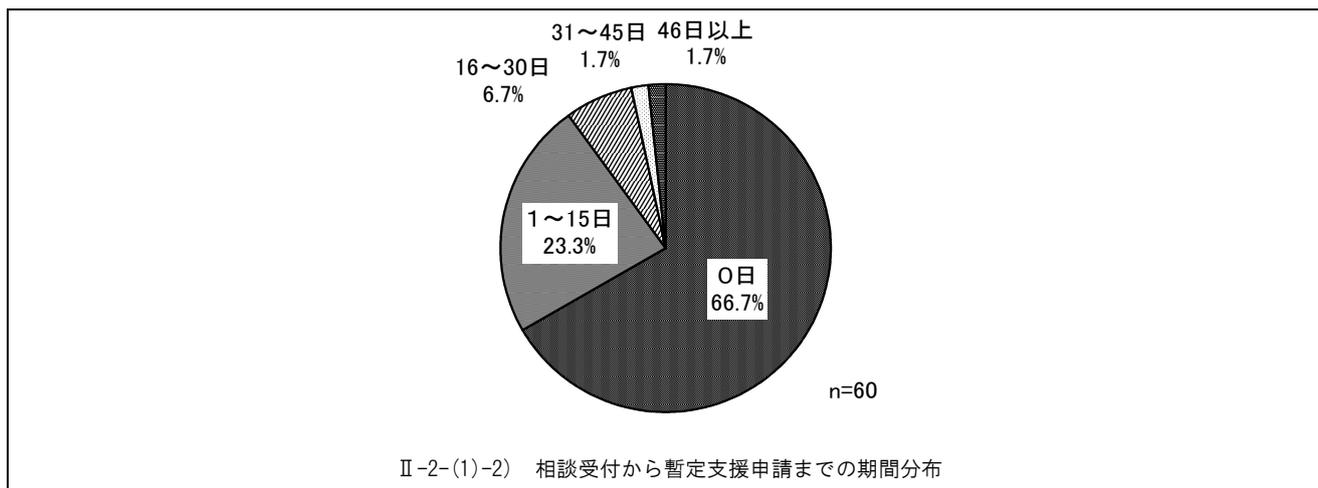


暫定支援の申請については、「申請した」が2.0%、「申請しない」が98.0%となっている。



暫定支援の実施メニューは、「一時的な居住等の支援」が71.7%、「居住の確保を支援する給付金」が28.3%となっている。

2) 相談受付から暫定支援申請までの期間分布

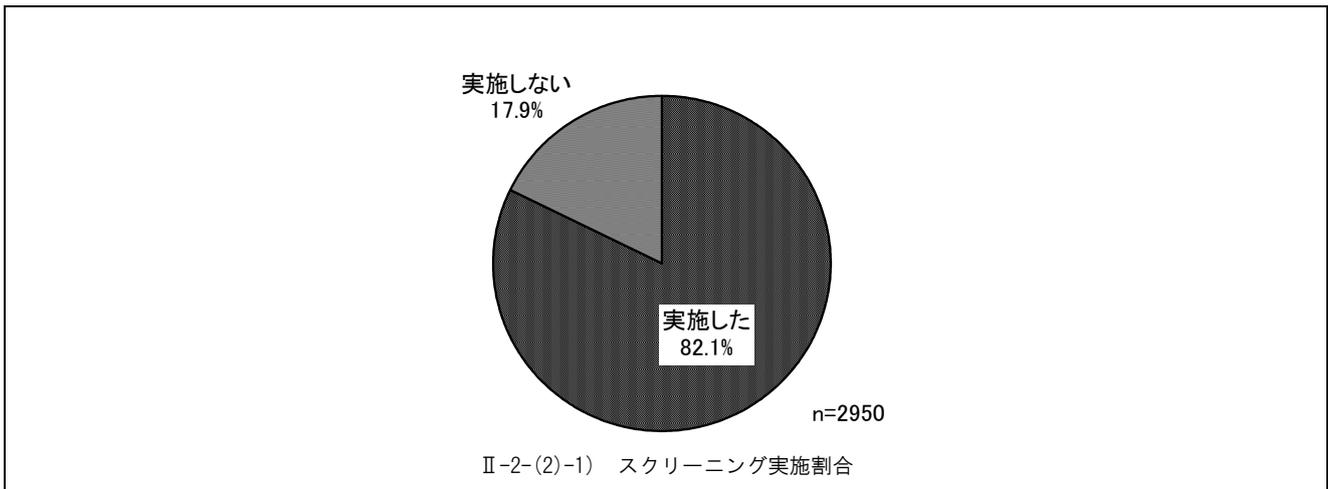


相談受付から暫定支援申請までの期間分布は、「0日（相談受付と暫定支援申請が同じ日）」が66.7%、「1～15日」が23.3%などとなっている。

なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。

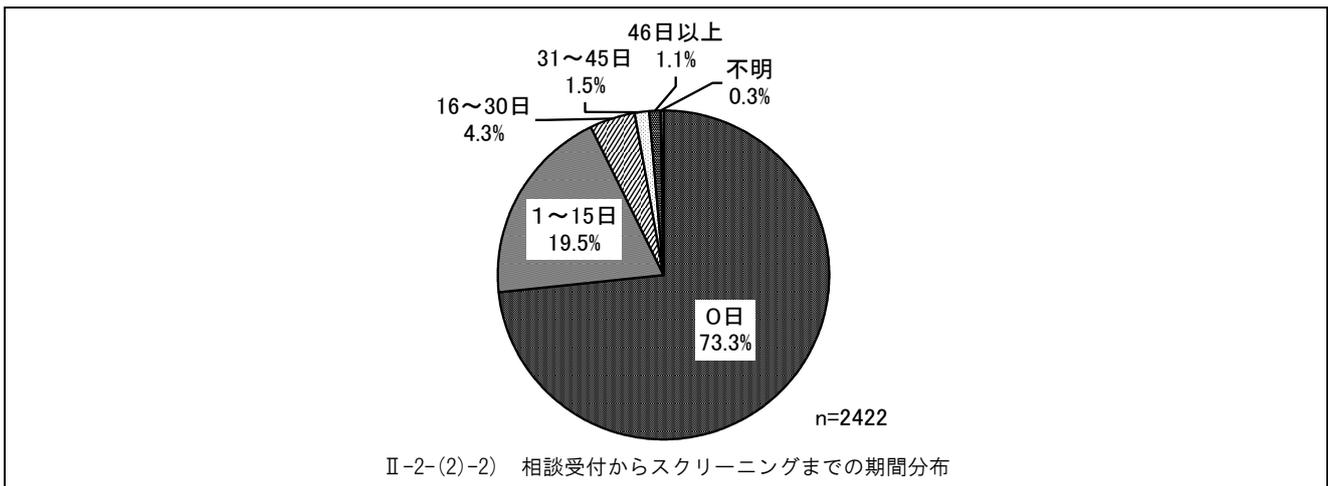
(2) スクリーニングの実施状況

1) スクリーニング実施割合



スクリーニングの実施については、「実施した」が82.1%、「実施しない」が17.9%となっている。

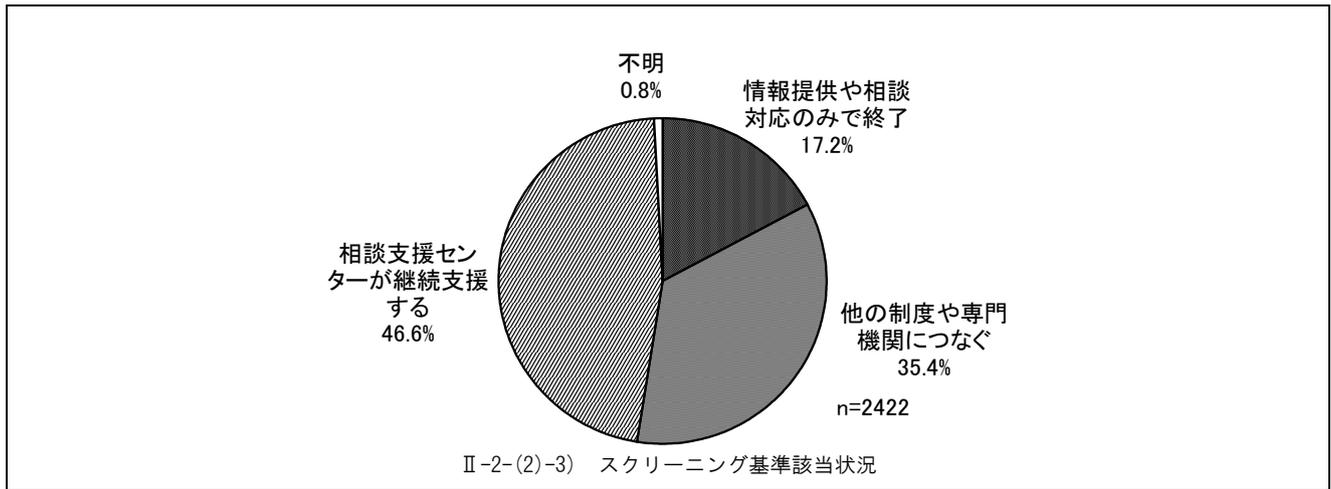
2) 相談受付からスクリーニングまでの期間分布



相談受付からスクリーニングまでの期間分布は、「0日（相談受付とスクリーニング実施が同じ日）」が73.3%、「1～15日」が19.5%などとなっている。

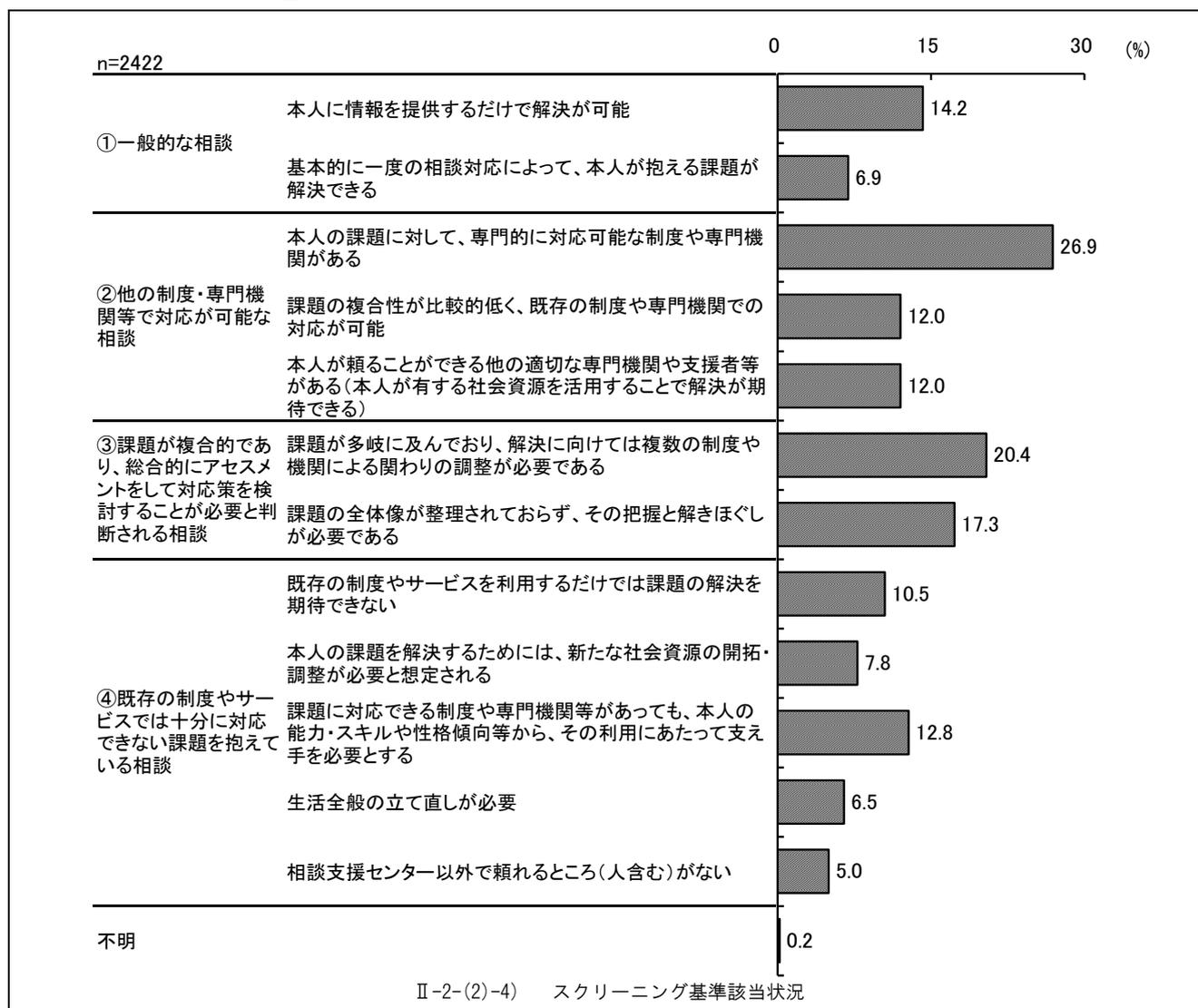
なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。

3) スクリーニング結果



スクリーニング結果については、「相談支援センターが継続支援する」が46.6%、「他の制度や専門機関につなぐ」が35.4%、「情報提供や相談対応のみで終了」が17.2%となっている。

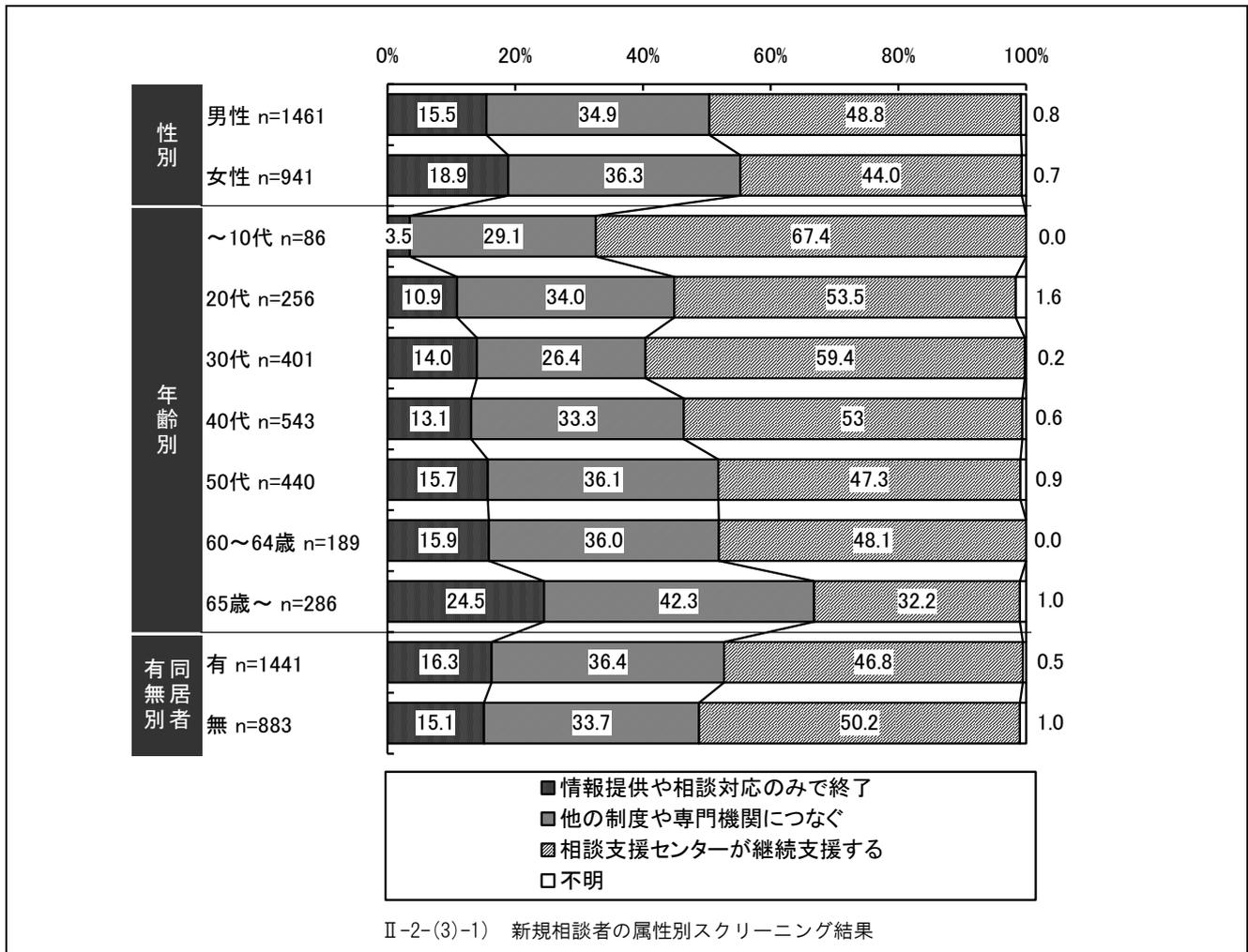
4) スクリーニング基準該当状況



スクリーニング基準への該当状況については、「本人の課題に対して、専門的に対応可能な制度や専門機関がある」が 26.9%、「課題が多岐に及んでおり、解決に向けては複数の制度や機関による関わりの調整が必要である」が 20.4%などとなっている。

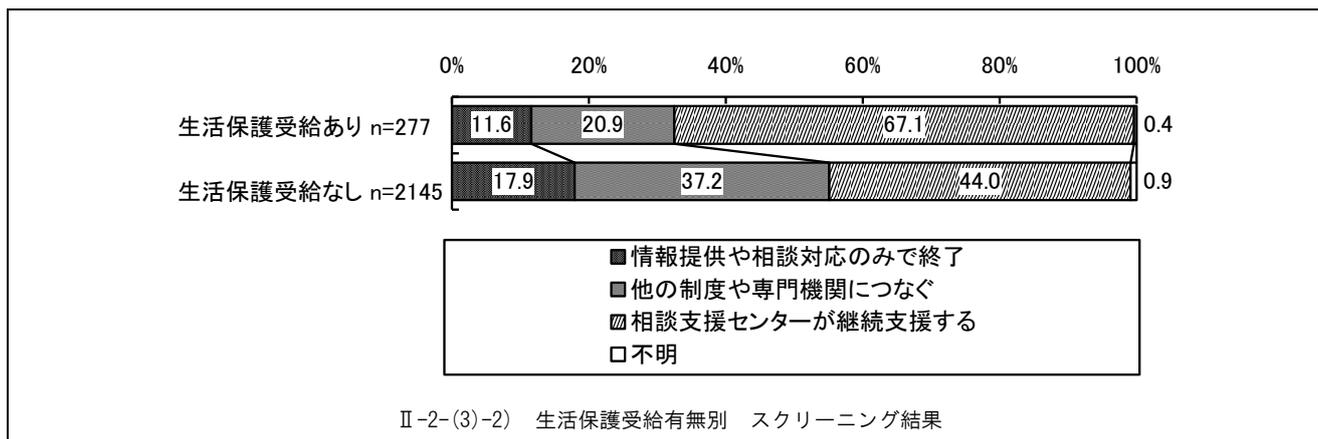
(3) 相談者の特性別に応じたスクリーニング結果

1) 新規相談者の属性別スクリーニング結果



新規相談者の属性別スクリーニング結果をみると、65歳以上で「情報提供や相談対応のみで終了」及び「他の制度や専門機関につなぐ」、10代以下で「相談支援センターが継続支援する」の割合が高くなっている。

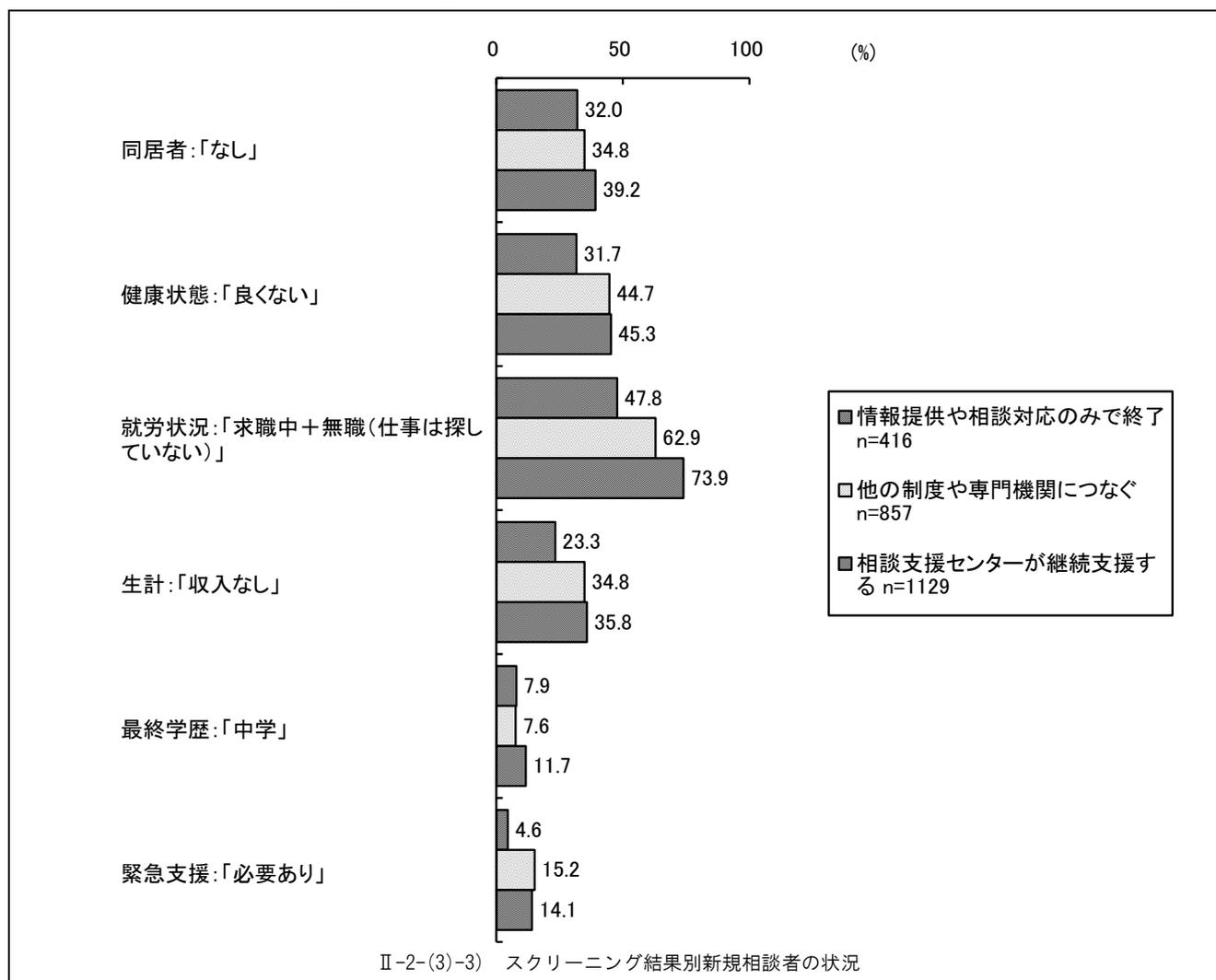
2) 生活保護受給有無別スクリーニング結果



スクリーニング結果を生活保護受給有無別にみると、生活保護受給ありで「相談支援センターが継続支援する」が67.1%と多くなっている。

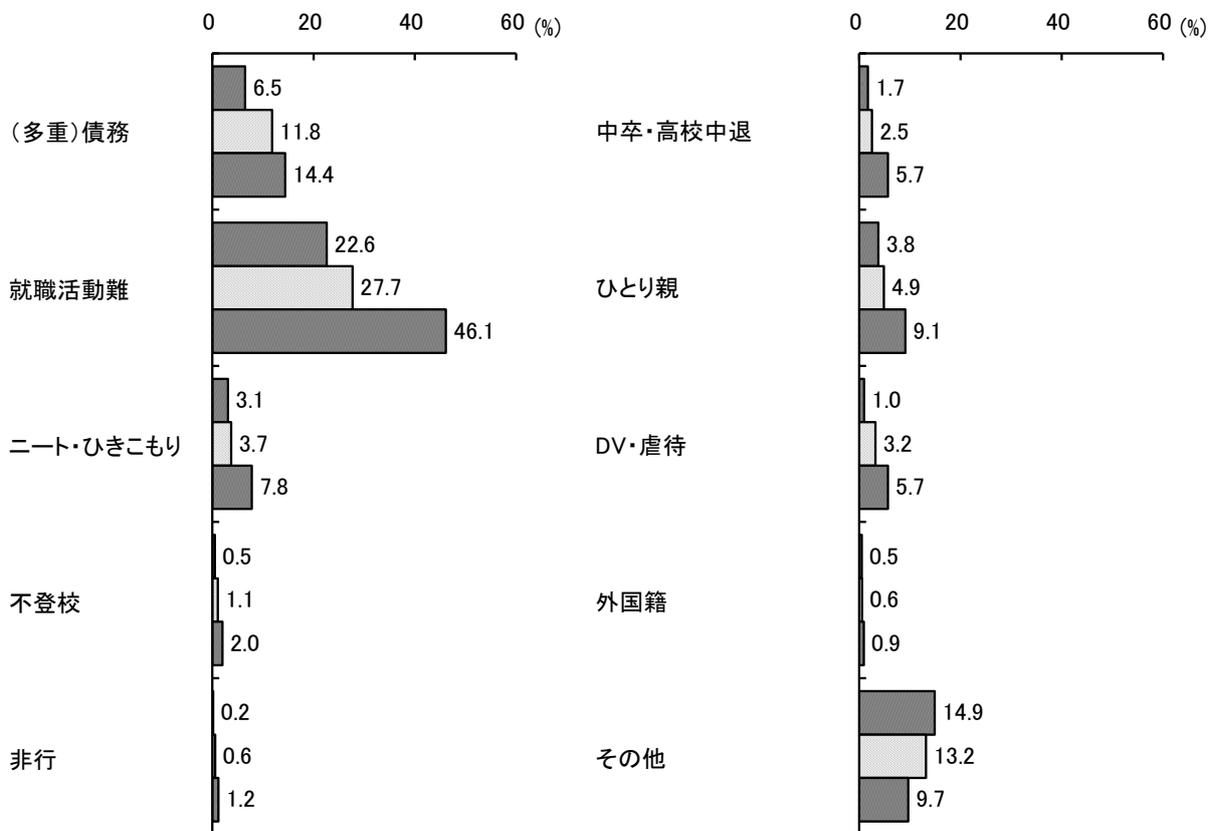
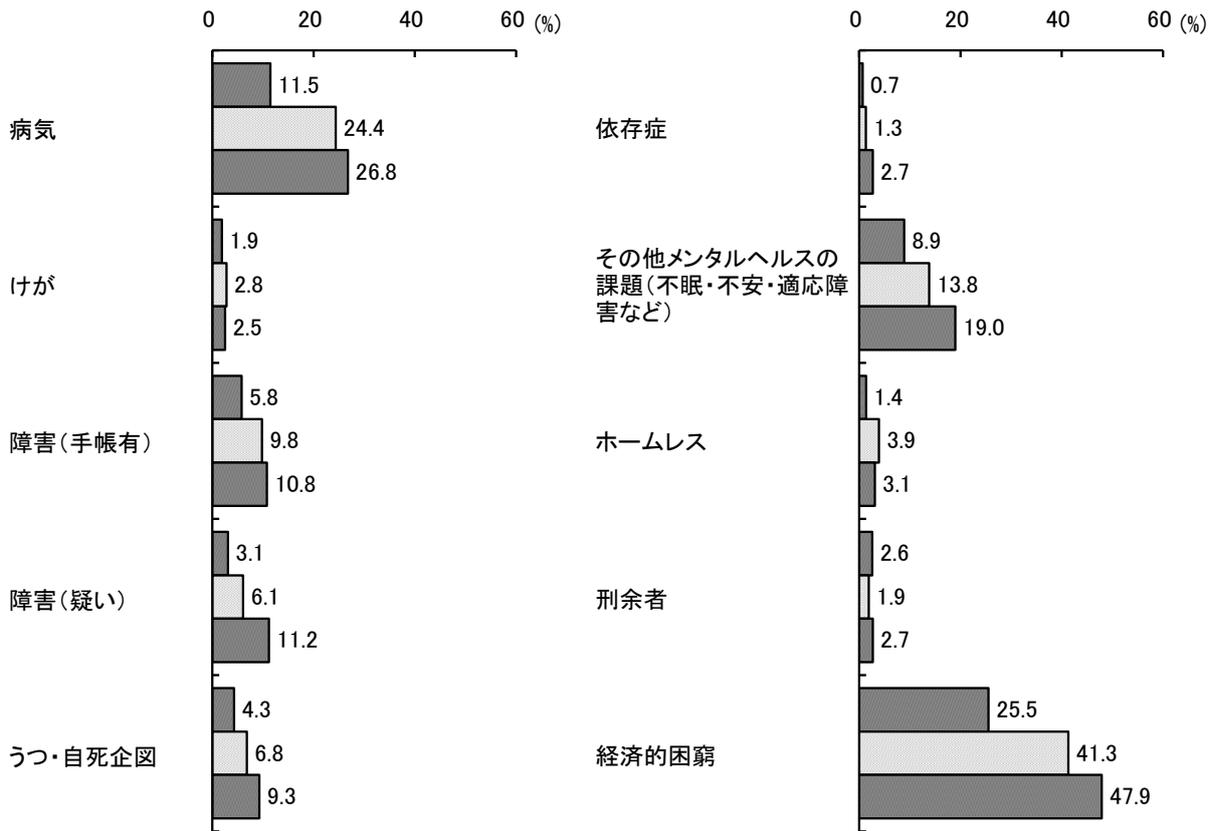
なお、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースで継続支援の割合が高い結果については、生活保護受給者を含む自治体における支援方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによるスクリーニング結果の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。

3) スクリーニング結果別新規相談者の状況



スクリーニング結果別に新規相談者の状況を見ると、「相談支援センターが継続支援する」とされたケースにおいてその他と比べて、就労状況が「求職中+無職（仕事は探していない）」の割合が高くなっている。

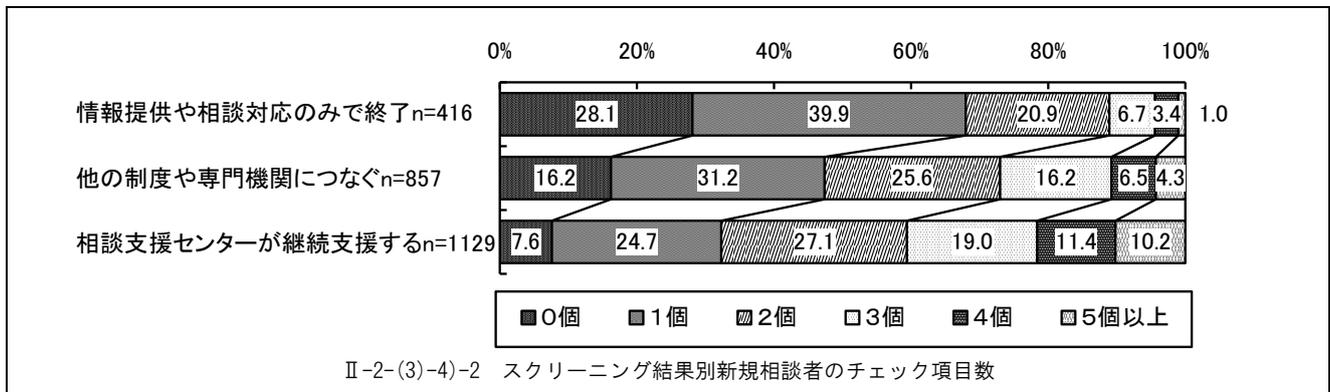
4) スクリーニング結果別新規相談者の特性（チェック項目該当状況）



■ 情報提供や相談対応のみで終了 n=416 □ 他の制度や専門機関につなぐ n=857
 ■ 相談支援センターが継続支援する n=1129

II-2-(3)-4)-1 スクリーニング結果別新規相談者の特性

スクリーニング結果別に新規相談者の特性をみると、「相談支援センターが継続支援する」とされたケースにおいてその他と比べて、「経済的困窮」や「就職活動難」などでの割合が高くなっている。

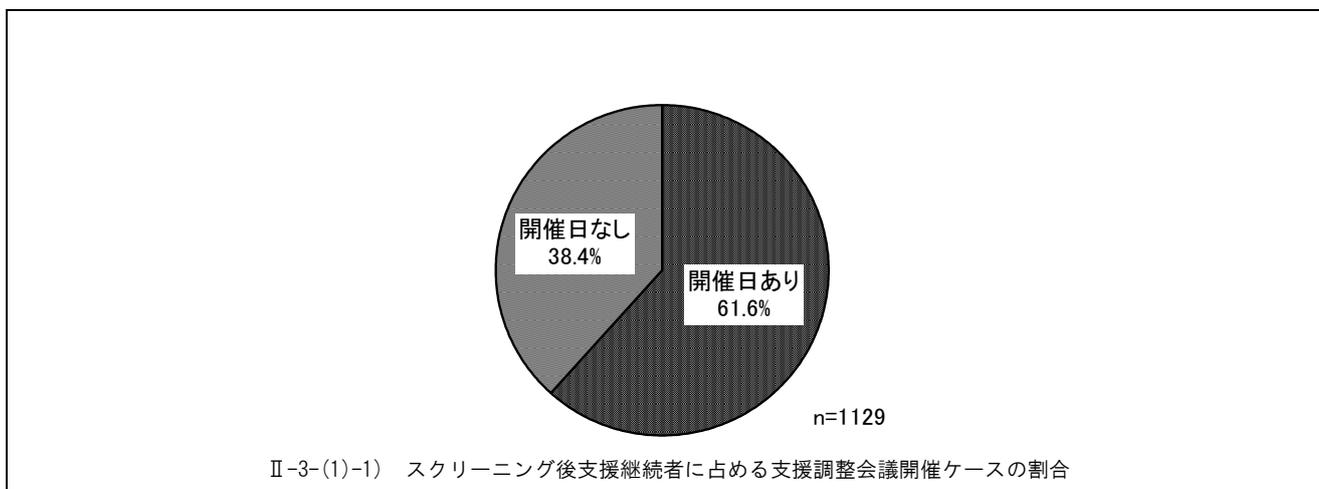


スクリーニング結果別に新規相談者の特性のチェック項目該当数をみると、「情報提供や相談対応のみで終了」で「1個」が39.9%、「他の制度や専門機関につなぐ」で「1個」が31.2%、「相談支援センターが継続支援する」で「2個」が27.1%などと割合が高くなっている。すなわち、相談支援センターが継続支援する相談者の方が、有する課題の個数が多い傾向がみられる。

3. 支援決定の状況

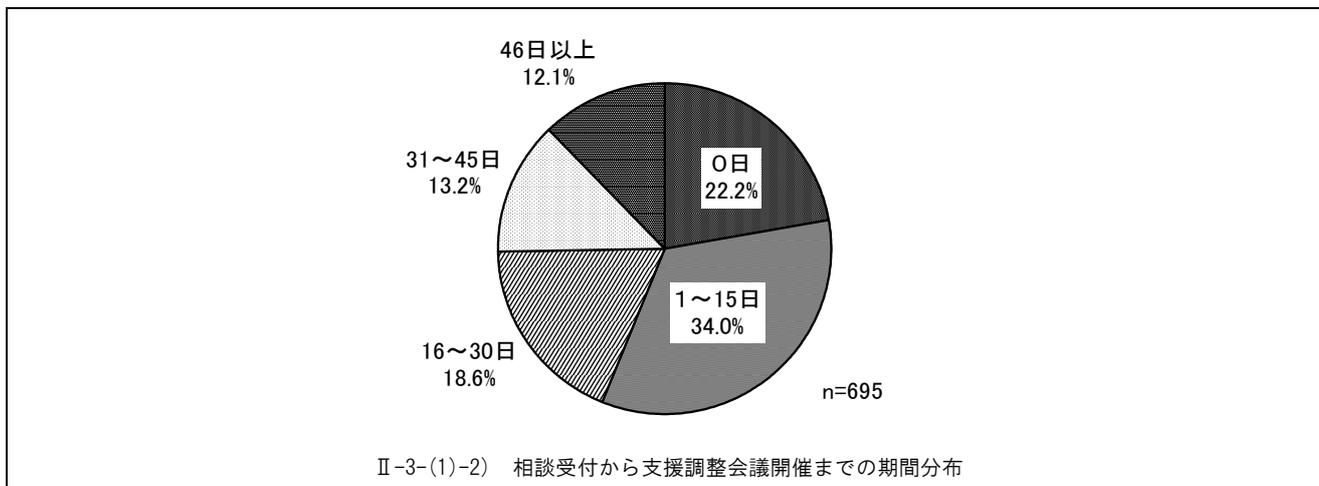
(1) 支援調整会議開催状況

1) スクリーニング後支援継続者に占める支援調整会議開催ケースの割合



スクリーニング後支援継続者に占める支援調整会議開催ケースの割合は、「開催日あり」が 61.6%、「開催日なし」が 38.4%となっている。

2) 相談受付から支援調整会議開催までの期間分布

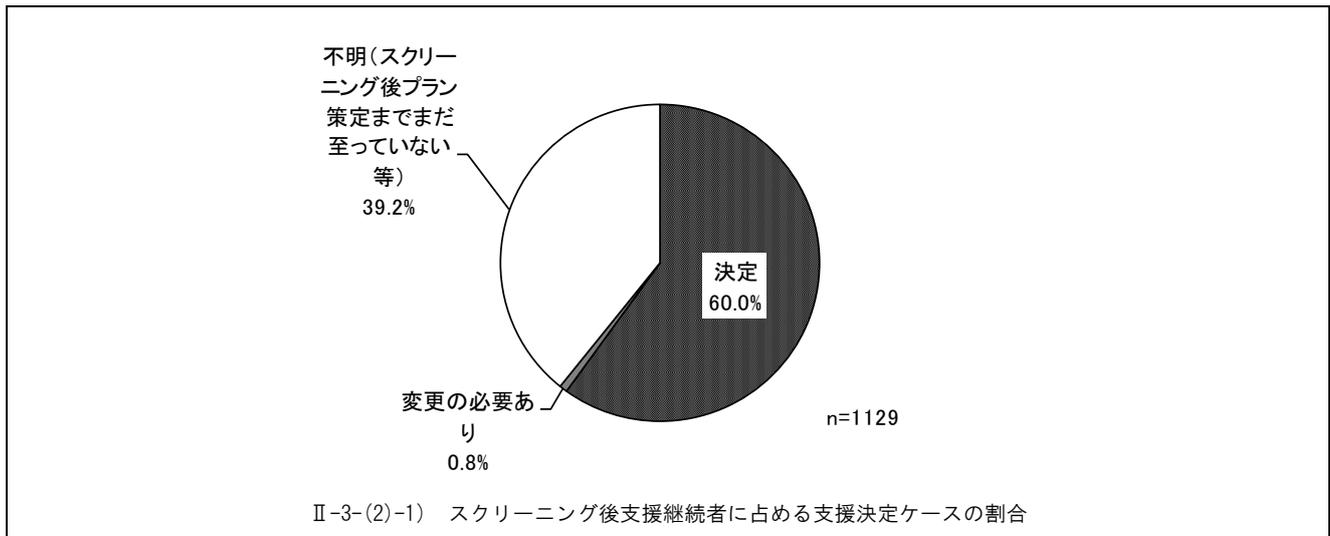


相談受付から支援調整会議開催までの期間分布は、「0日（相談受付と支援調整会議開催が同じ日）」が 22.2%、「1~15日」が 34.0%、「16~30日」が 18.6%などとなっている。

なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。

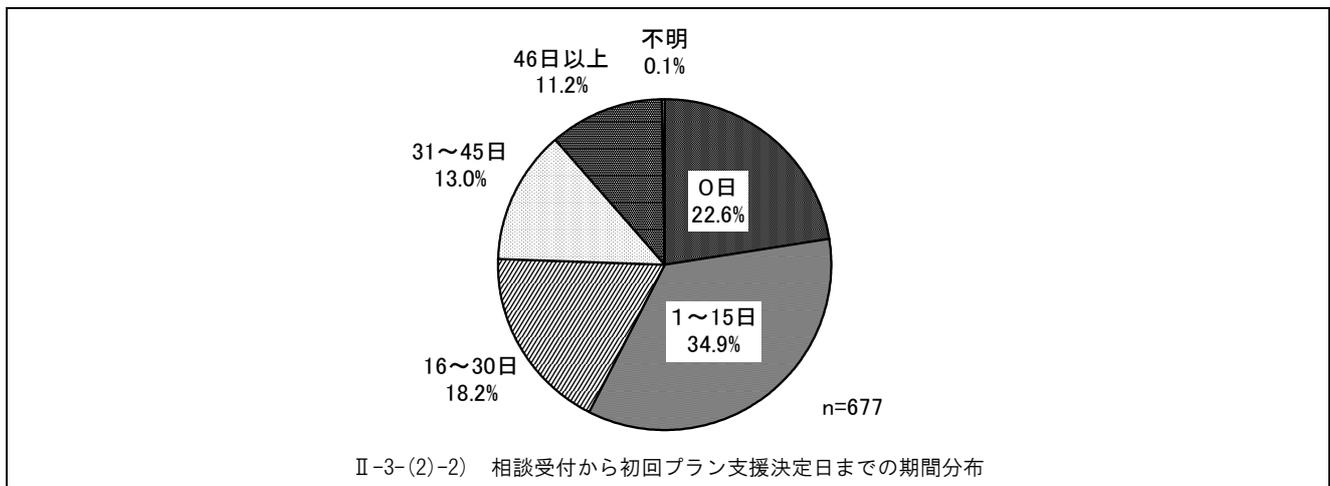
(2) 支援決定の実施状況

1) スクリーニング後支援継続者に占める支援決定ケースの割合



スクリーニング後支援継続者に占める支援決定ケースの割合は、「決定」が 60.0%となっている。データ集計時点の1月末においては、スクリーニング後プラン策定までまだ至っていない等のケースも約4割ある。

2) 相談受付から初回プラン支援決定日までの期間分布



相談受付から初回プラン支援決定日までの期間分布は、「0日（相談受付と初回プラン支援決定が同じ日）」が 22.6%、「1～15日」が 34.9%、「16～30日」が 18.2%などとなっている。

なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。

(3) 自治体別にみた支援決定件数（再プランを含む）

1) 自治体別月間平均支援決定件数

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	月間平均
北海道	-	0	0	0	0	0	0	0.0
北海道札幌市	-	-	-	-	-	3	3	3.0
北海道釧路市	1	1	2	3	1	3	11	1.8
北海道岩見沢市	-	-	0	0	3	3	6	1.5
岩手県	0	2	3	2	2	6	15	2.5
岩手県花巻市	0	0	0	0	2	0	2	0.3
秋田県湯沢市	-	-	0	0	0	0	0	0.0
山形県山形市	-	-	-	0	5	3	8	2.7
千葉県千葉市	-	-	-	-	0	0	0	0.0
千葉県船橋市	1	2	1	0	0	1	5	0.8
千葉県柏市	0	0	1	3	0	6	10	1.7
千葉県野田市	0	0	0	0	0	0	0	0.0
千葉県香取市	0	0	0	1	0	0	1	0.2
神奈川県横浜市	0	3	5	13	11	13	45	7.5
神奈川県川崎市	-	-	-	-	0	0	0	0.0
神奈川県相模原市	-	-	4	9	10	8	31	7.8
新潟県	11	9	16	5	13	10	64	10.7
長野県	11	17	12	16	6	12	74	12.3
石川県小松市	0	0	1	0	0	1	2	0.3
岐阜県	0	0	1	1	0	0	2	0.3
愛知県	-	-	-	0	0	0	0	0.0
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	0	0	0.0
福井県	-	-	-	0	0	0	0	0.0
滋賀県野洲市	13	14	18	10	10	12	77	12.8
滋賀県東近江市	-	-	6	9	2	0	17	4.3
京都府	2	5	5	2	2	2	18	3.0
京都府京丹後市	0	0	0	0	1	0	1	0.2
京都府長岡京市	-	-	-	0	3	2	5	1.7
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	7	7	7.0
大阪府箕面市	2	0	0	3	0	0	5	0.8
兵庫県神戸市	-	-	0	2	0	2	4	1.0
奈良県奈良市	-	5	40	30	25	20	120	24.0
鳥取県	-	-	-	0	0	0	0	0.0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0.0
岡山県岡山市	-	-	-	-	0	0	0	0.0
山口県	0	1	5	0	0	0	6	1.0
徳島県	0	0	4	13	17	5	39	6.5
香川県丸亀市	-	-	-	2	3	0	5	1.7
高知県	-	-	-	0	0	0	0	0.0
高知県高知市	-	-	-	0	0	0	0	0.0
福岡県	-	-	-	-	3	6	9	4.5
福岡県福岡市	-	-	-	-	18	7	25	12.5
佐賀県佐賀市	-	-	0	0	2	15	17	4.3
熊本県	-	-	0	0	2	2	4	1.0
熊本県熊本市	-	-	-	0	1	0	1	0.3
熊本県菊池市	-	-	0	0	0	0	0	0.0
沖縄県	4	14	10	5	5	0	38	6.3
合計	45	73	134	129	147	149	677	-

Ⅱ-3-(2)-1) 自治体別月間平均支援決定件数

自治体別月間平均支援決定件数は、奈良県奈良市で24.0件、滋賀県野洲市で12.8件などとなっている。

なお、件数の多寡については事業の開始時期や実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。

2) 相談支援員 1 人あたり月次平均支援決定件数

(※相談支援員数は、常勤を 1 人、非常勤を 0.5 人換算で算出)

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
北海道	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北海道札幌市	-	-	-	-	-	0.3	0.3
北海道釧路市	0.2	0.2	0.4	0.7	0.2	0.7	0.4
北海道岩見沢市	-	-	0.0	0.0	1.5	1.5	0.8
岩手県	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.2
岩手県花巻市	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.3
山形県山形市	-	-	-	0.0	2.5	1.5	1.3
千葉県千葉市	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
千葉県船橋市	0.3	0.7	0.3	0.0	0.0	0.3	0.3
千葉県柏市	0.0	0.0	0.2	0.5	0.0	1.0	0.3
千葉県野田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県香取市	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
神奈川県横浜市	0.0	0.2	0.3	0.9	0.8	0.9	0.5
神奈川県川崎市	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
神奈川県相模原市	-	-	1.6	3.6	4.0	3.2	3.1
新潟県	1.2	1.0	1.8	0.6	1.4	1.1	1.2
長野県	0.6	0.9	0.6	0.8	0.3	0.6	0.6
石川県小松市	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
岐阜県	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
愛知県	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	0.0	0.0
福井県	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県野洲市	2.2	2.3	3.0	1.7	1.7	2.0	2.1
滋賀県東近江市	-	-	4.0	6.0	1.3	0.0	2.8
京都府	0.2	0.6	0.6	0.2	0.2	0.2	0.3
京都府京丹後市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
京都府長岡京市	-	-	-	0.0	3.0	2.0	1.7
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	0.9	0.9
大阪府箕面市	2.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.8
兵庫県神戸市	-	-	0.0	1.0	0.0	1.0	0.5
奈良県奈良市	-	1.3	10.0	7.5	6.3	5.0	6.0
島根県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岡山県岡山市	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
山口県	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1
徳島県	0.0	0.0	0.4	1.4	1.8	0.5	0.7
香川県丸亀市	-	-	-	0.5	0.8	0.0	0.4
高知県	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
高知県高知市	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県佐賀市	-	-	0.0	0.0	0.3	2.3	0.7
熊本県	-	-	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1
熊本県熊本市	-	-	-	0.0	0.3	0.0	0.1
熊本県菊池市	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	0.3	0.9	0.6	0.3	0.3	0.0	0.4

II-3-(2)-2) 相談員 1 人あたり月次平均支援決定件数

相談支援員 1 人あたり月次平均支援決定件数は、奈良県奈良市で 6.0 件、神奈川県相模原市で 3.1 件などとなっている。

なお、ここで示す平均件数は、非常勤の相談支援員を仮に 0.5 人換算して計算しているものであり、相談支援員の稼働状況を正確に反映したものではない。また、件数の多寡については事業の開始時期や実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。

3) 圏域人口 10 万人あたり月次平均支援決定件数

自治体	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平均
北海道	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北海道札幌市	-	-	-	-	-	0.9	0.9
北海道釧路市	0.6	0.6	1.1	1.7	0.6	1.7	1.0
北海道岩見沢市	-	-	0.0	0.0	3.4	3.4	1.7
岩手県	0.0	0.3	0.5	0.3	0.3	1.0	0.4
岩手県花巻市	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.3
山形県山形市	-	-	-	0.0	2.0	1.2	1.1
千葉県千葉市	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
千葉県船橋市	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1
千葉県柏市	0.0	0.0	0.2	0.7	0.0	1.5	0.4
千葉県野田市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県香取市	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.2
神奈川県横浜市	0.0	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.2
神奈川県川崎市	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
神奈川県相模原市	-	-	1.5	3.3	3.6	2.9	2.8
新潟県	0.5	0.4	0.7	0.2	0.6	0.4	0.5
長野県	0.5	0.8	0.6	0.8	0.3	0.6	0.6
石川県小松市	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	0.3
岐阜県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県長久手市	-	-	-	-	-	0.0	0.0
福井県	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県野洲市	25.6	27.6	35.4	19.7	19.7	23.6	25.3
滋賀県東近江市	-	-	5.2	7.8	1.7	0.0	3.7
京都府	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
京都府京丹後市	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.3
京都府長岡京市	-	-	-	0.0	3.8	2.5	2.1
大阪府大阪市	-	-	-	-	-	1.8	1.8
大阪府箕面市	1.5	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	0.6
兵庫県神戸市	-	-	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1
奈良県奈良市	-	1.4	11.0	8.2	6.9	5.5	6.6
島根県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岡山県岡山市	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
山口県	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1
徳島県	0.0	0.0	0.5	1.7	2.2	0.6	0.8
香川県丸亀市	-	-	-	1.8	2.7	0.0	1.5
高知県	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
高知県高知市	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	-	-	-	-	1.3	2.7	2.0
福岡県福岡市	-	-	-	-	1.2	0.5	0.8
佐賀県佐賀市	-	-	0.0	0.0	0.8	6.4	1.8
熊本県	-	-	0.0	0.0	0.8	0.8	0.4
熊本県熊本市	-	-	-	0.0	0.5	0.0	0.2
熊本県菊池市	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	0.3	1.0	0.7	0.4	0.4	0.0	0.4

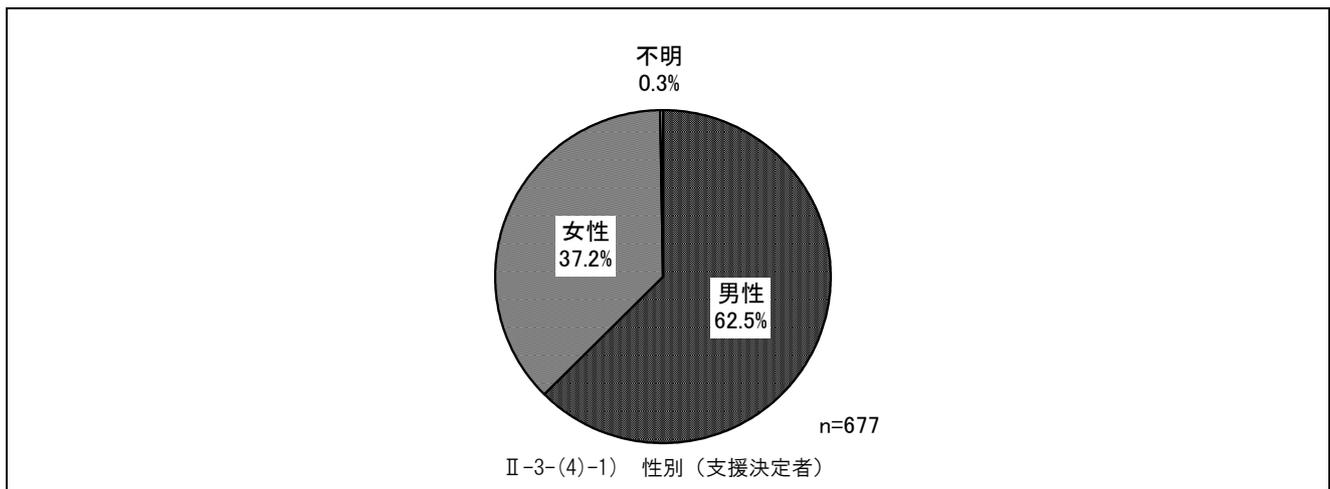
II-3-(2)-3) 圏域人口 10 万人あたり月次平均支援決定件数

圏域人口 10 万人あたり月次平均支援決定件数は、滋賀県野洲市で 25.3 件などとなっている。

なお、件数の多寡については事業の開始時期や実施体制等によるところが大きく、当該自治体内における生活困窮者のニーズを直接的に表すものではないことに留意が必要である。

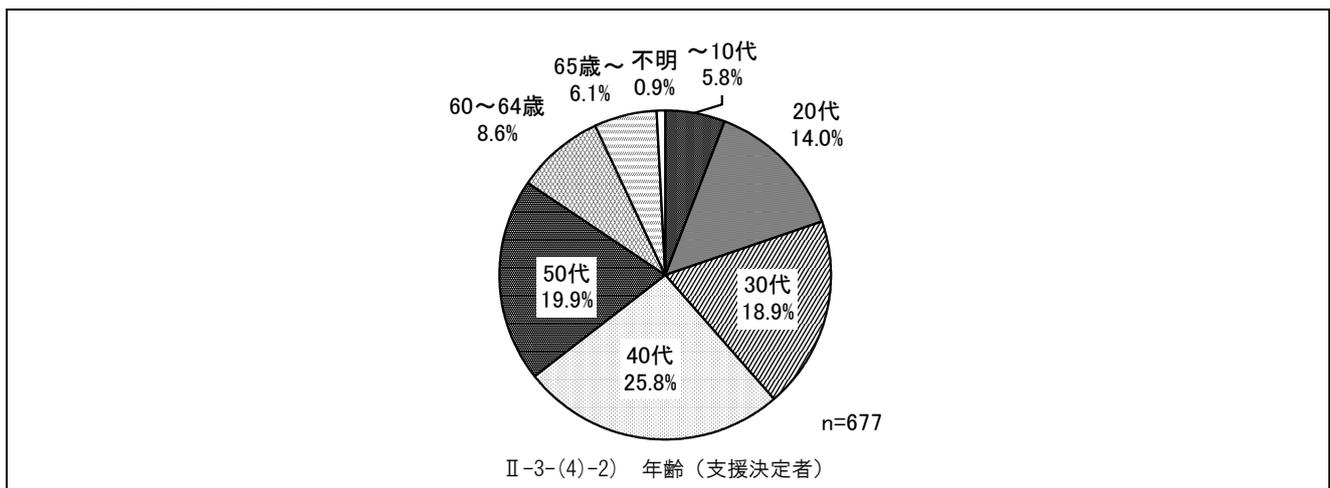
(4) 支援決定者の属性・特性

1) 性別（支援決定者）



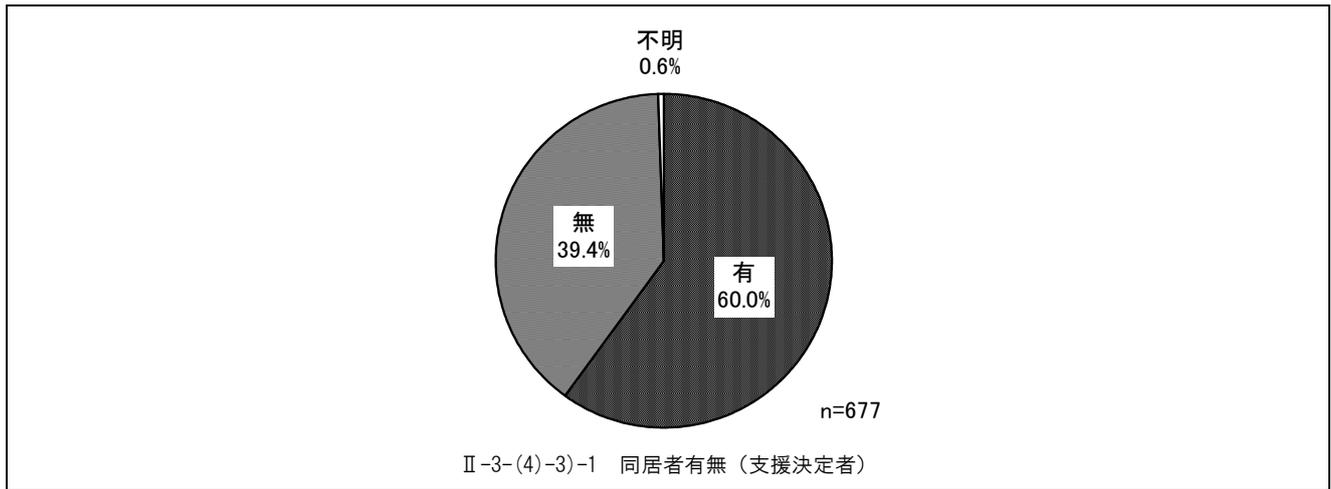
支援決定者の性別は、「男性」が62.5%、「女性」が37.2%となっている。

2) 年齢（支援決定者）



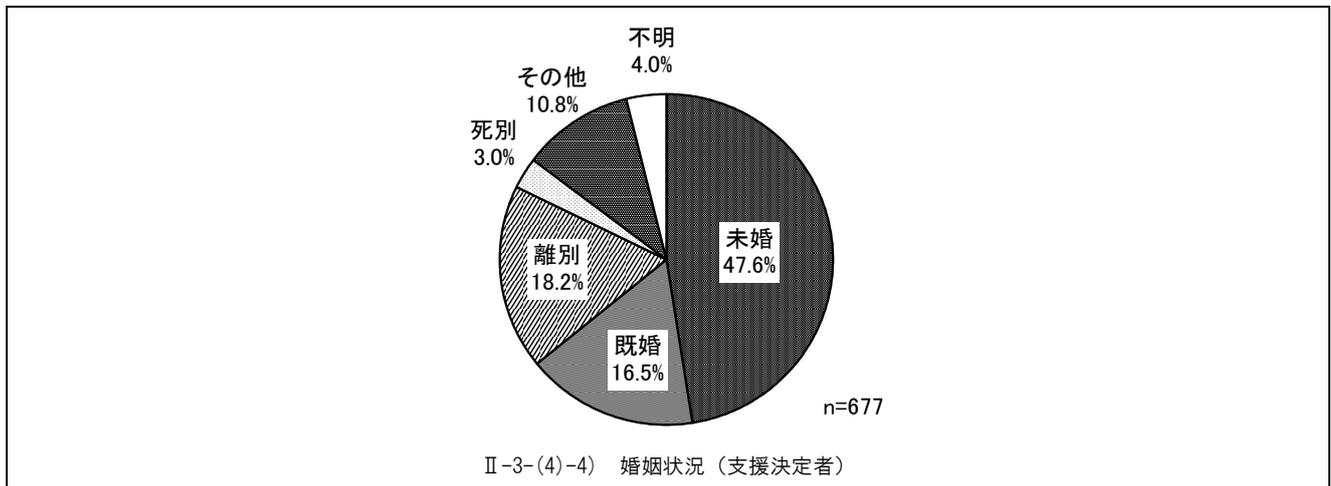
支援決定者の年齢は、「40代」が25.8%、「50代」が19.9%などとなっている。

3) 同居者有無（支援決定者）



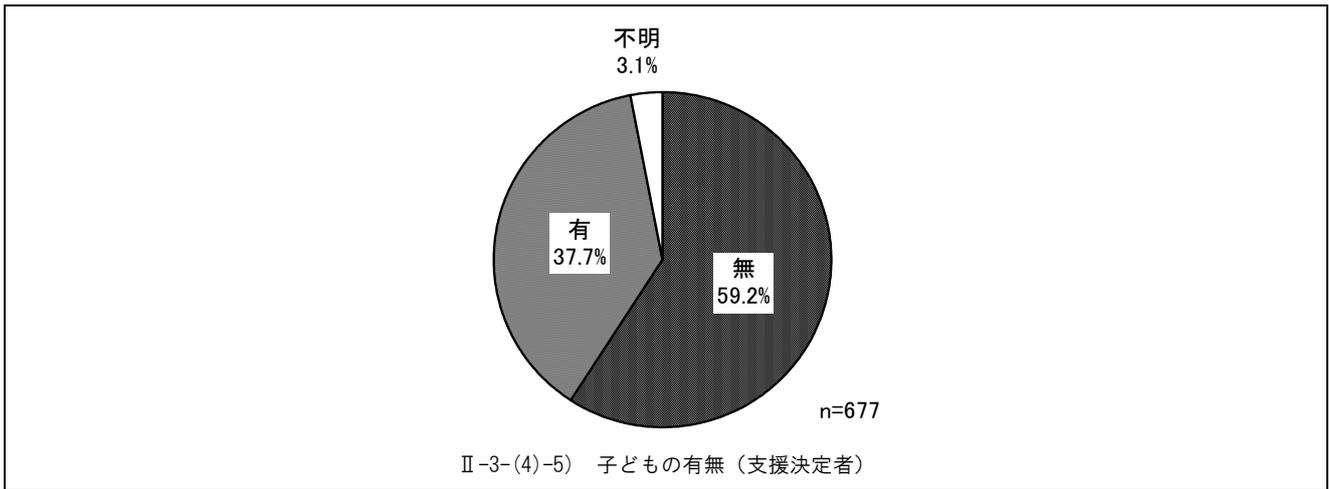
支援決定者の同居者は、「有」が60.0%、「無」が39.4%となっている。

4) 婚姻状況（支援決定者）



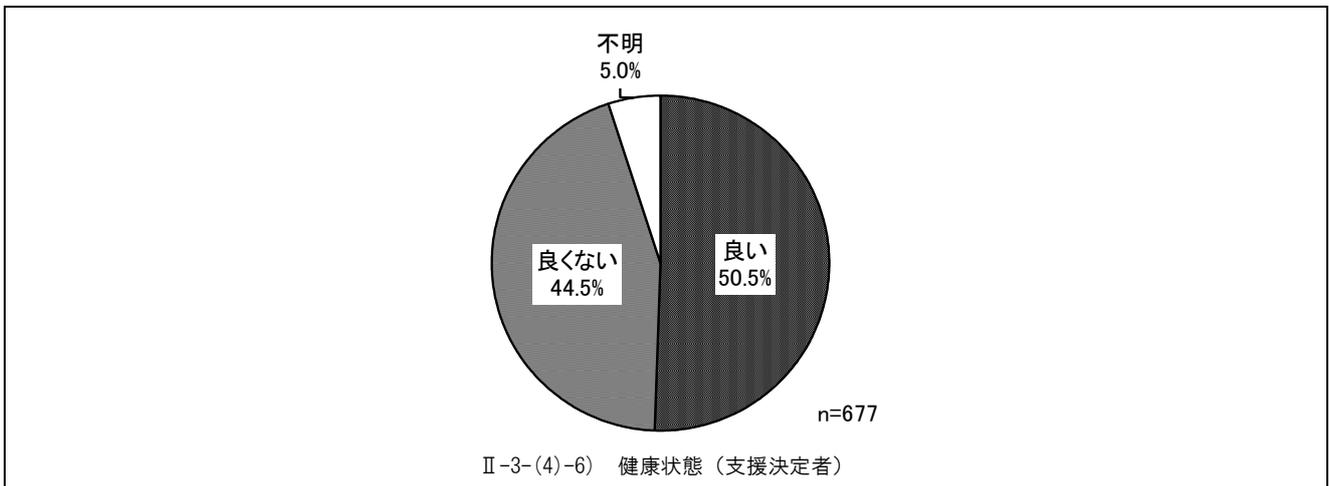
支援決定者の婚姻状況は、「未婚」が47.6%、「既婚」が16.5%、「離別」が18.2%などとなっている。

5) 子ども有無（支援決定者）



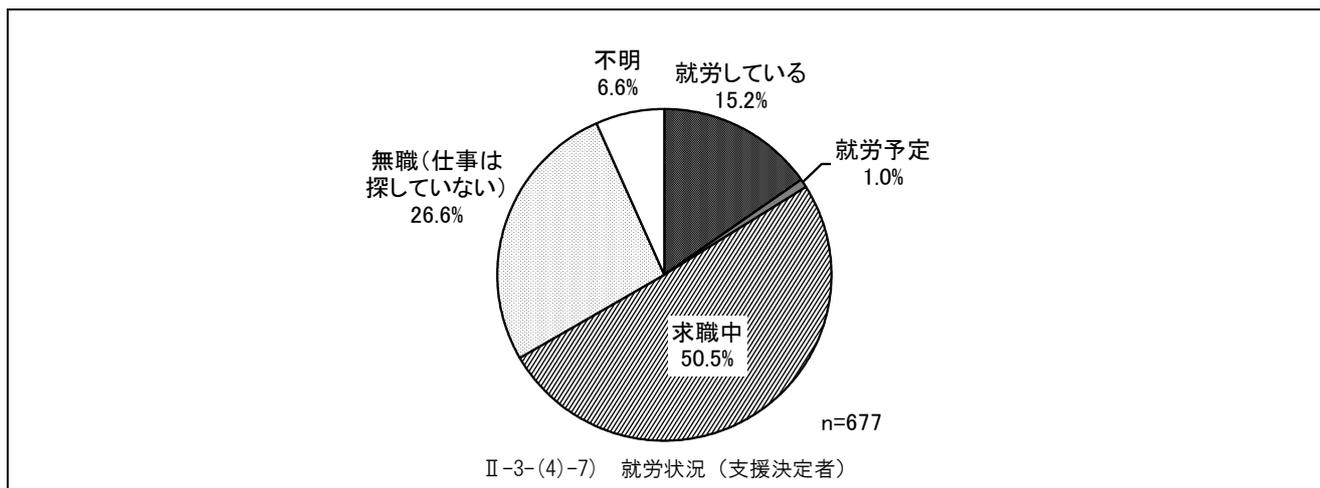
支援決定者の子どもの有無については、「無」が59.2%、「有」が37.7%となっている。

6) 健康状態（支援決定者）



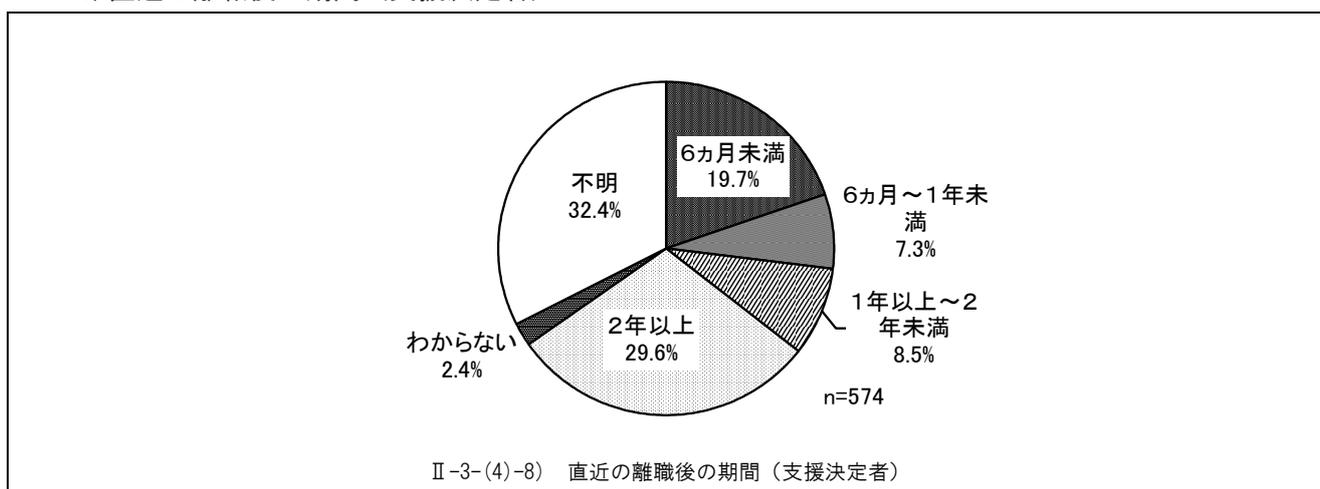
支援決定者の健康状態は、「良い」が50.5%、「良くない」が44.5%となっている。

7) 就労状況（支援決定者）



支援決定者の就労状況は、「求職中」が50.5%と約半数を占め、次いで「無職（仕事は探していない）」が26.6%となっている。

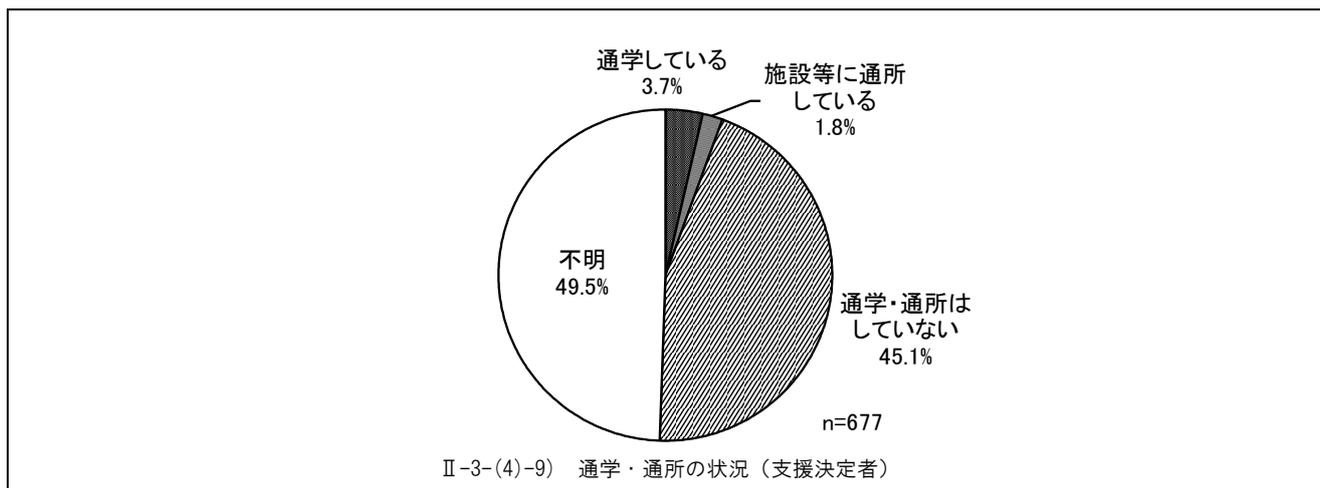
8) 直近の離職後の期間（支援決定者）



支援決定者の直近離職後の期間は、「2年以上」が29.6%と多く、次いで「6カ月未満」が19.7%となっている。

なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

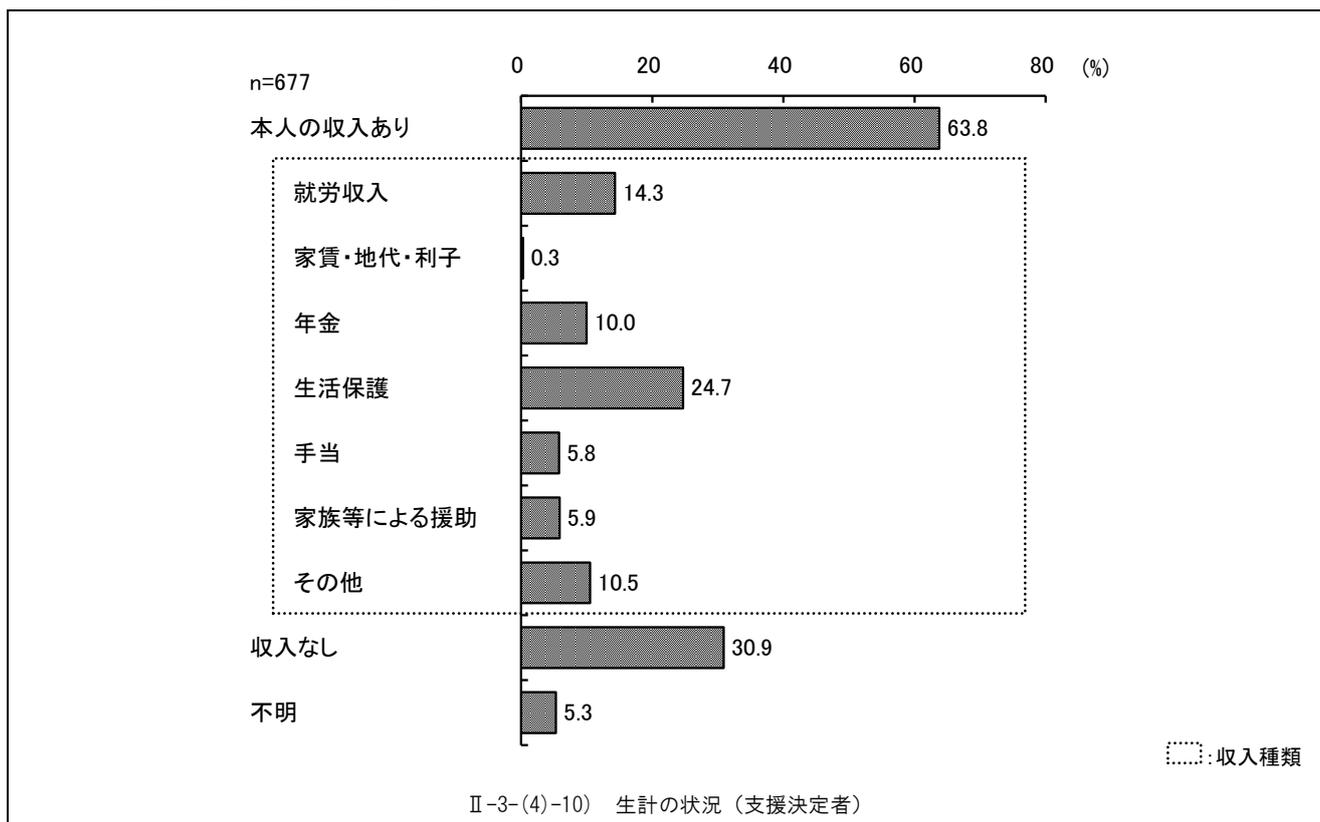
9) 通学・通所の状況（支援決定者）



支援決定者の通学・通所の状況は、「通学している」が 3.7%、「施設等に通所している」が 1.8%、「通学・通所はしていない」が 45.1%となっている。

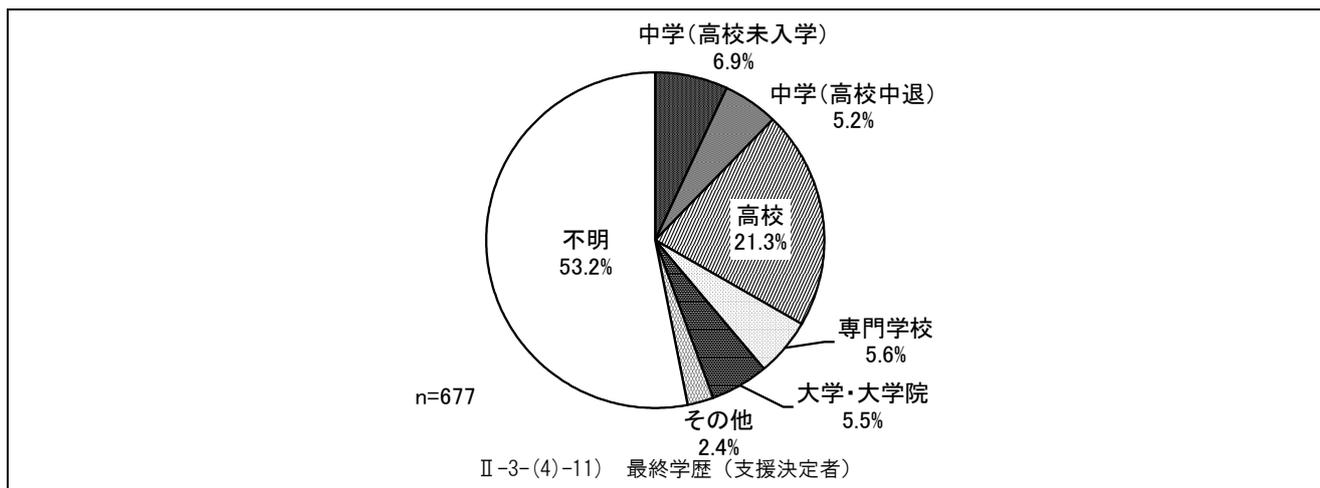
なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

10) 生計の状況（支援決定者）



支援決定者の生計の状況は、「本人の収入あり」が 63.8%、「収入なし」が 30.9%となっている。収入種類は、「生活保護」が 24.7%、「就労収入」が 14.3%などとなっている。

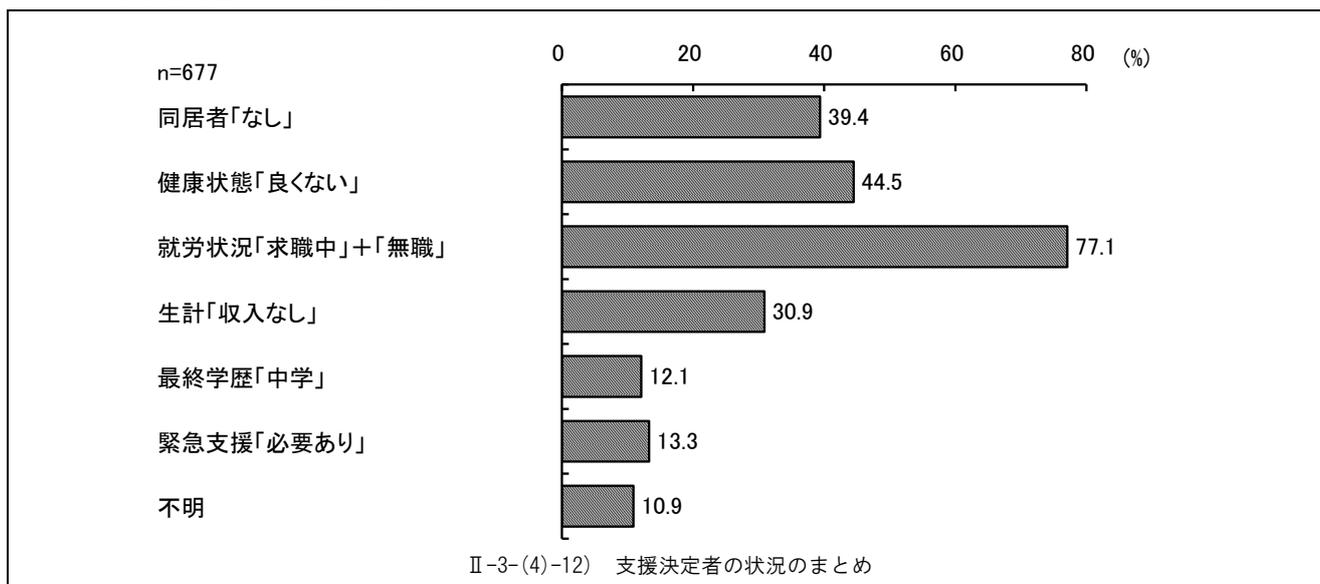
11) 最終学歴（支援決定者）



支援決定者の最終学歴は、「中学（高校未入学）」が 6.9%、「中学（高校中退）」が 5.2%、「高校」が 21.3%などとなっている。

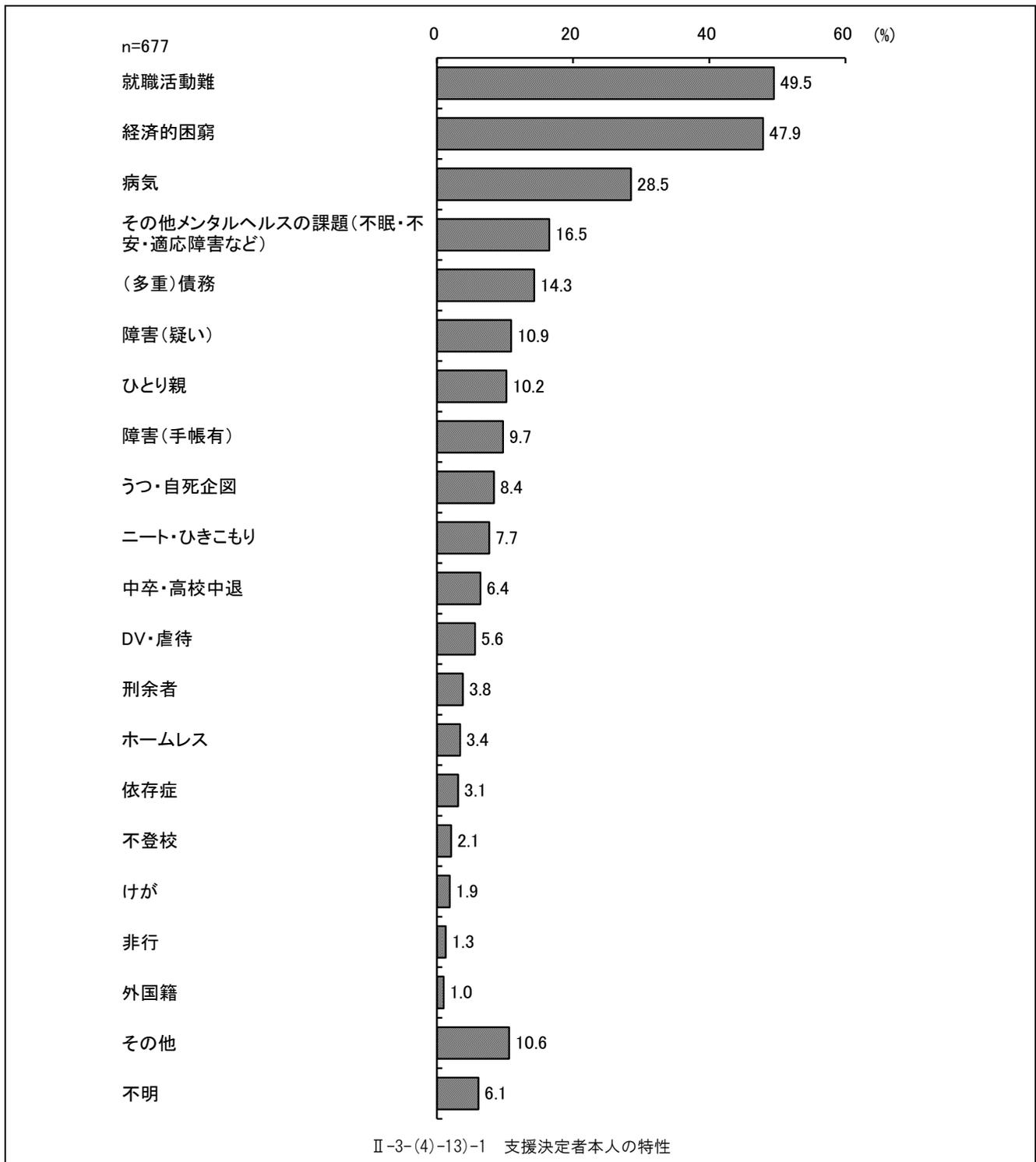
なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

12) 支援決定者の状況のまとめ

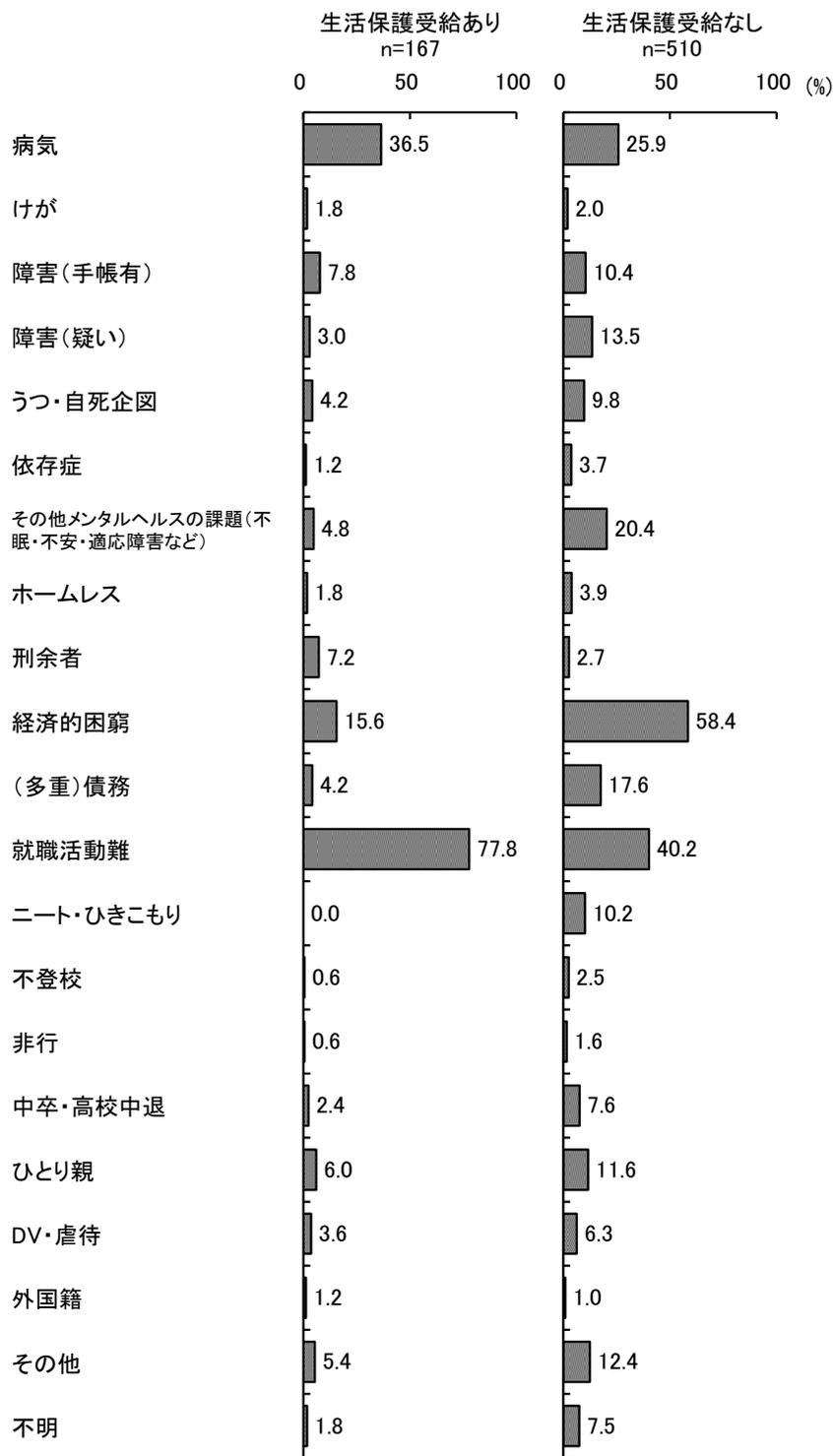


支援決定者の状況をまとめると、同居者「なし」が 39.4%、健康状態「良くない」が 44.5%、就労状況「求職中」+「無職」が 77.1%などとなっている。

13) 支援決定者本人の特性



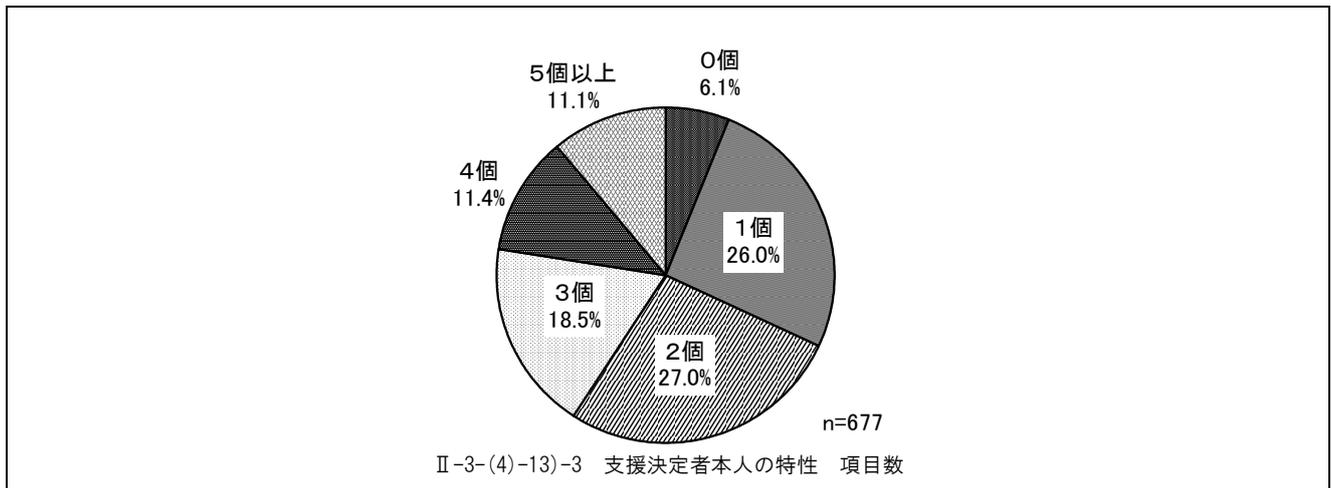
支援決定者本人の特性は、「就職活動難」が49.5%、「経済的困窮」が47.9%などとなっている。



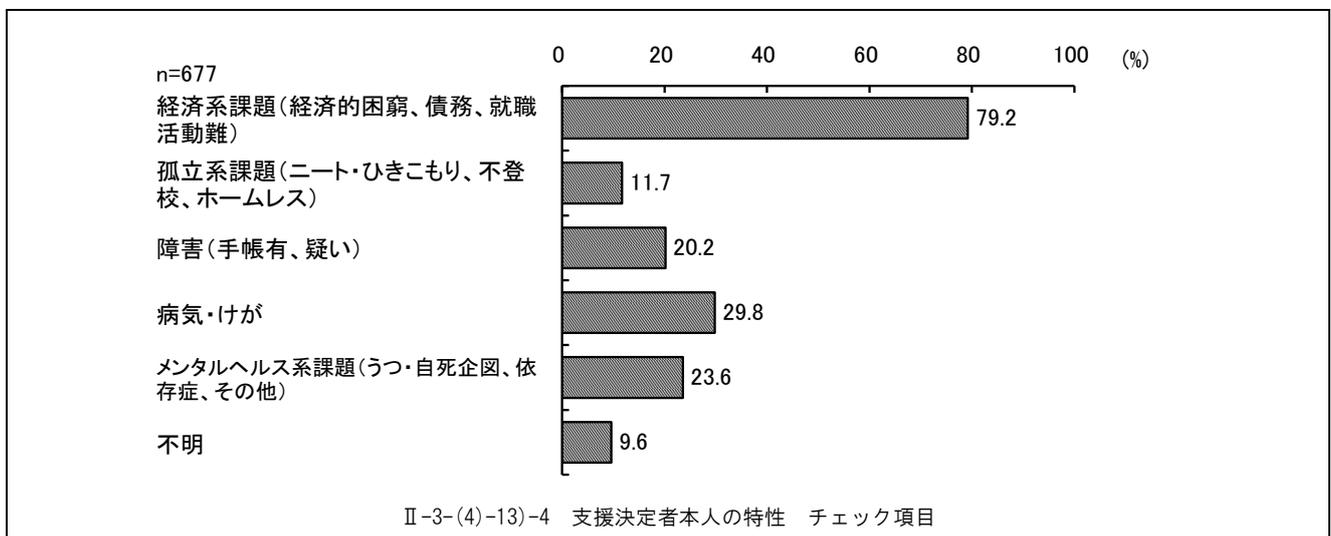
II-3-(4)-13)-2 生活保護受給有無別 支援決定者本人の特性

支援決定者本人の特性を生活保護受給有無別にみると、生活保護受給ありでは「就職活動難」が77.8%、生活保護受給なしでは「経済的困窮」が58.4%などと割合が高くなっている。

なお、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースの特性については、生活保護受給者を含む自治体におけるアセスメント方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによる特性の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。

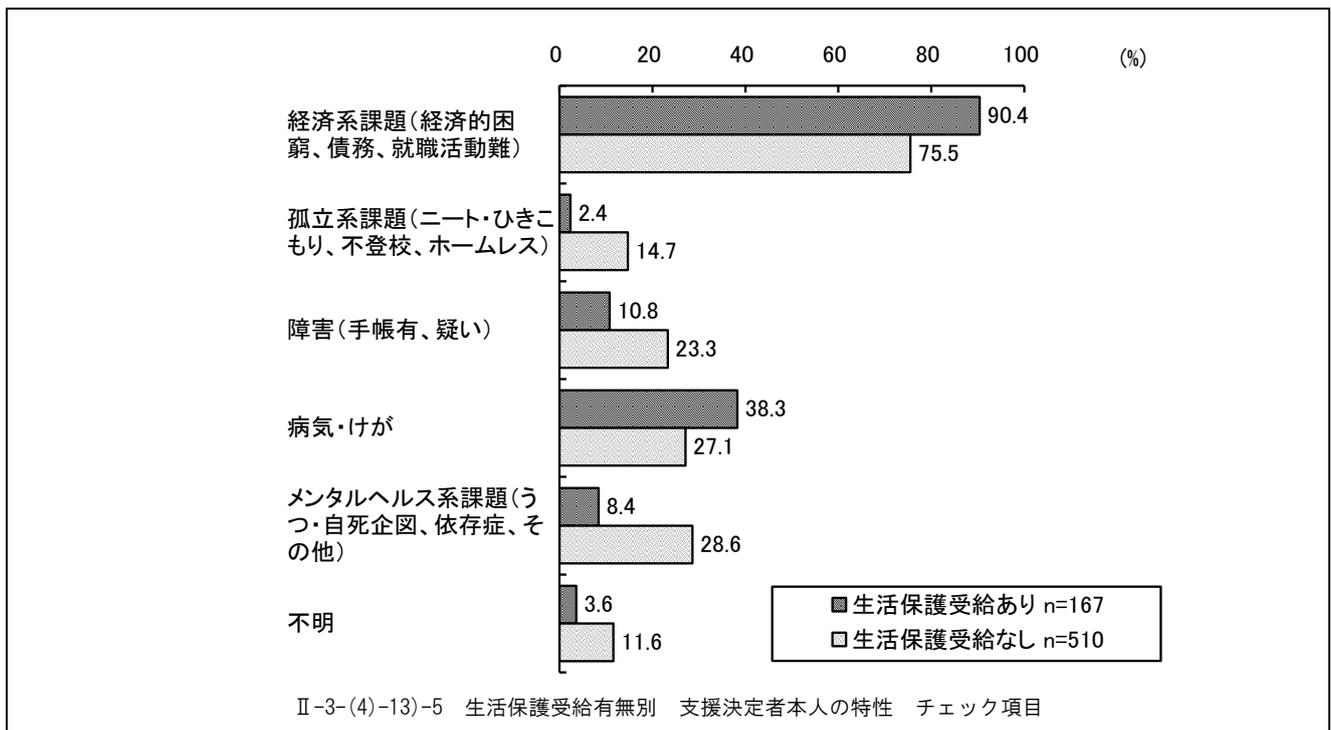


支援決定者本人の特性のチェック項目数は、「2個」が27.0%、「1個」が26.0%などとなっている。



支援決定者本人の特性を5グループにまとめると、「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」が79.2%、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」が11.7%、「障害（手帳有、疑い）」が20.2%、「病気・けが」が29.8%、「メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）」が23.6%となる。

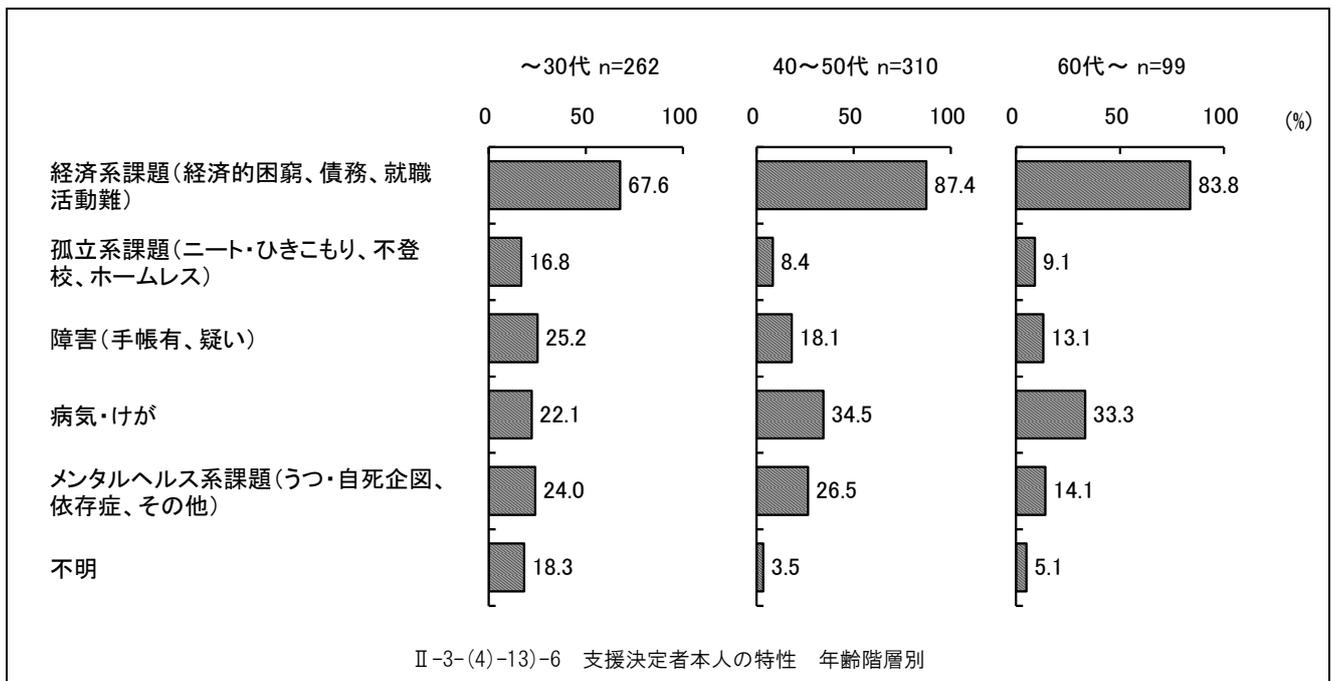
また、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」の発生割合が低いですが、これは回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されているためであり、いわゆる一般的な意味での「孤立系課題」を抱える支援対象者が少ないことを表すものではないことに留意が必要である。



支援決定者本人の特性5グループを生活保護受給有無別にみると、「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」が生活保護受給ありで90.4%、生活保護受給なしで75.5%などとなっている。

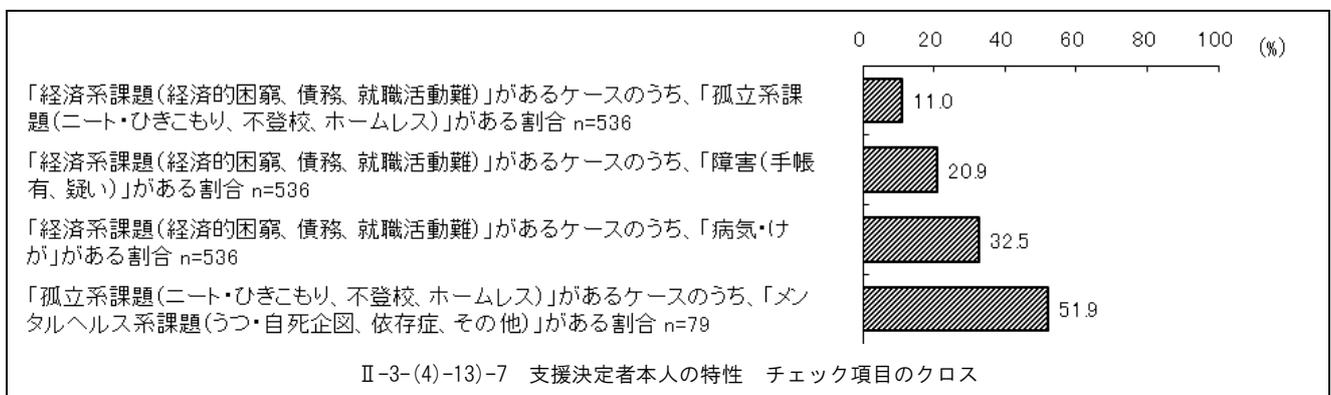
なお、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースの特性については、生活保護受給者を含む自治体におけるアセスメント方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによる特性の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。

また、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」の発生割合が低いですが、これは回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されているためであり、いわゆる一般的な意味での「孤立系課題」を抱える支援対象者が少ないことを表すものではないことに留意が必要である。



支援決定者本人の特性5グループを年齢階層別にみると、いずれにおいても「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」が多くなっている。

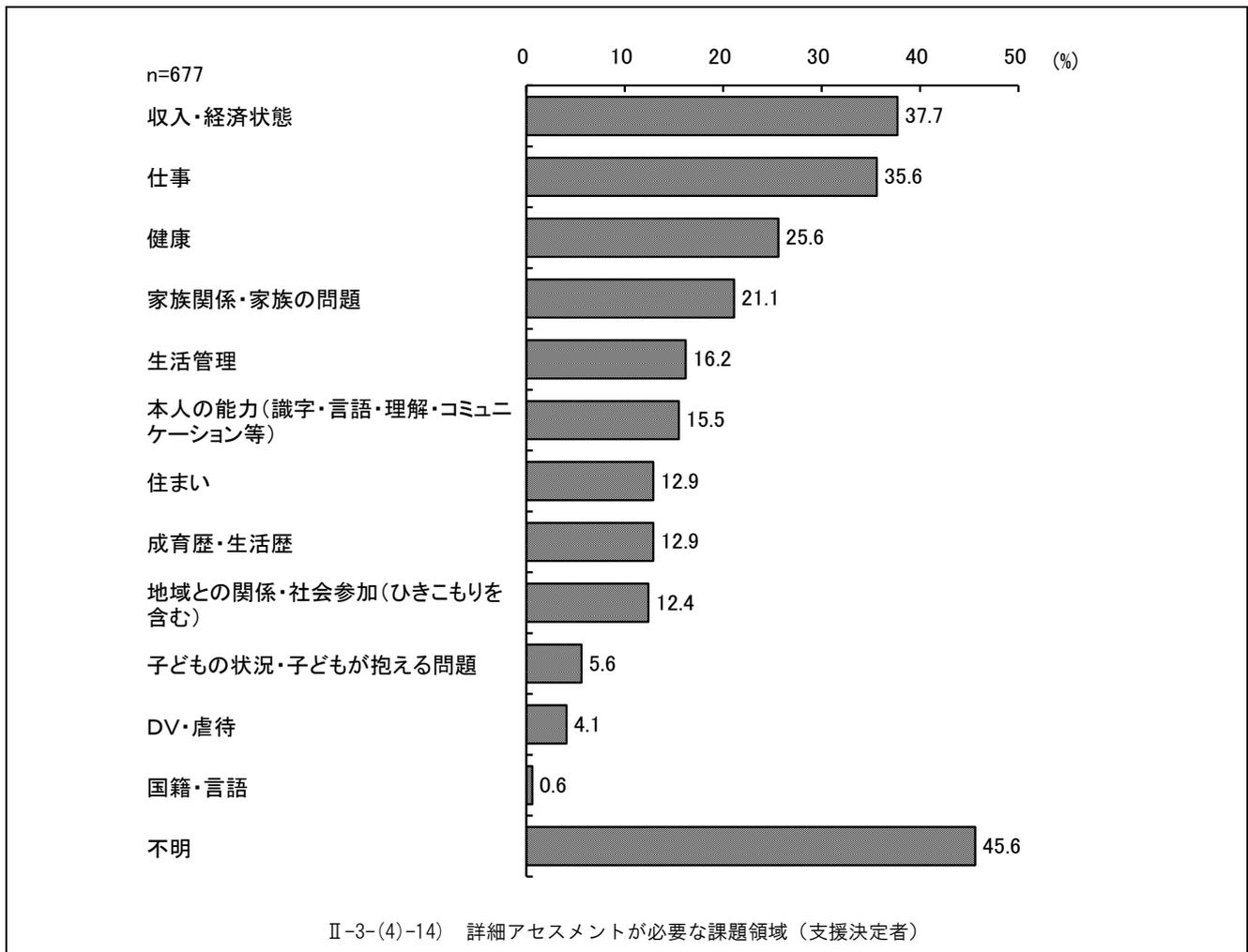
また、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」の発生割合が低いですが、これは回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されているためであり、いわゆる一般的な意味での「孤立系課題」を抱える支援対象者が少ないことを表すものではないことに留意が必要である。



支援決定者本人の特性5グループの重複をみると、「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」があるケースのうち、「病気・けが」がある割合は32.5%、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」があるケースのうち、「メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）」がある割合は51.9%などとなっている。

また、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」については、回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されていることに留意が必要である。

14) 詳細アセスメントが必要な課題領域（支援決定者）



支援決定者の詳細アセスメントが必要な課題領域は、「収入・経済状態」が37.7%、「仕事」が35.6%などとなっている。

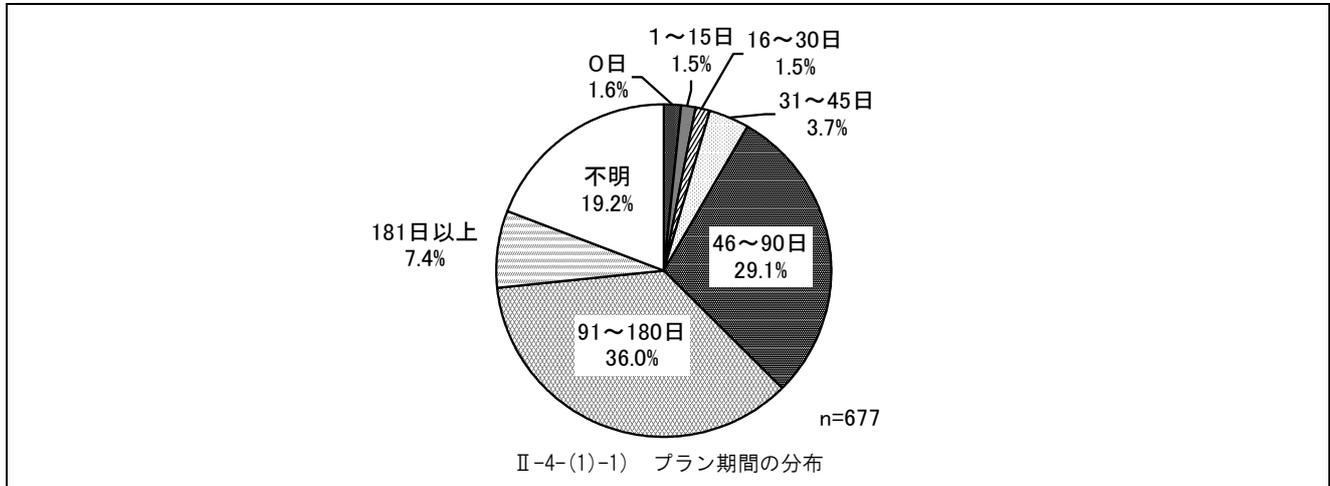
なお、「不明」が多いため、結果の見方については留意が必要である。

4. プランの内容と法に基づくサービス等の利用状況

(平成 26 年 1 月末報告時点プラン、再プランを含む)

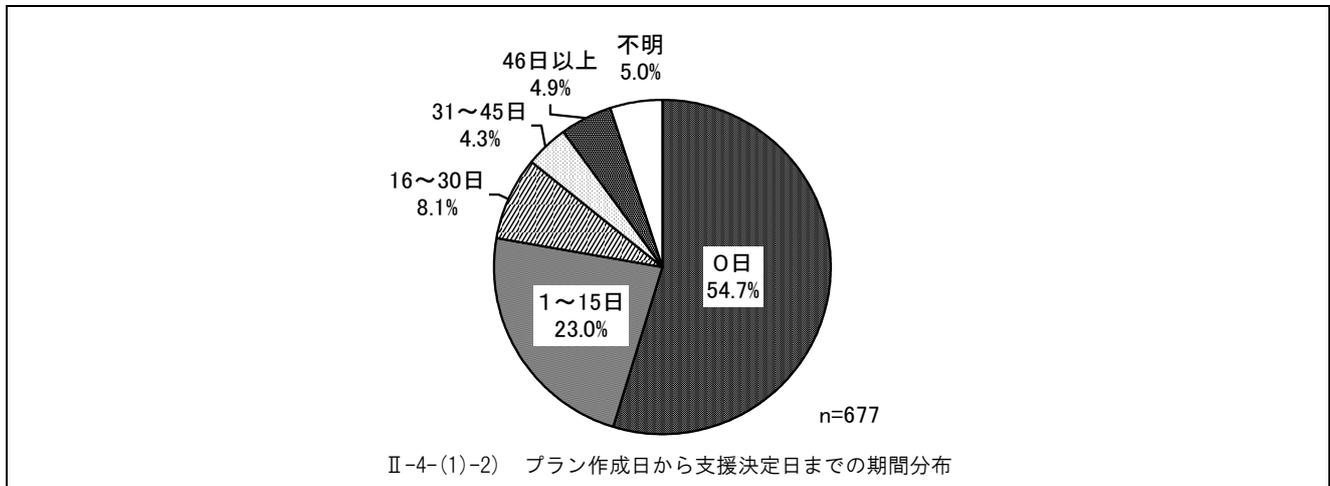
(1) プラン作成状況

1) プラン期間の分布



支援決定からプラン期間までの期間分布は、「91~180日」が 36.0%、「46~90日」が 29.1%などとなっている。

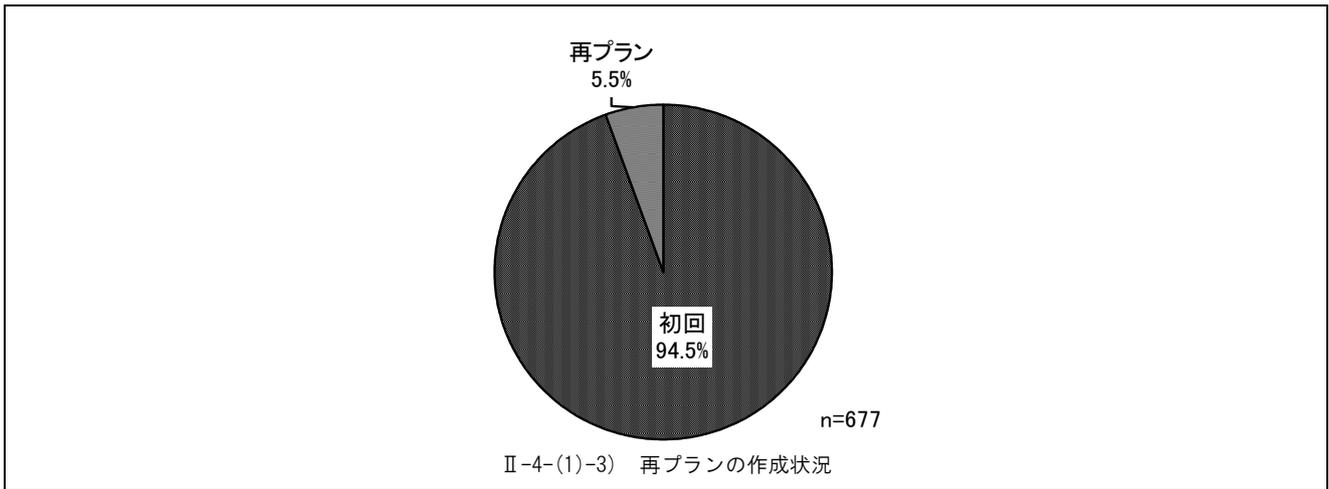
2) プラン作成日から支援決定日までの期間分布



プラン作成日から支援決定日までの期間分布は、「0日（プラン作成日と支援決定日が同じ日）」が 54.7%と半数を超える。

なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。

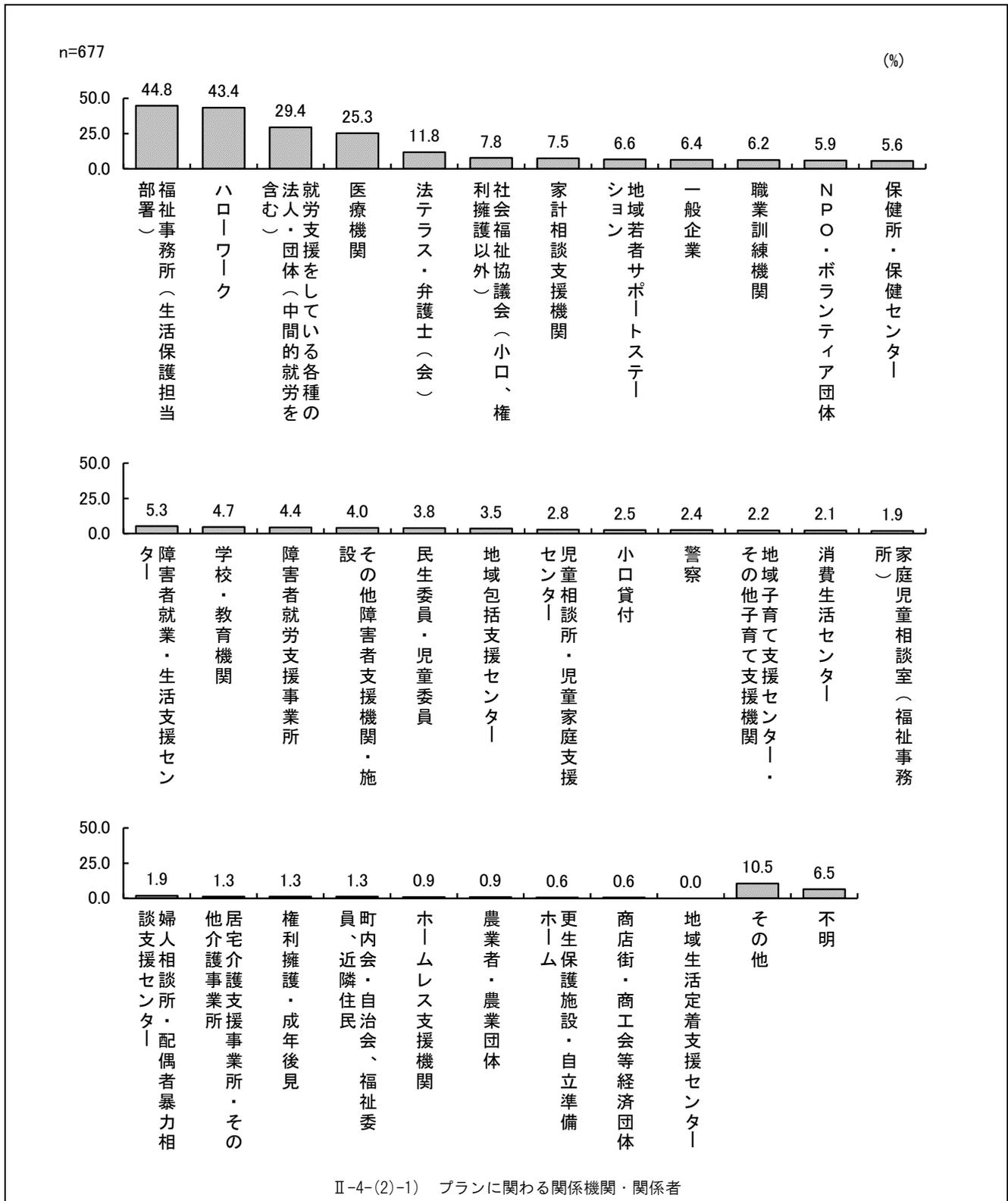
3) 再プランの作成状況



プランの作成状況は、「初回」が 94.5%、「再プラン」が 5.5%となっている。

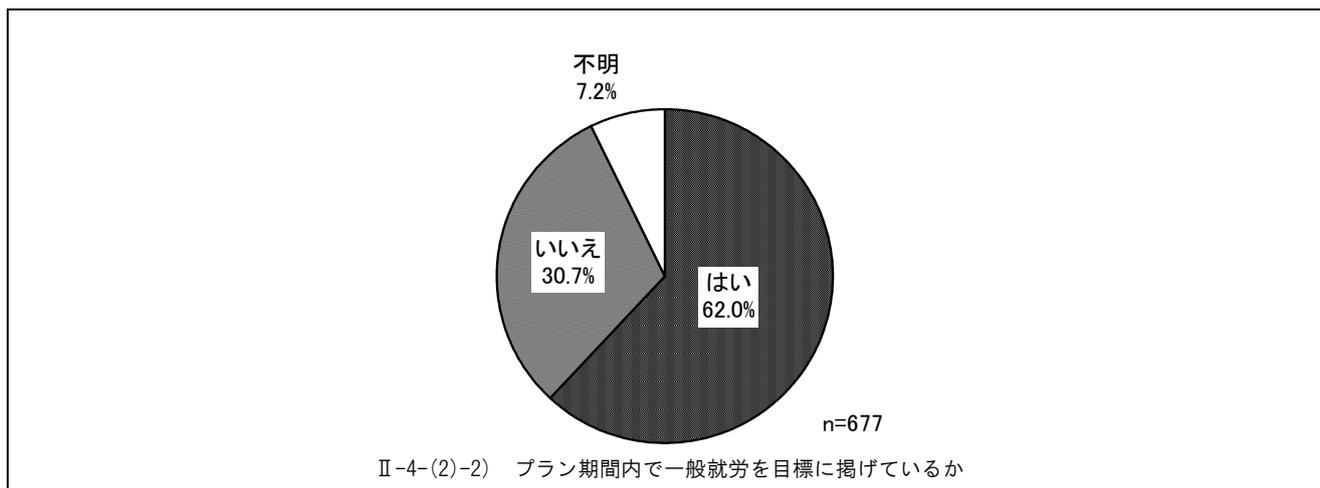
(2) プランの内容

1) プランに関わる関係機関・関係者



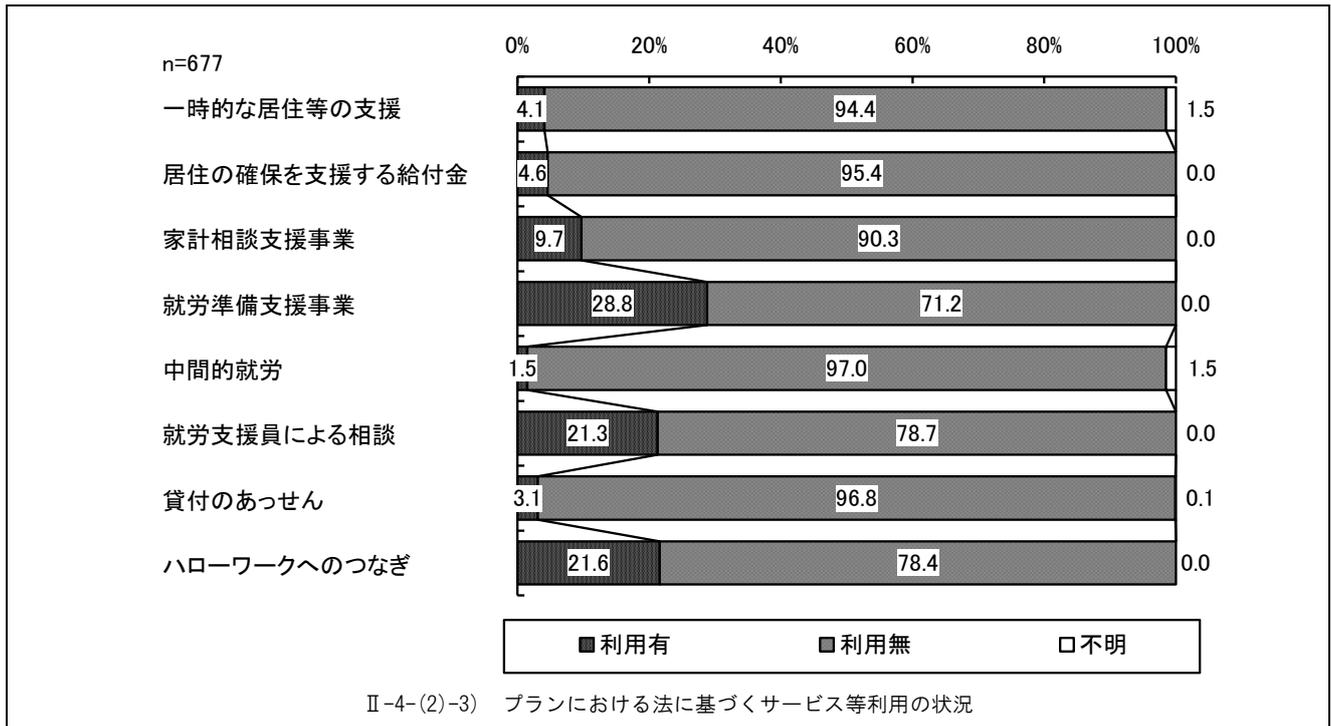
プランに関わる関係機関・関係者は、「福祉事務所（生活保護担当部署）」が44.8%と最も多く、次いで「ハローワーク」が43.4%などとなっている。

2) プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



プラン期間内で一般就労を目標に掲げているかについては、「はい」が 62.0%、「いいえ」が 30.7% となっている。

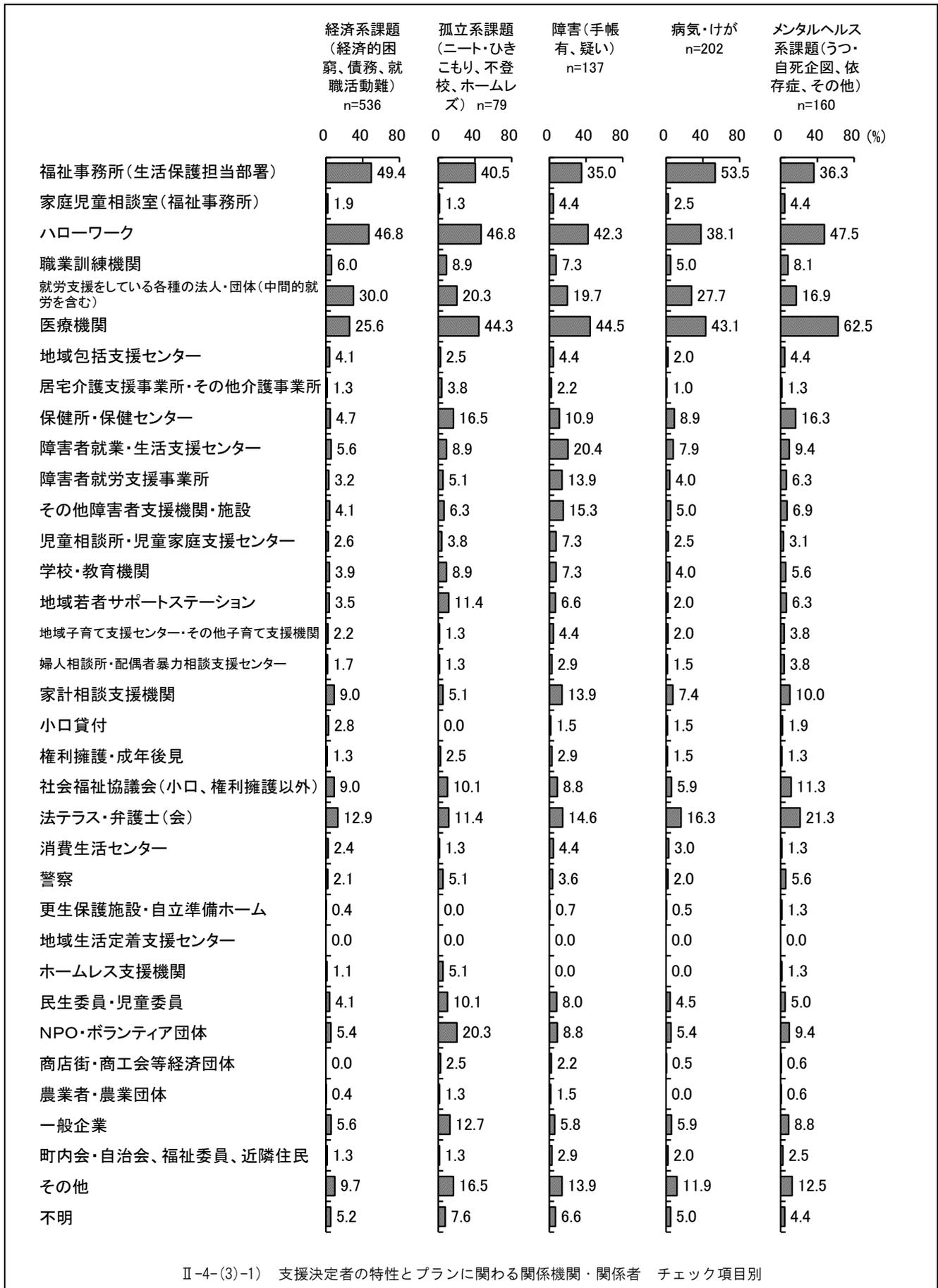
3) プランにおける法に基づくサービス等利用の状況



プランにおける法に基づくサービス等の利用状況は、「利用有」が「就労準備支援事業」で 28.8%、「ハローワークへのつなぎ」で 21.6%などとなっている。

(3) 支援決定者の状態像とプラン内容

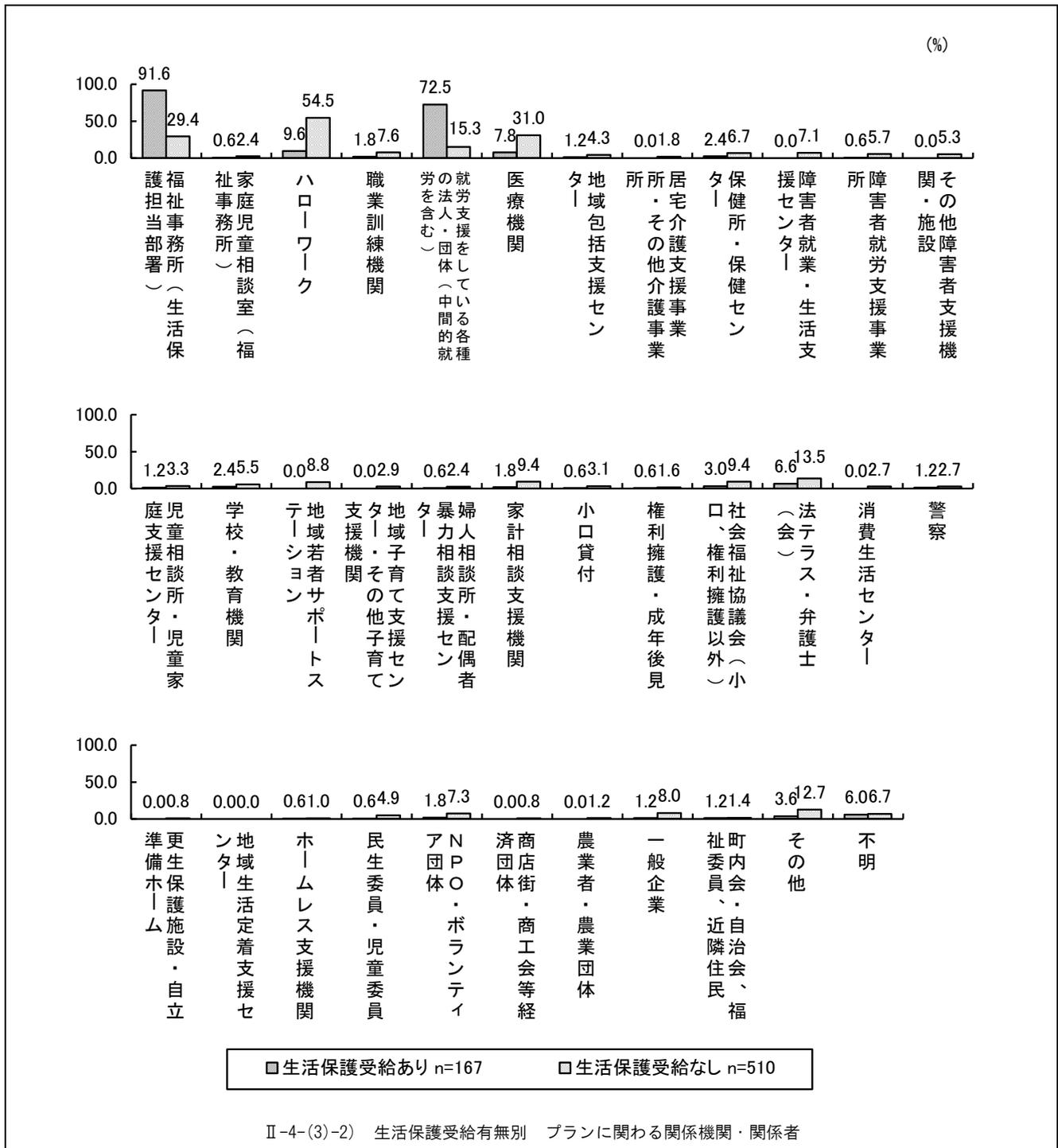
1) 支援決定者の特性とプランに関わる関係機関・関係者



プランに関わる関係機関・関係者を支援決定者の特性5グループ別にみると、「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」では「福祉事業所（生活保護担当部署）」が49.4%、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」では「ハローワーク」が46.8%、「メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）」では「医療機関」が62.5%などと割合が高くなっている。

なお、「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」については、回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されていることに留意が必要である。

2) 生活保護受給とプランに関わる関係機関・関係者

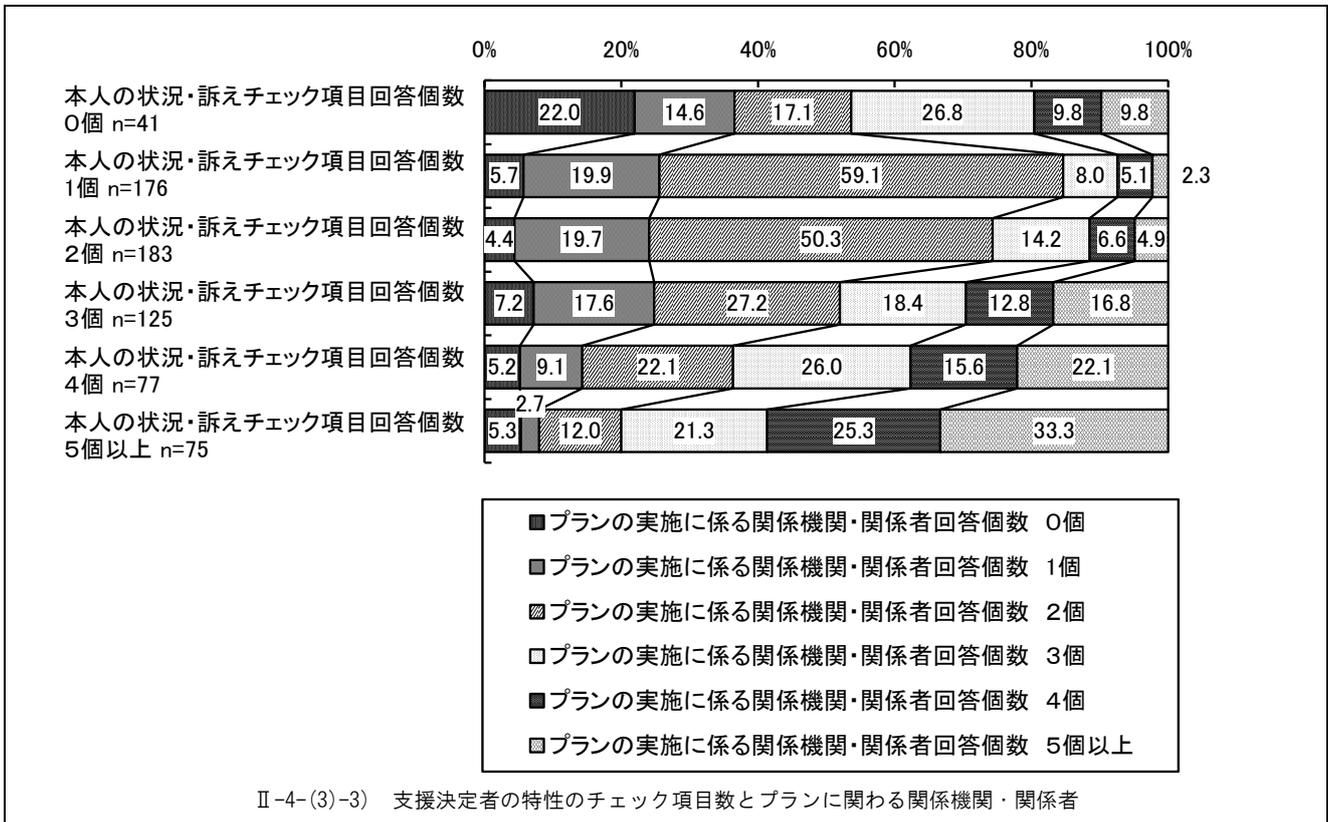


プランに関わる関係機関・関係者を生活保護受給有無別にみると、生活保護受給ありで「福祉事業所（生活保護担当部署）」が91.6%、生活保護受給なしで「ハローワーク」が54.5%などと割合が高くな

っている。

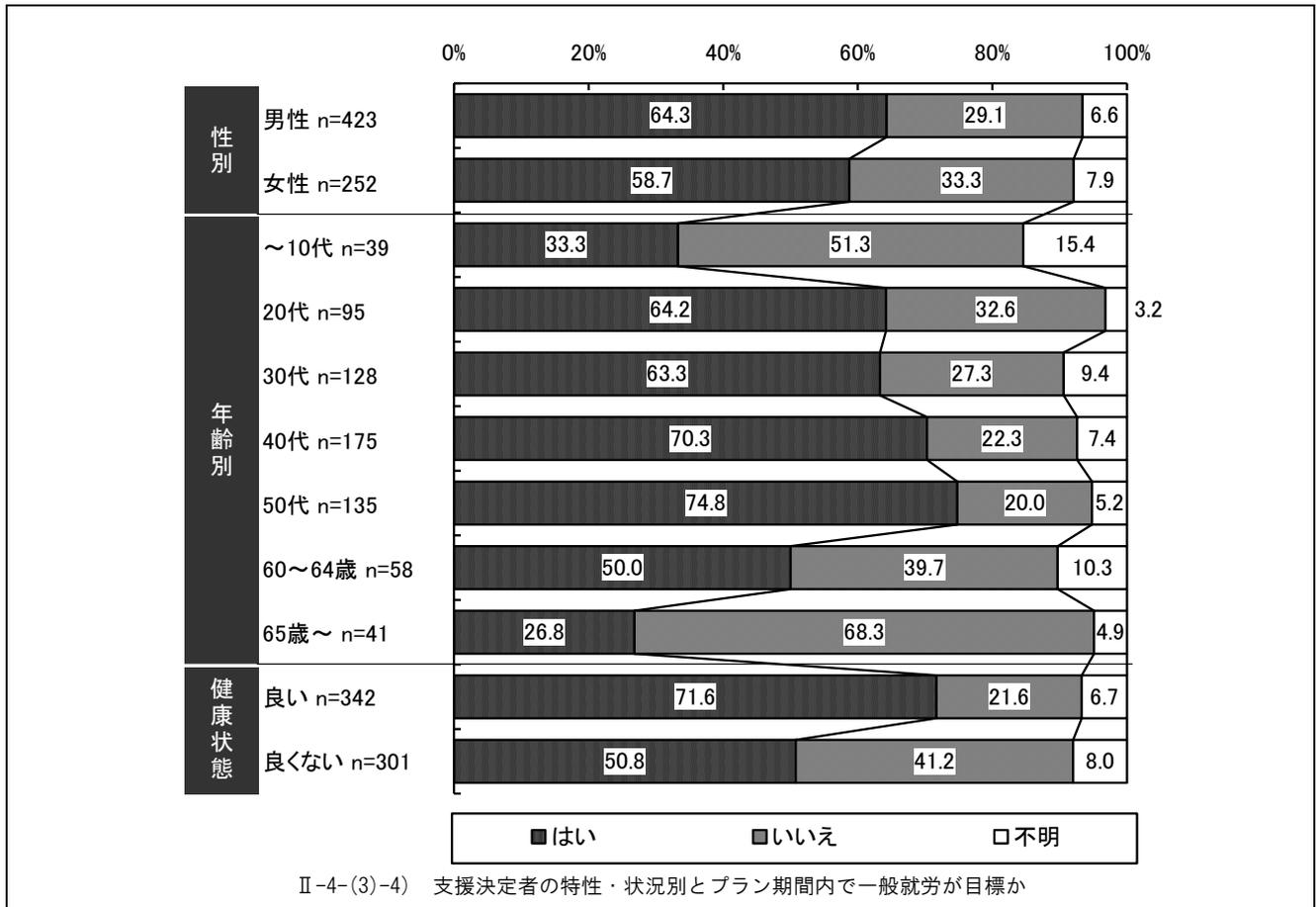
なお、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースの特性については、生活保護受給者を含む自治体における支援方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによる特性の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。

3) 支援決定者の特性のチェック項目数とプランに関わる関係機関・関係者回答個数



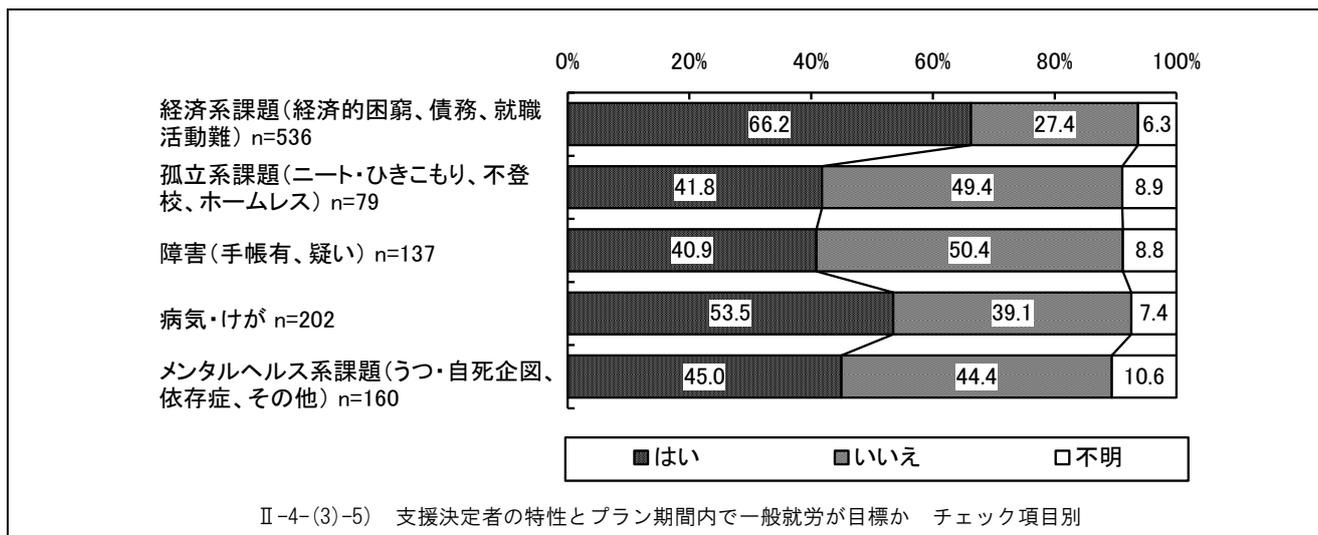
プランの実施に関わる関係機関・関係者の回答個数を、支援決定者の特性のチェック項目数別にみると、本人の状況・訴え1個でプランの実施関係機関・関係者2個が59.1%、本人の状況・訴え2個でプランの実施関係機関・関係者2個が50.3%などとなっている。すなわち、本人が有する課題の種類が多いほど、プランの実施に係る関係機関・関係者の種類が多くなっている。

4) 支援決定者の特性・状況別とプラン期間内で一般就労が目標か



プラン期間内で一般就労を目標に掲げているかを支援決定者の特性・状況別にみると、「はい（掲げている）」は男性で64.3%、50代で74.8%、健康状態が良いで71.6%などとなっている。

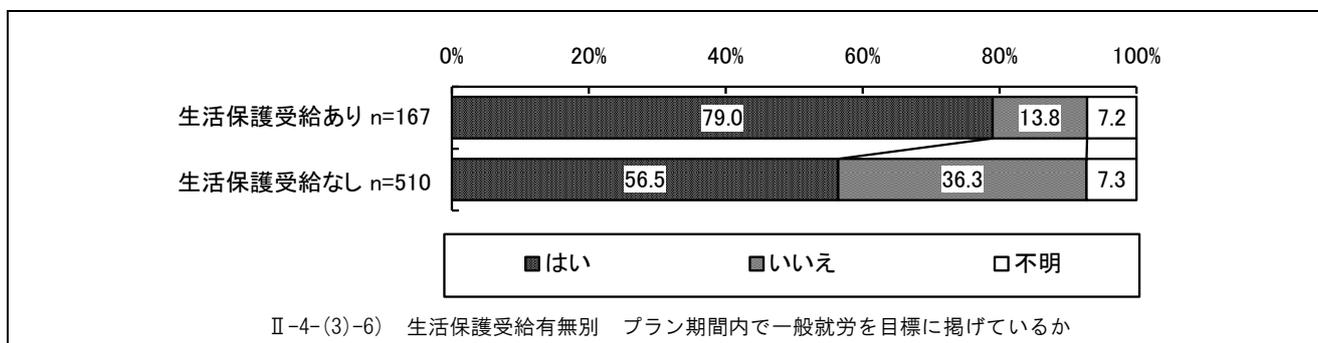
5) 支援決定者の特性とプラン期間内で一般就労が目標か



プラン期間内で一般就労を目標に掲げているかを支援決定者の特性5グループ別にみると、「はい(掲げている)」は、「経済系課題(経済的困窮、債務、就職活動難)」で66.2%、「病気・けが」で53.5%などとなっている。

なお、「孤立系課題(ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス)」については、回答選択肢の設定が「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されていることに留意が必要である。

6) 生活保護受給有無別プラン期間内で一般就労を目標に掲げているか



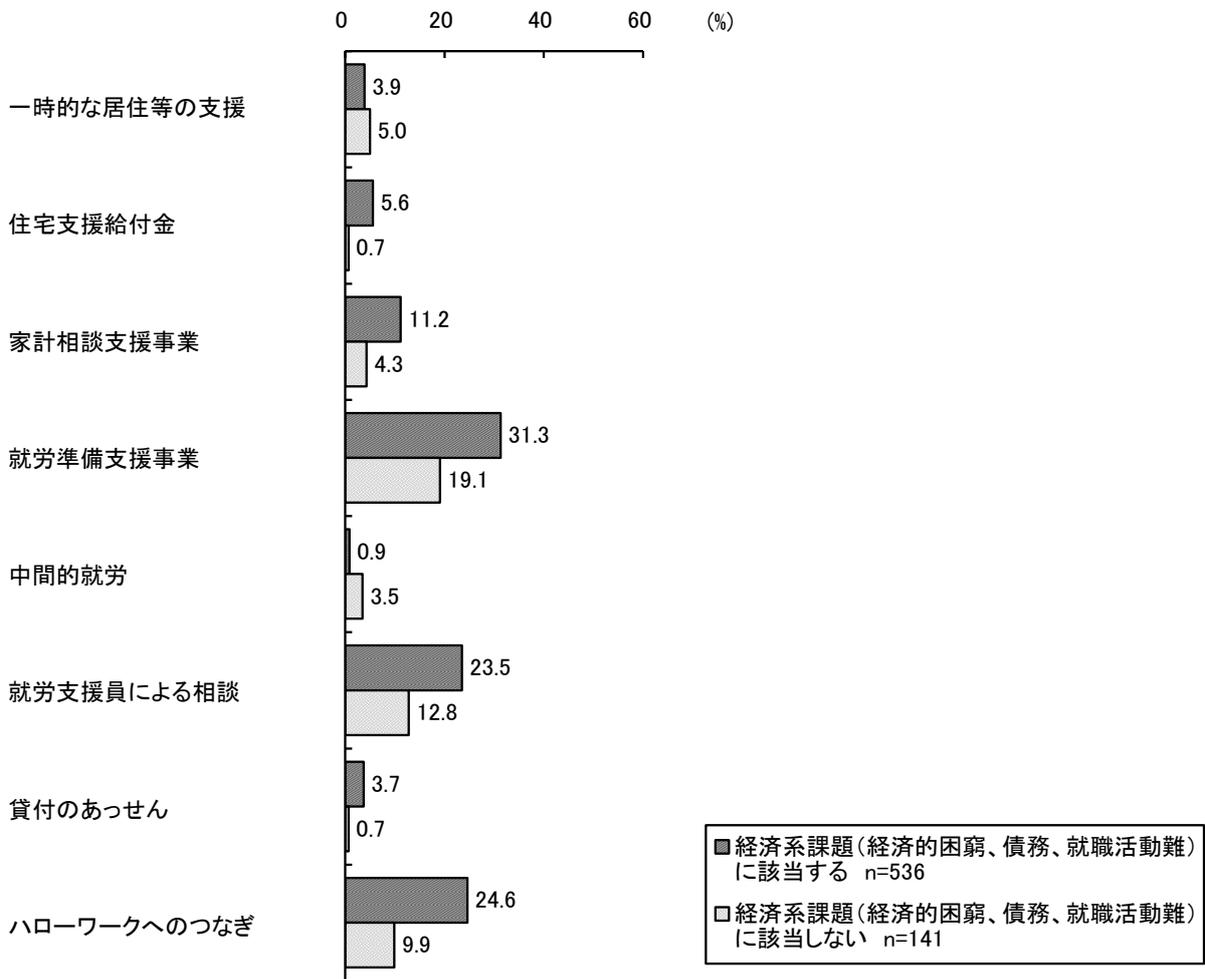
プラン期間内で一般就労を目標に掲げているかを生活保護受給有無別にみると、「はい」は生活保護受給ありで79.0%、生活保護受給なしで56.5%となっている。

なお、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースの特性については、生活保護受給者を含む自治体における支援方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによる特性の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。

(4) 法に基づくサービス等利用と状態像、判断基準

1) 支援決定者の特性

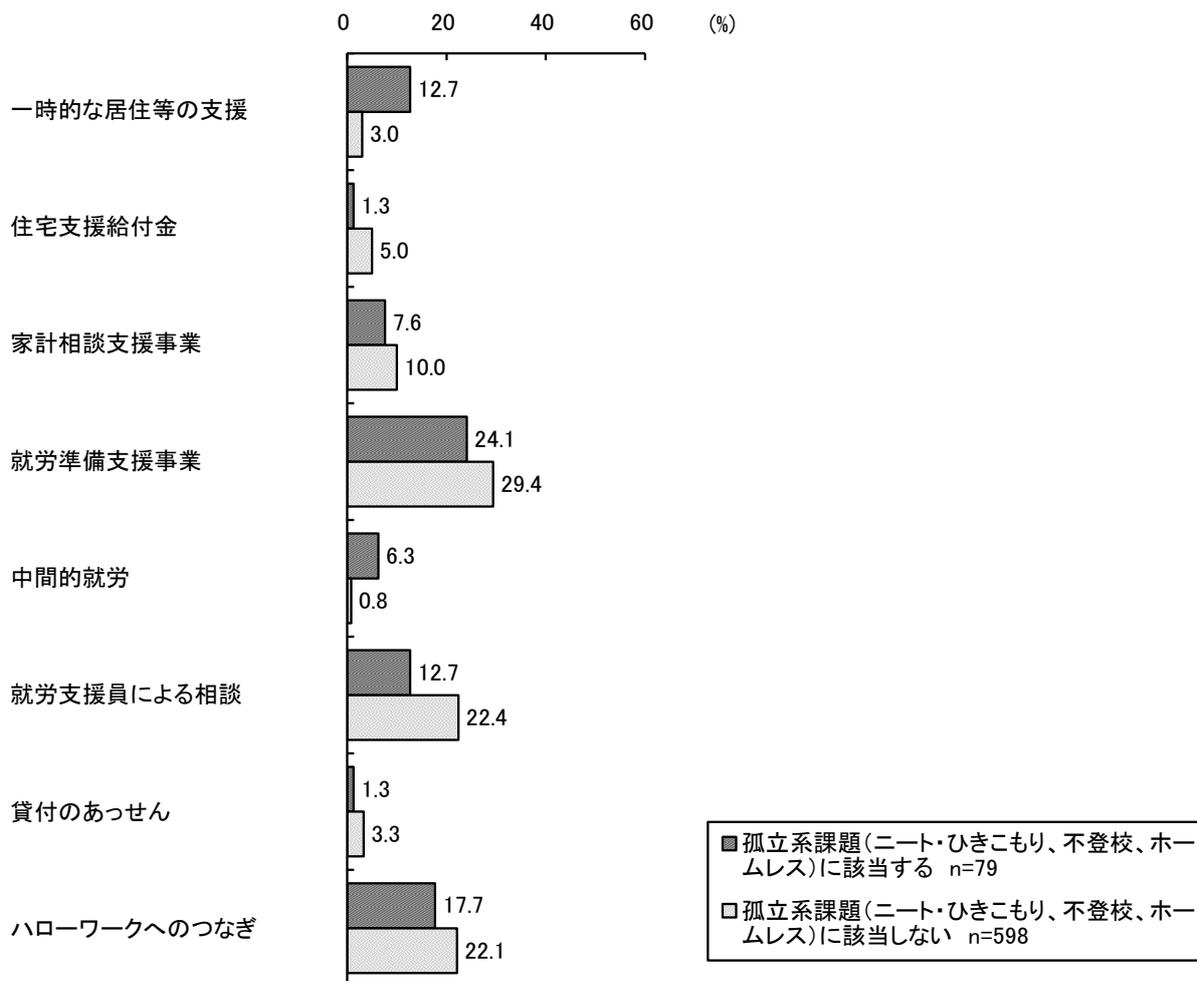
①経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）



II-4-(4)-1-1 支援決定者の特性 ①経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）

法に基づくサービス等利用の状況を、支援決定者特性の経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）の該当有無別にみると、「就労準備支援事業」が該当有で31.3%、該当無で19.1%などとなっている。

②孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）

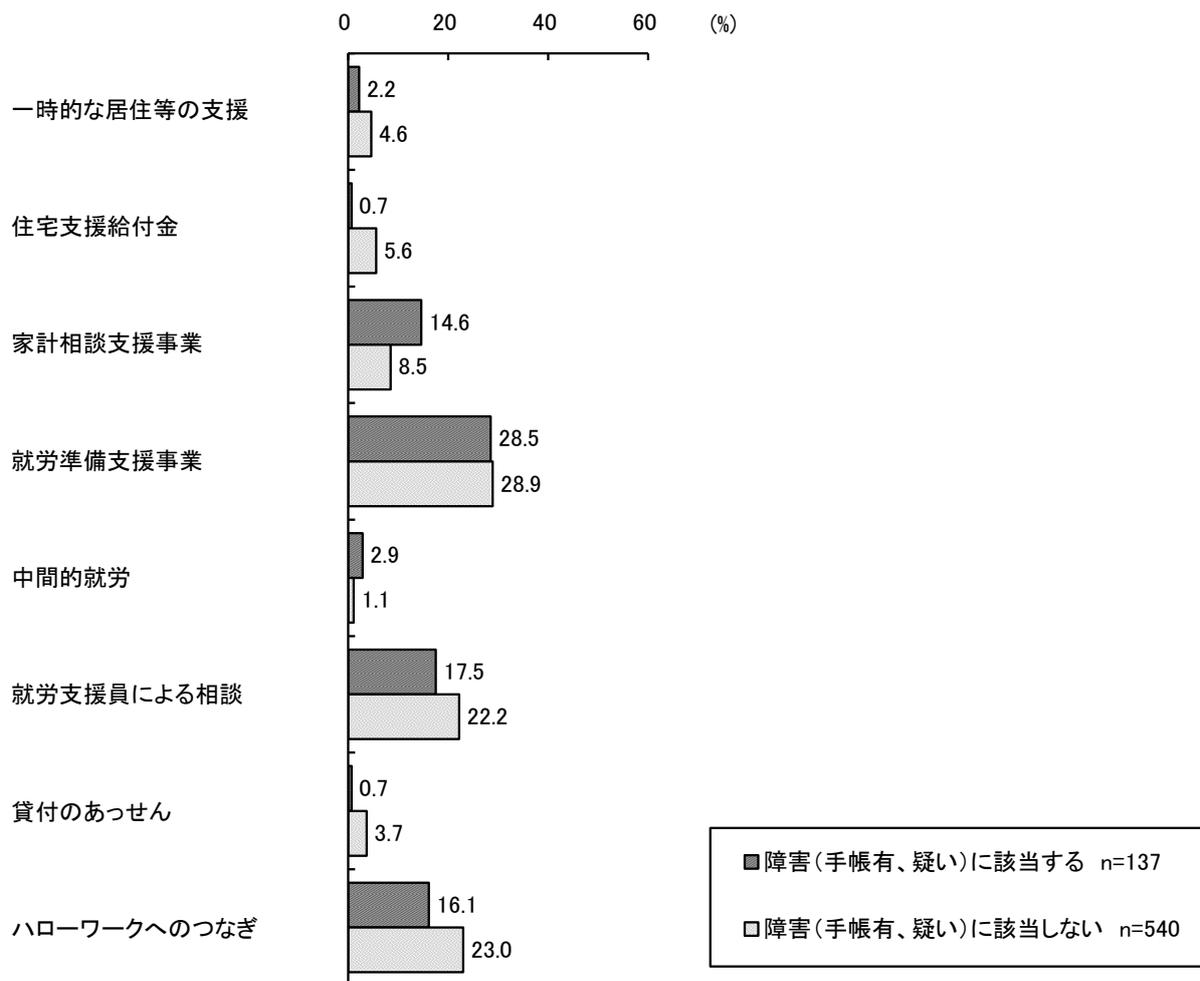


Ⅱ-4-(4)-1)-2 支援決定者の特性 ②孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）

法に基づくサービス等利用の状況を、孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）の該当有無別にみると、「就労準備支援事業」が該当有で24.1%、該当無で29.4%などとなっている。

なお、ここでいう「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」については、「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されていることに留意が必要である。

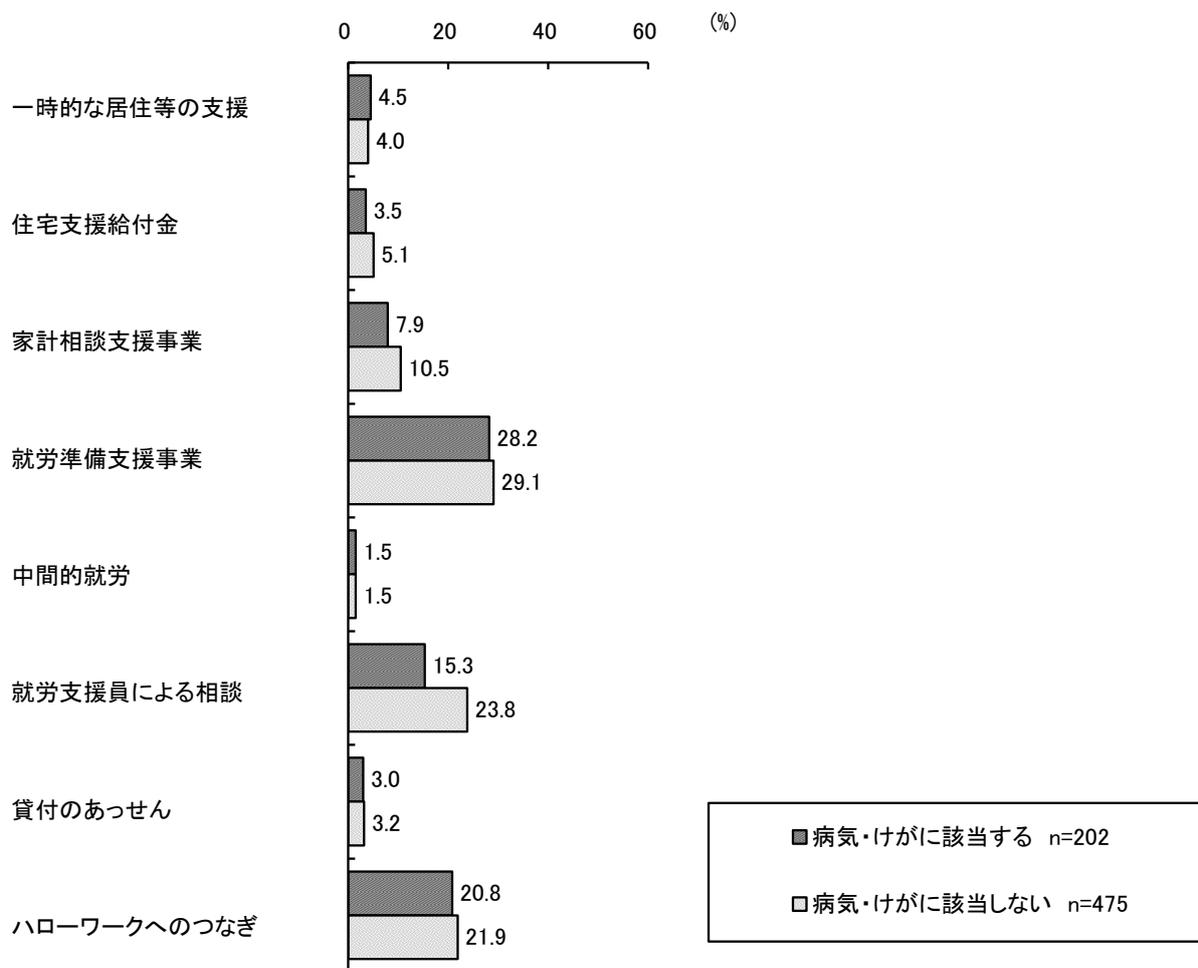
③障害（手帳有、疑い）



Ⅱ-4-(4)-1)-3 支援決定者の特性 ③障害（手帳有、疑い）

法に基づくサービス等利用の状況を、障害（手帳有、疑い）の該当有無別にみると、「就労準備支援事業」が該当有で28.5%、該当無で28.9%などとなっている。

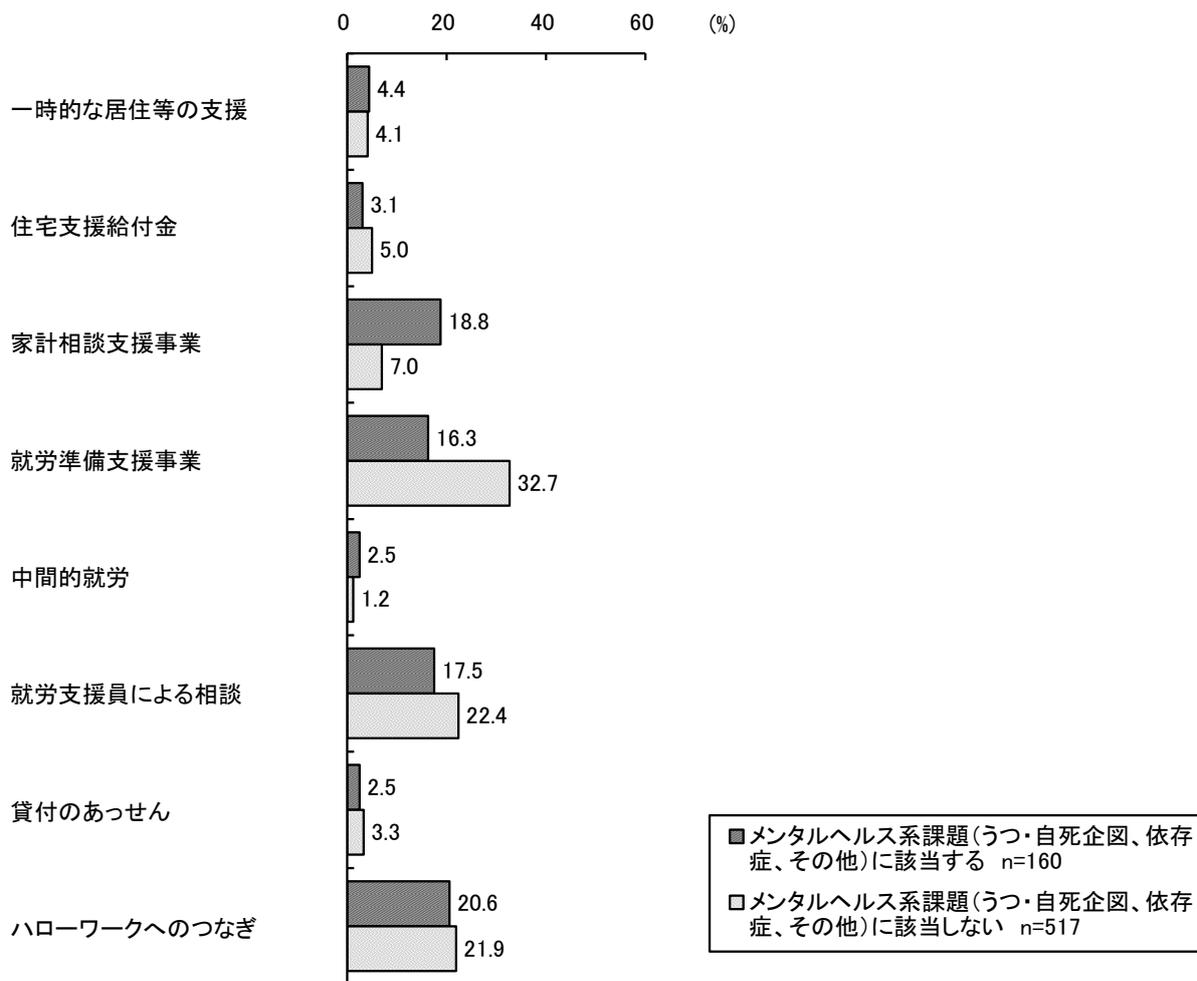
④病気・けが



Ⅱ-4-(4)-1-4 支援決定者の特性 ④病気・けが

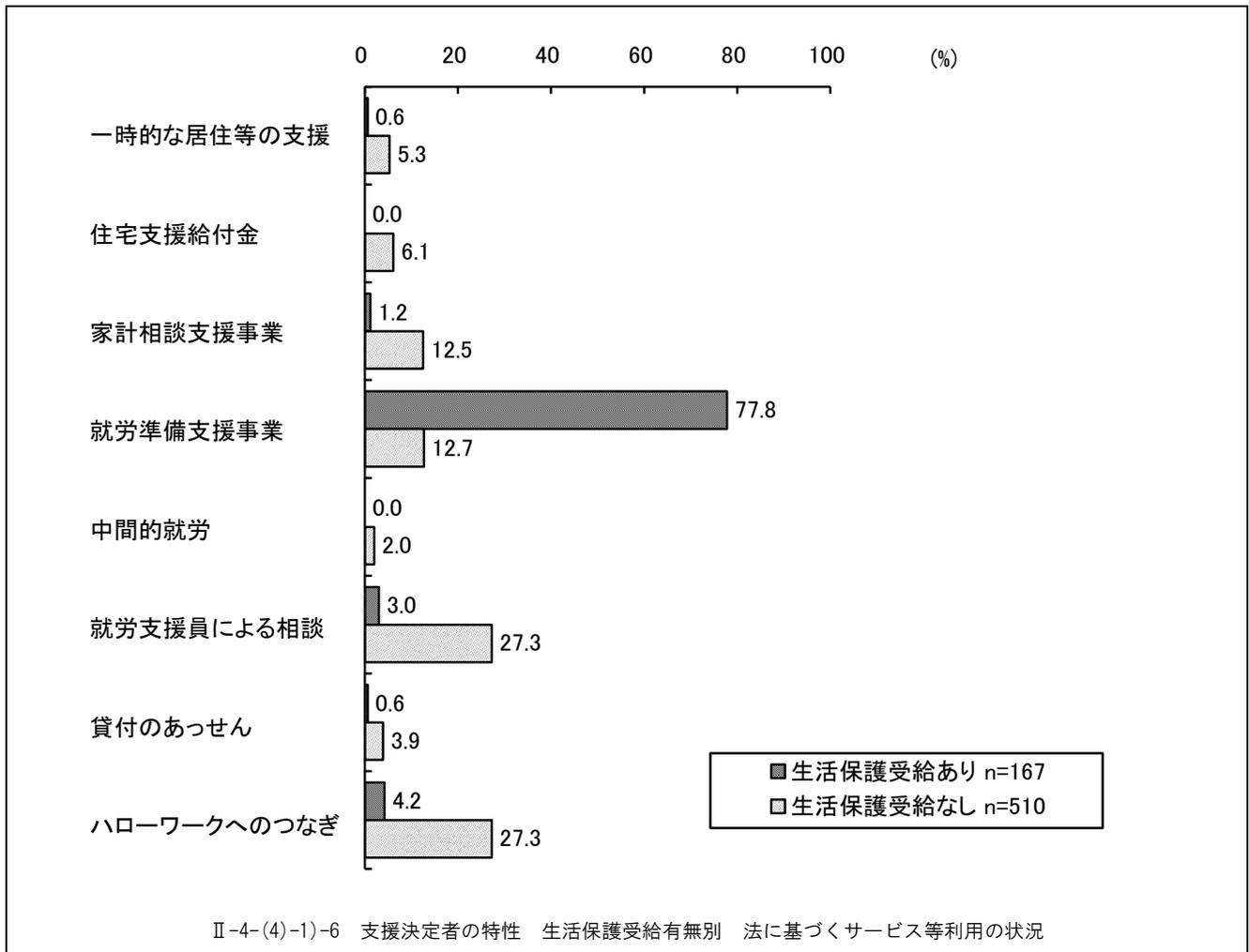
法に基づくサービス等利用の状況を、病気・けがの該当有無別にみると、「就労準備支援事業」が該当有で28.2%、該当無で29.1%などとなっている。

⑤メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）



Ⅱ-4-(4)-1)-5 支援決定者の特性 ⑤メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）

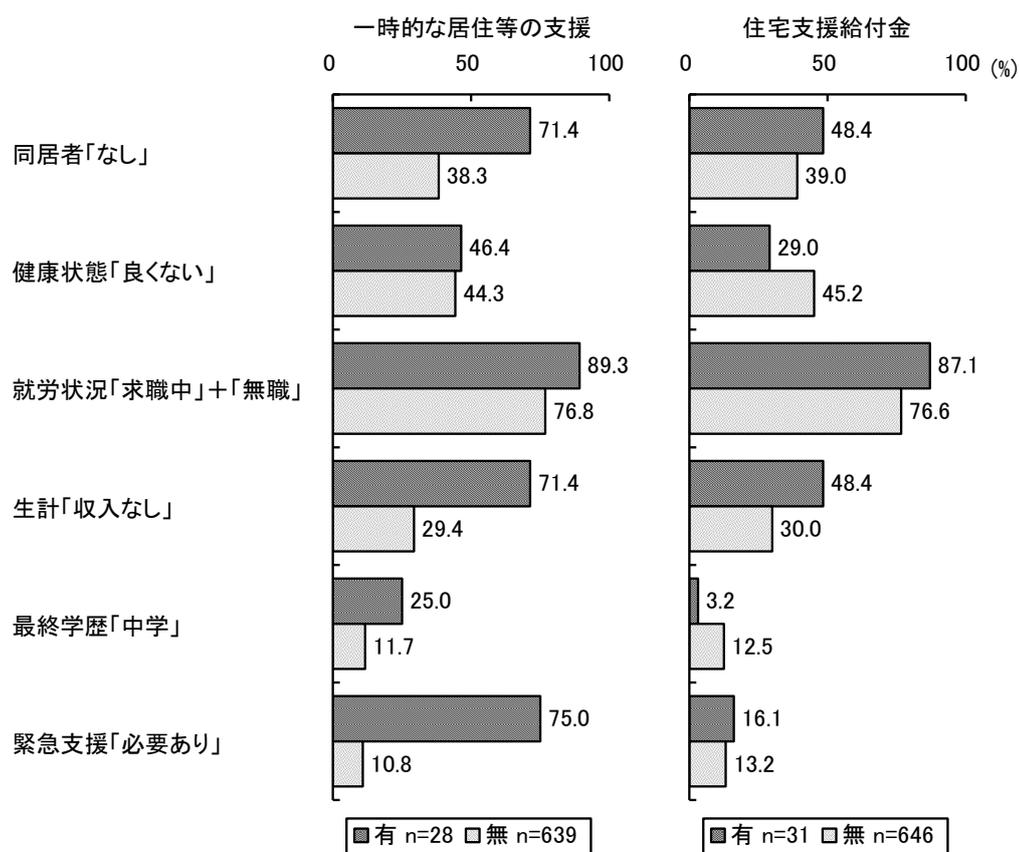
法に基づくサービス等利用の状況を、メンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）の該当有無別にみると、「就労準備支援事業」が該当有で16.3%、該当無で32.7%などとなっている。



法に基づくサービス等利用の状況を生活保護受給有無別にみると、「就労準備支援事業」が生活保護受給ありで77.8%、生活保護受給なしで12.7%などとなっている。

2) 法に基づくサービス等利用の有無と本人の状況

<住宅系>一時的な居住等の支援、住宅支援給付金

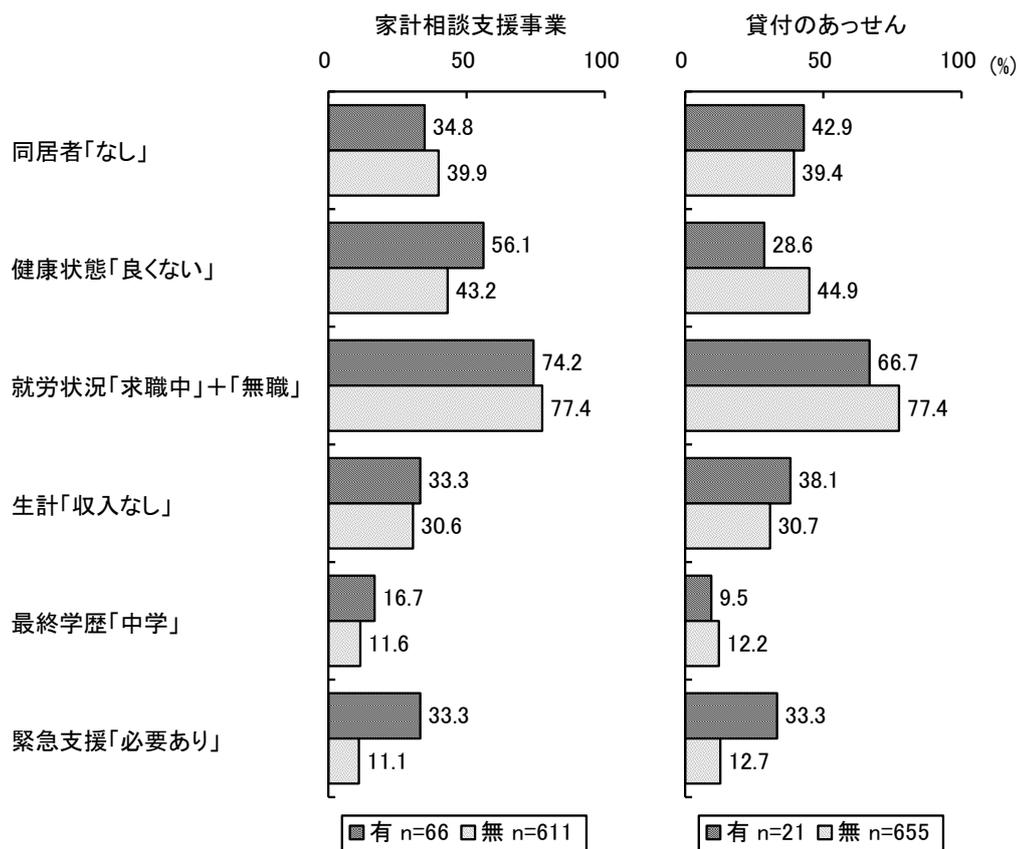


Ⅱ-4-(4)-2)-1 法に基づくサービス等利用の有無と本人の状況<住宅系>

法に基づくサービス等利用の有無別に本人の状況をみると、「一時的な居住等の支援」では『生計「収入なし」』が利用有で71.4%、利用無で29.4%、『緊急支援「必要あり」』が利用有で75.0%、利用無で10.8%などとなっており、利用有無による差が大きい。

なお、両事業ともに利用有のケース数が少ないため、結果の見方については留意が必要である。

＜家計系＞家計相談支援事業、貸付のあっせん

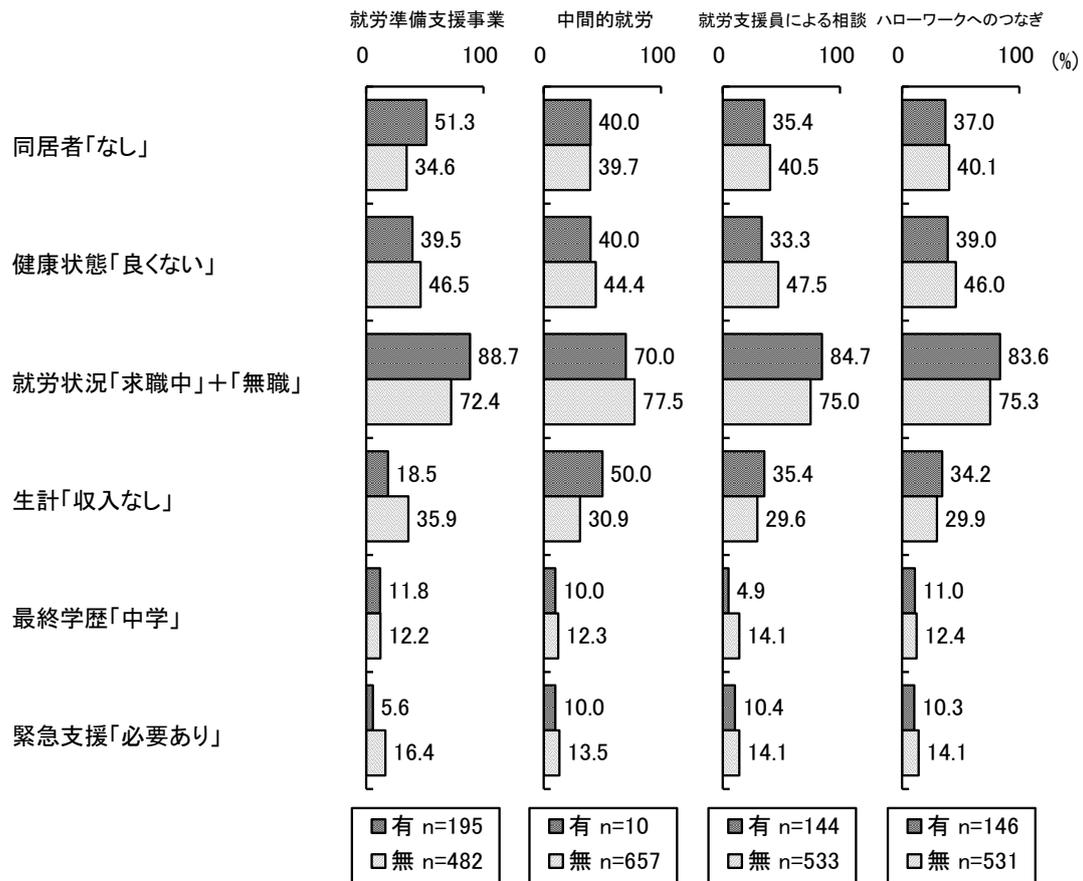


Ⅱ-4-(4)-2)-2 法に基づくサービス等利用の有無と本人の状況＜家計系＞

法に基づくサービス等利用の有無別に本人の状況をみると、「家計相談支援事業」及び「貸付のあっせん」共に、『緊急支援「必要あり」』について利用有無による差が比較的大きい。また、『健康状態「良くない」』の割合は、「家計相談支援事業」は利用有においての方が高いが、「貸付のあっせん」については利用無においての方が高い。

なお、「貸付のあっせん」については利用有のケース数が少ないため、結果の見方については留意が必要である。

＜就労系＞就労準備支援事業、中間的就労、就労支援員による相談、ハローワークへのつなぎ

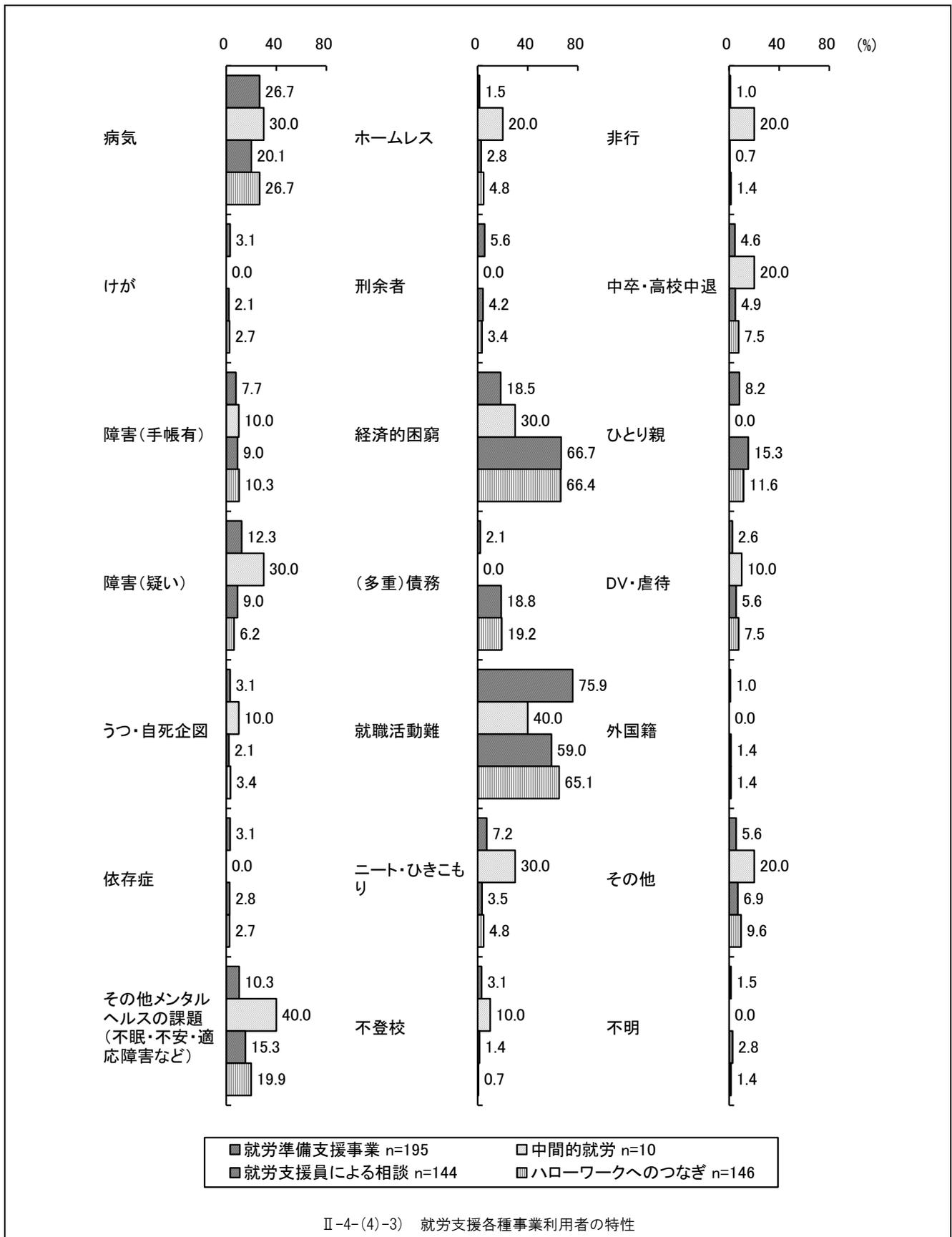


Ⅱ-4-(4)-2)-3 法に基づくサービス等利用の有無と本人の状況＜就労系＞

法に基づくサービス等利用の有無別に本人の状況をみると、「就労準備支援事業」では『就労状況「求職中」+「無職」』が利用有で88.7%、利用無で72.4%などとなっている。

なお、「中間的就労」については利用有のケース数が少ないため、結果の見方については留意が必要である。

3) 就労支援各種事業利用者の特性



支援決定者の特性を就労支援各種事業の利用状況別にみると、「経済的困窮」は就労支援員による相談の利用者で66.7%、ハローワークへのつなぎの利用者で66.4%などとなっている。なお、「中間的就労」については利用有のケース数が少ないため、結果の見方については留意が必要である。

4) 法に基づくサービス利用の判断基準に係るアンケート結果

※（ ）内は同様な記述の件数

◎一時的な居住等の支援

- ・頼る人がいない（犯罪歴あり、離婚、両親との死別、家族と会えない、縁故・知人なし）。(7)
- ・親、夫からの虐待や経済的搾取により帰る場所がない。(3)
- ・借りられる場所がない（高齢のため、保証人がいないため）。(2)
- ・本人の居住権がないところに居住。次の転居までに使用する。
- ・住まい喪失に備える。
- ・住環境が最低限の状態を満たしておらず改善が必要。
- ・生活に困窮しアパートを強制退去となった（以前は家族の介護で仕事をしていなかった）。
- ・車上で就寝し、食料もない。居所と食料の支援（絆事業）を利用。
- ・姉宅に居候。怪我で離職したため、新たな就職先が必要。
- ・体調が悪く、仕事をしていない。自身の課題整理ができていない。
- ・住込の仕事退職後、友人宅へ。友人が電気代、家賃を払えなくなり、住み続けるもフローリング工事の為、戻れなくなる。
- ・現在妊娠8か月であり、居住の確保が必要。
- ・出所後住む所なし。健康状態や日常生活能力に課題あり。
- ・現在の居所を失った場合はシェルターで対応する。
- ・生活保護申請のため、総合相談室が福祉事務所につなぐ。

◎住宅支援給付金

- ・就労のための支援が必要。(5)
- ・家賃滞納(4)
- ・本人の現状認識や考え方が不十分で、就労や将来を見通した計画を立てることが難しい。(3)
- ・アパートを契約するための経費を捻出することができない。契約できれば住宅支援寄付金が受けられる。
- ・相談の時点で住宅支援給付金は申し込み済み。
- ・住居手当が可能か検討する。
- ・生保の住居の初期費用を申請する。
- ・多額の債務を抱え所持金もまったくない。家賃が払えないため給付金を申請した。
- ・路上生活者で市の公園管理課により保護。
- ・申請書提出。現在、支給・不支給決定待ち。
- ・失業給付が終了。父の年金のみの収入。親戚からの借金で賄っている。

◎家計相談支援事業

- ・金銭管理能力が欠けており、生活設計、家計管理が必要。(24)
- ・借金の返済ができていない（債務の全体像や詳細を把握していない）。(9)
- ・収入が不足している（低収入、生活費の不足、住宅ローンや債務を抱えている）。(6)
- ・今後の生活設計の相談（金銭面に限らない）。(3)
- ・精神疾患があることにより金銭管理がうまくできない。(3)
- ・家計状況を把握し、今後は自ら家計管理を行い自立していく予定。(2)
- ・アパートの初期費用準備のため、車両売却に同行、協力した。
- ・収支確認のうえ、同居中の息子に、生活費協力の相談をする。
- ・家賃・水道光熱費・公租公課の滞納あり。
- ・長期の継続した仕事に就けていない（住宅ローンが支払えない）。
- ・転職と重なって、母子家庭になる可能性がある。
- ・知人からの借り入れがあるが、現状では返済できない。関係を断つ必要もある（犯罪への巻き込み）。
- ・外国人で日本語を少し話す専門知識もなく、情報も把握していない。年金の滞納あり。説明と通訳が必要。
- ・今後の生活に不安が強い。
- ・知的障害、うつ病、離婚による精神不安定。
- ・息子へ税金滞納を伝えることができない。
- ・学費の確保
- ・障害の疑いがあり、安定就労が出来ず、電気代、水道代滞納中。生活保護申請も本人が断っている。
- ・債務の中には、相保証の可能性もある。
- ・体調が悪く、仕事をしていない。自身の課題整理ができていない。
- ・住宅の借り入れの解消
- ・障害者年金等による生活が長く続いた為、就労意欲の低下が感じられる。
- ・土地家屋の名義が亡くなった父名義のまま。まず相続手続きを完了させ、滞納の整理計画を立てる。

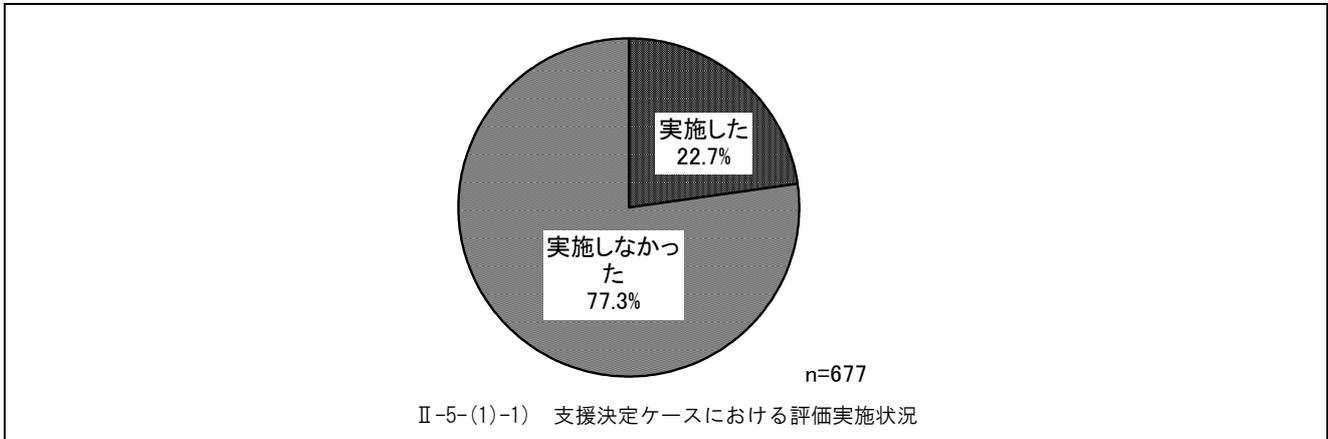
◎就労準備支援事業

- ・仕事の探し方や就職活動の仕方などに指導が必要（仕事が長続きしない、職選びに自信がない）。(15)
- ・対人関係、コミュニケーションに対する不安感がある（言葉を発する機会が少ない、人間関係で就労が継続できない）。(12)
- ・就労に対しての具体的な本人の意識が曖昧（職種、業種、適性、給与面）。(8)
- ・健康不安がある（病気、透析治療中、体力に自信がない）。(8)
- ・自力での就職活動が困難（履歴書の作成、経験がない、日本語ができない、外国籍）。(5)
- ・就労準備への支援、就労準備事業への参加が必要。(3)
- ・就労全般の理解と知識の習得、就業のためのトレーニングが必要。(3)
- ・障害や病気の特性が理解されにくいいため、できること、できないことを周りの認識と一致させる必要がある。(3)
- ・うつ病のためコミュニケーション能力の形成が必要。(3)
- ・障がいがあるため一般就労を希望するも職業訓練もマッチングするものがない。(2)
- ・規則正しい生活ができない（生活習慣形成が重要）。(2)
- ・高齢のため案件がないことを危惧している（不採用が続き、焦りを感じる）。(2)
- ・発達障害(2)
- ・意欲があるが、行動に移せない。
- ・社協等の福祉資金貸付は認められなかった。 民間の困窮者支援活動の法人の協力を仰いだ。
- ・自分自身でプレッシャーをかけ、不安になり、冷静な判断が取れない恐れがある。
- ・正社員希望ではあるが、経験が少なく自力で就活するには力不足。
- ・不登校になったため、就職指導が受けていない。障がい者の就労をどのように進めていってよいかわからない。
- ・今の仕事を続けることが困難。転職を希望。
- ・感覚的な受容感（人に受け入れられている感覚）が必要と思われることから、少人数での対応が必要。
- ・製造業の生産管理・品質管理業務での就労ができない場合、職業訓練としてCADを学びたい。
- ・子どもに対して、社会的自立をするための支援が必要。
- ・生活保護の要件に該当しないことを理解してもらう。その上で就職活動、就職意欲喚起を進めていく。
- ・一時宿泊所にいるため、就職活動に必要なスーツ・パソコンを持ち合わせていない。
- ・臨床心理士による職業適性検査・YG性格検査。
- ・学業とアルバイトの両立で求職活動を進める時間が少ない。
- ・求職活動が長引き自立支援センターへ移ることになると、また勝手に飛び出していなくなることも考えられる。
- ・就労体験を通じて、働きに出るための生活習慣形成、自己有用感の醸成をめざす。
- ・不安定な衣食住環境、体調不良から一般就労につなげることは難しいと判断し準備支援を短期で提供。
- ・通院以外の外出を母親の同行なしでできることが、他の資源を利用する準備になる。
- ・経済的課題が優先しているため、就労準備支援と並行して仕事探しも行う。
- ・自己の課題を認識し、円滑なコミュニケーションを築きながら自信の持てる仕事に長期的に取り組むことが目標。
- ・離婚をしたことで、正しい判断力が欠けている状況。
- ・長い野宿生活で、生活習慣やコミュニケーションなど社会参加の基本から形成する必要がある。
- ・長く家にひきこもっていた。
- ・訓練給付金が出るまで収入を得る手立てが必要。社会参加・就労準備体験で研修参加費を支払う形とした。
- ・育児や入院があったが能力的には問題なく、基礎的なスキルを習得しながら就職活動を行う事で就労に繋がると思われる。
- ・PTAを理由にしている。
- ・義務教育課程は不登校であり、IQ65で療育手帳を取得するならB2。現時点では本人受容できず。職業イメージも持てない。
- ・面接指導等が必要と思われるが本人は希望せず。
- ・働くために必要なスキルは資格や経験明けではないということを知り、自分に自信を持てるようにする。
- ・研修においてコミュニケーション能力、ビジネスマナーを身に付け、研修結果によっては中間的就労も視野に入れる。
- ・就職活動により、採用決定、出社。
- ・本人の支援が必要な母がいるため、勤務形態、日数、時間等検討しながら求職活動をしていく必要がある。
- ・不安障害の為通院中で医師より就労不可と言われている。本人は克服し就労したい気持ちはあるが出来ない。
- ・就労自立支援センター作業評価記録：継続して通所できている。・初めての作業もすぐに慣れ手際よく進めていた。・他のメンバーと協力しながら意欲的に行っていた。

5. プランの評価と支援により見られた変化

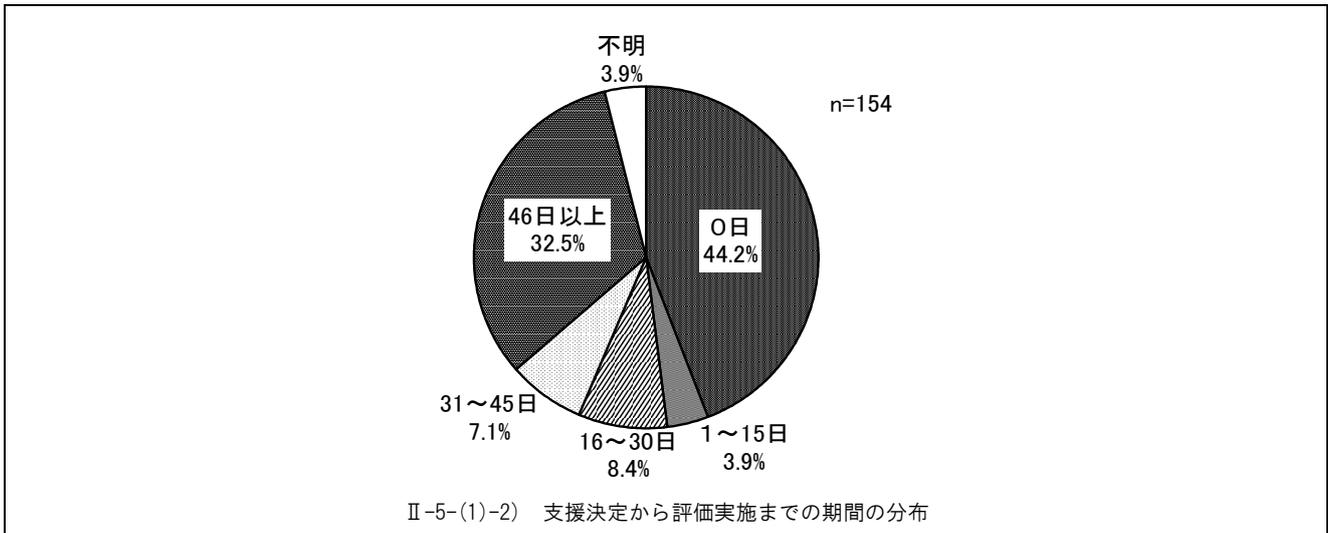
(1) 評価の実施状況

1) 支援決定ケースにおける評価実施状況



支援決定ケースにおける評価実施状況は、「実施した」が 22.7%、「実施しなかった」が 77.3%となっている。

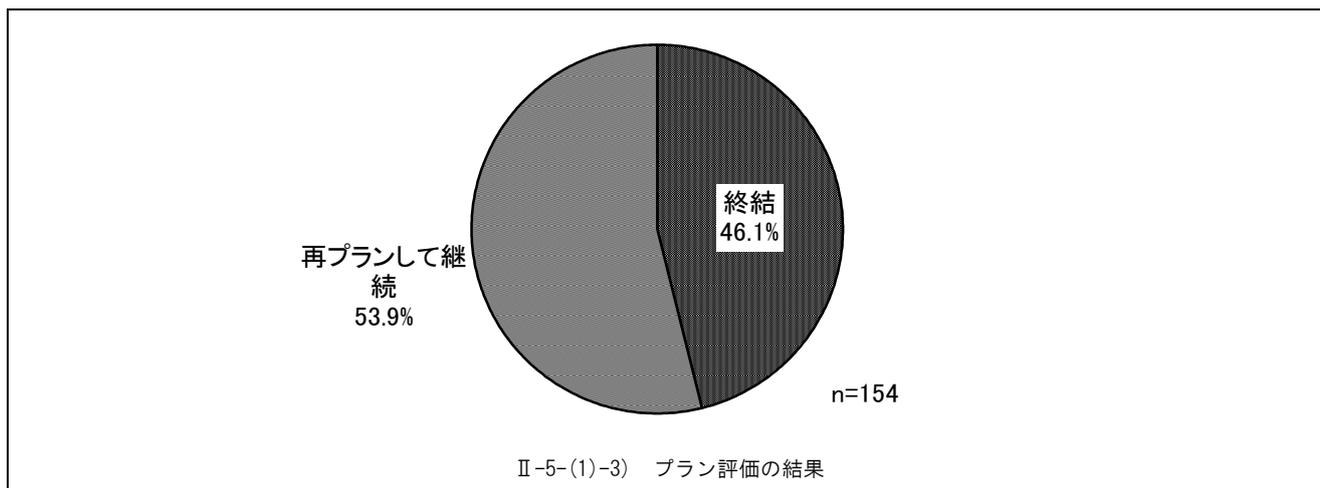
2) 支援決定から評価実施までの期間の分布



支援決定から評価実施までの期間分布は、「0日（支援決定と評価実施が同じ日）」が 44.2%、「46日以上」が 32.5%などとなっている。

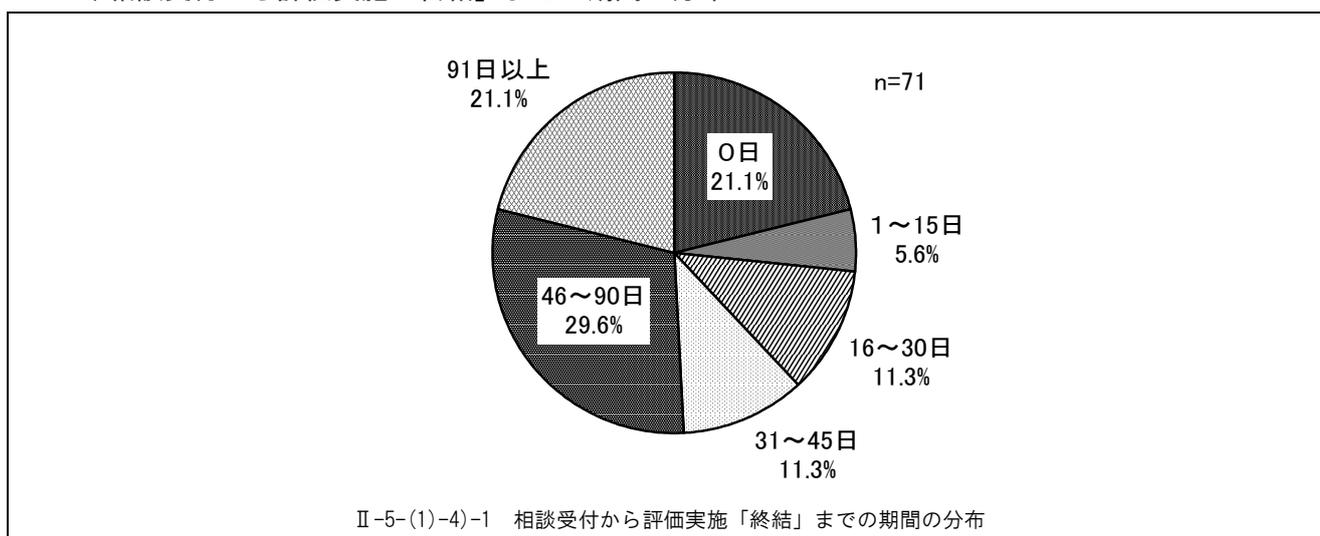
なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。

3) プラン評価の結果



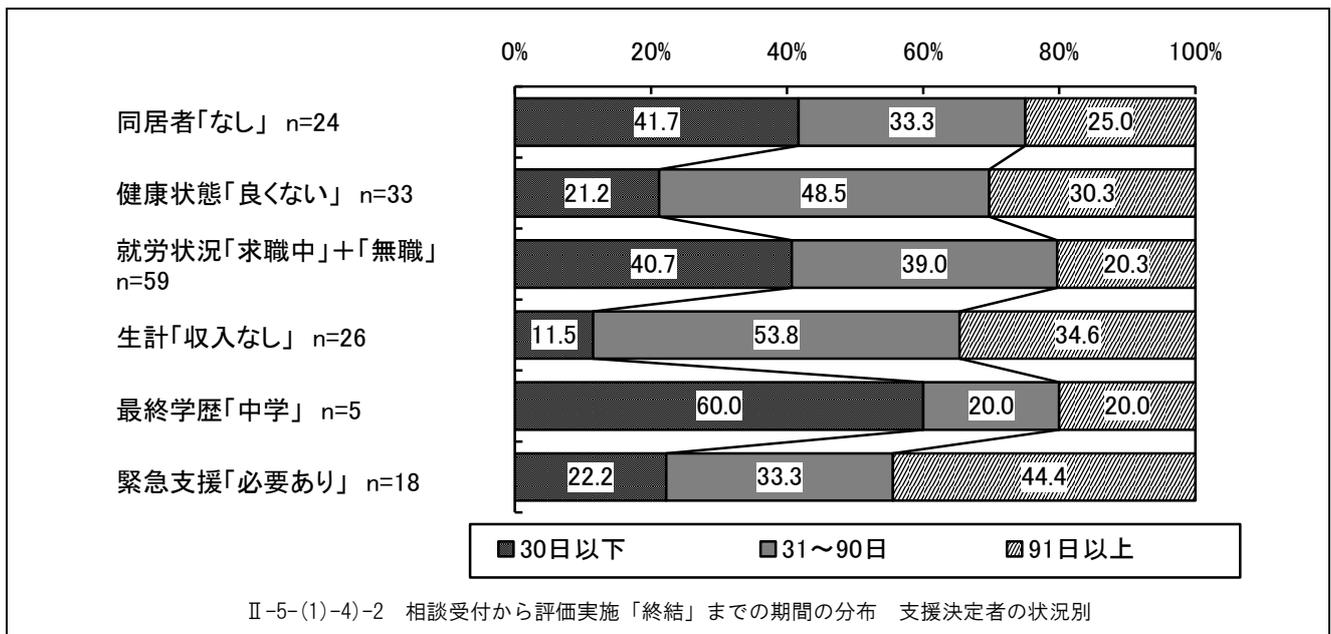
プラン評価実施ケース総数に占める割合は、「終結」が 46.1%、「再プランして継続」が 53.9%となっている。

4) 相談受付から評価実施「終結」までの期間の分布

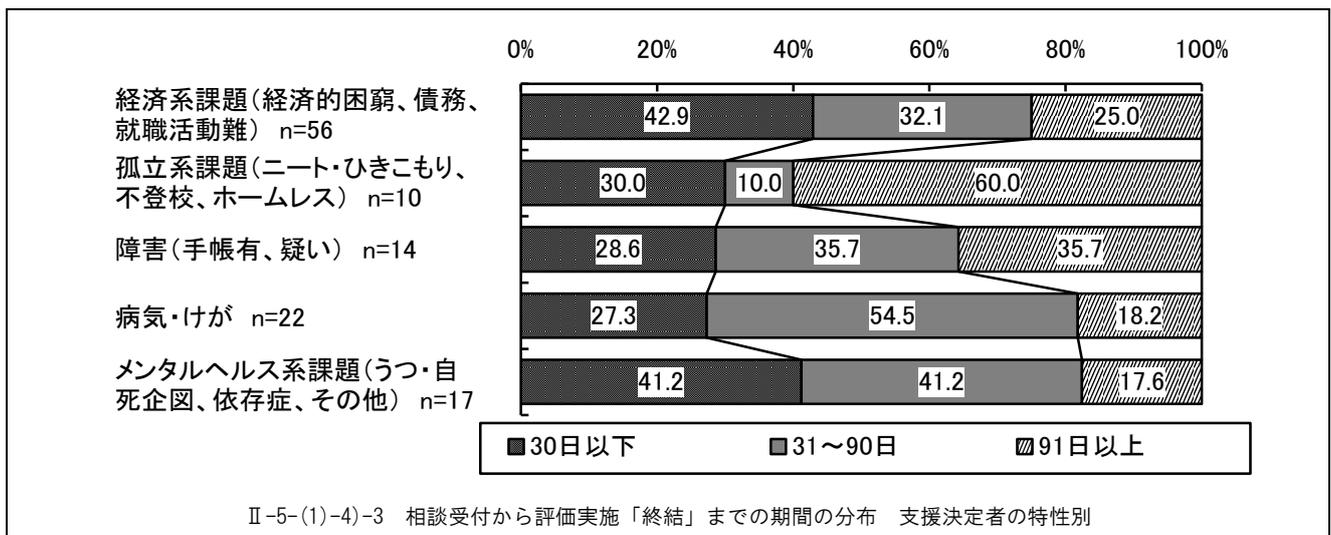


相談受付から評価が終結までの期間分布は、「46~90日」が 29.6%などとなっている。

なお、「0日」の割合が高いことについては、制度的な枠組みの整理が並行して進められている中、自立相談支援事業における相談支援プロセスの進め方について実施方法が統一されていないこと、またケースデータの入力不備が一定程度ありうることなどが影響していると考えられる。



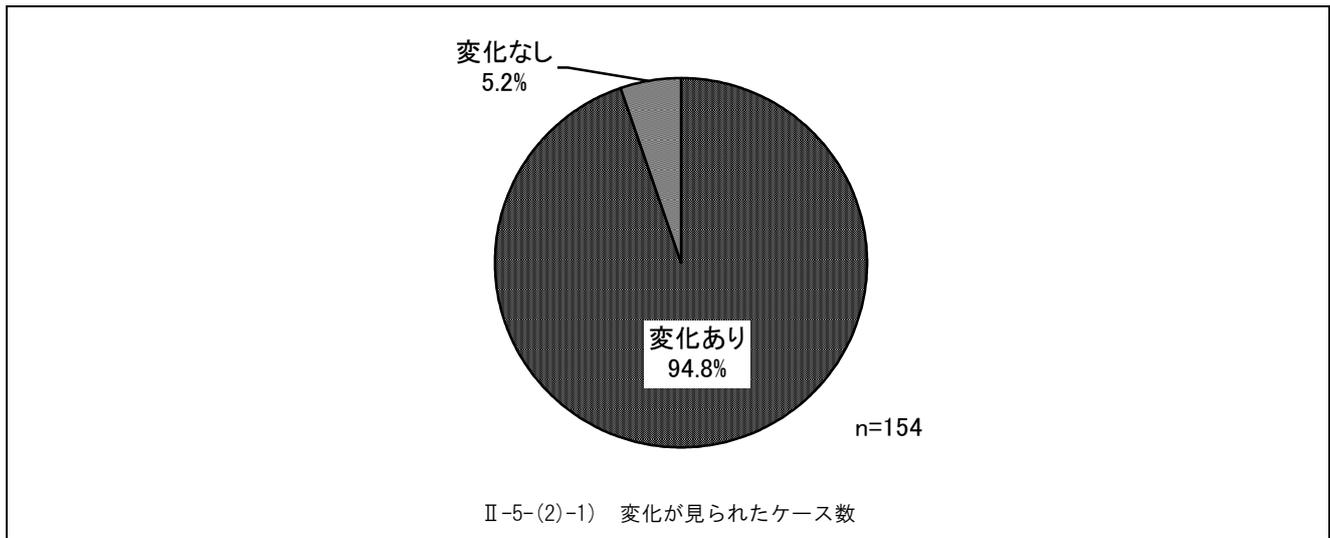
相談受付から評価が終結までの期間分布を支援決定者の状況別にみると、「31~90日」は生計「収入なし」で53.8%、「91日以上」は緊急支援「必要あり」で44.4%などと割合が高くなっている。なお、回答数が少ない項目があるため、結果の見方には留意が必要である。



相談受付から評価が終結までの期間分布を支援決定者の特性別にみると、「経済系課題(経済的困窮、債務、就職活動難)」では「30日以下」が42.9%、「病気・けが」では「31~90日」が54.5%などとなっている。

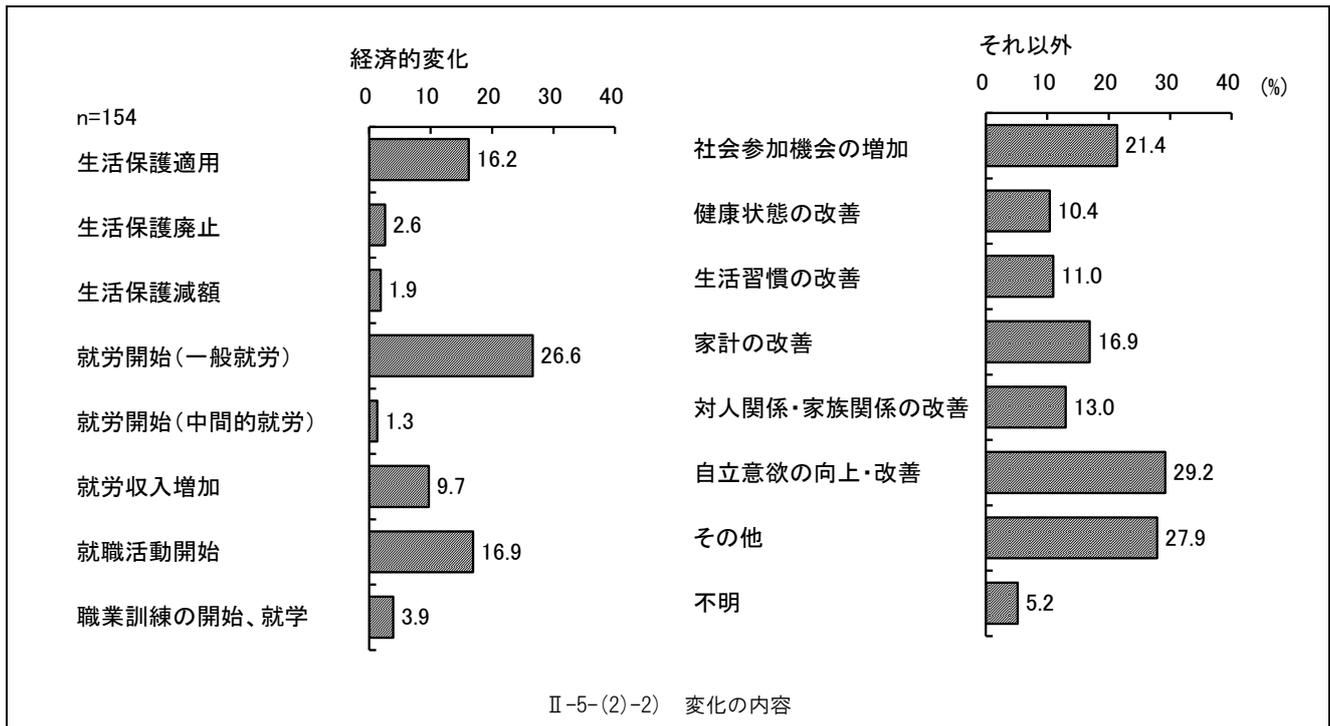
(2) 支援により見られた変化

1) 変化が見られたケース数



変化が見られたケースについては、「変化あり」が94.8%、「変化なし」が5.2%となっている。

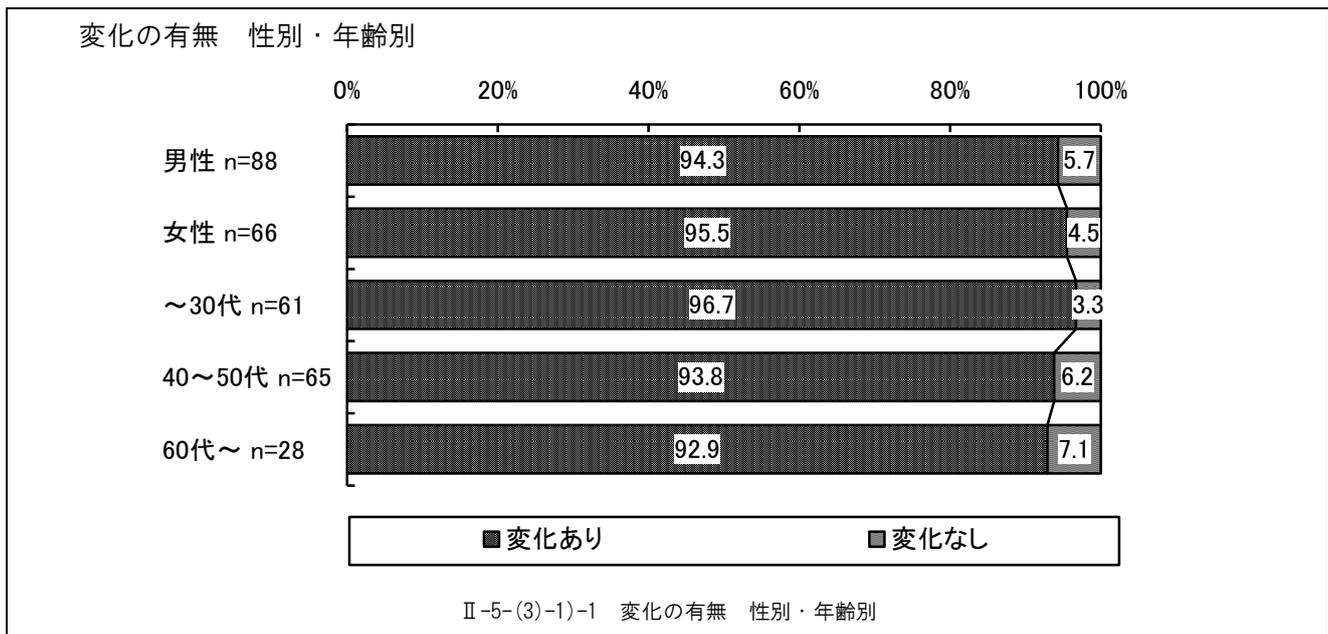
2) 変化の内容（経済的変化／それ以外）



見られた変化の内容は、「自立意欲の向上・改善」が29.2%、「就労開始（一般就労）」が26.6%、「社会参加機会の増加」が21.4%などとなっている。「その他」の内容は、「転居、住宅確保」が8件、「精神安定、意欲向上、前向きな行動変容」が6件、「住宅支援給付金や年金の受給開始、生活保護申請など新たな制度の利用開始（申請）」が4件などであった。

(3) 状態像と評価結果

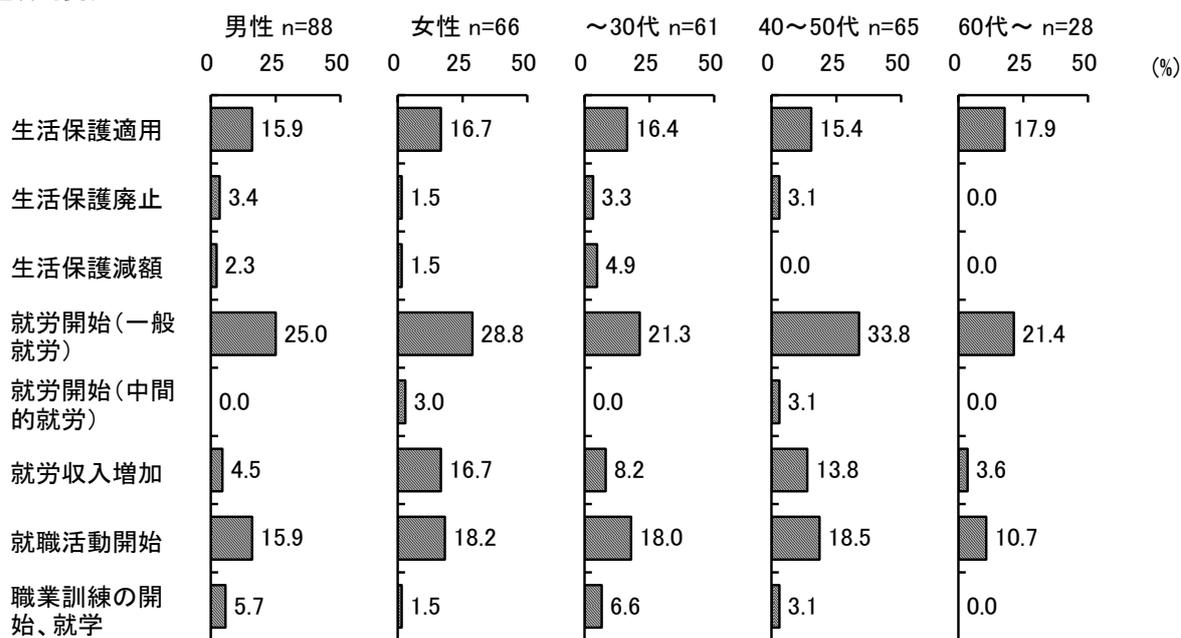
1) 本人の属性



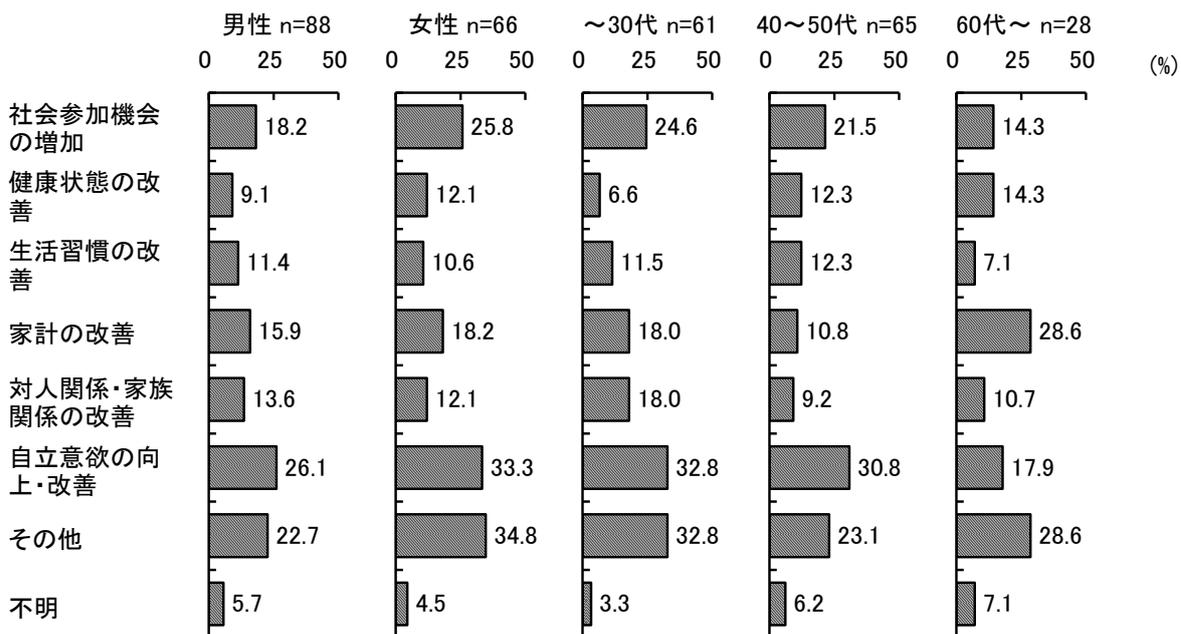
変化の有無を性別・年齢別にみると、「変化あり」は女性で95.5%、「~30代」で96.7%などとなっている。

変化の内容 性別・年齢別

経済的变化



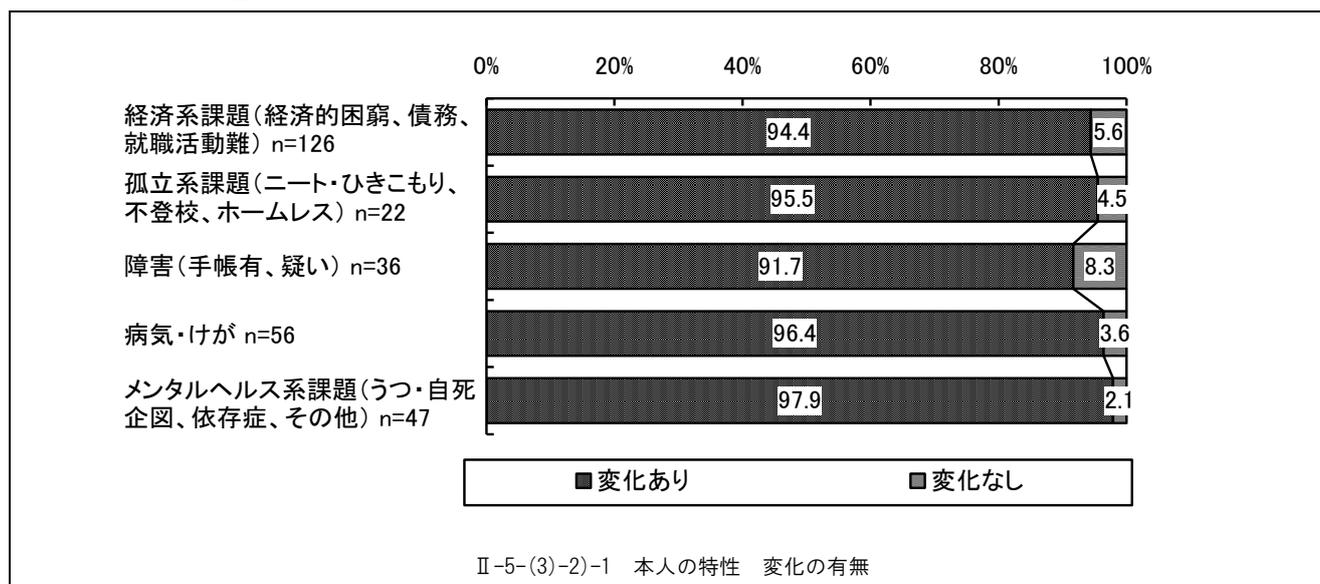
それ以外



II-5-(3)-1)-2 変化の内容 性別・年齢別

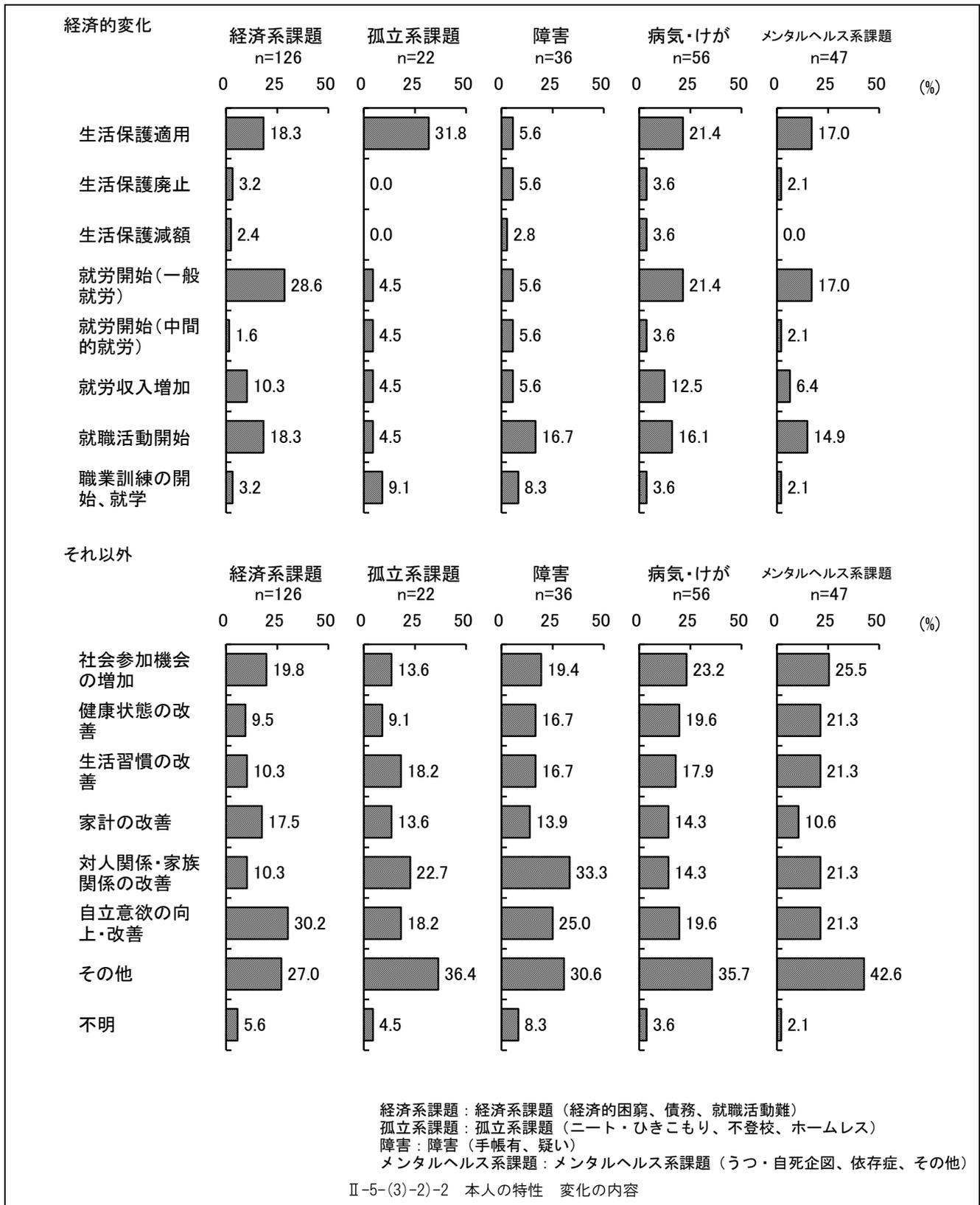
変化の内容を性別・年齢別にみると、「自立意欲の向上・改善」が女性で33.3%、~30代で32.8%などとなっている。

2) 本人の特性



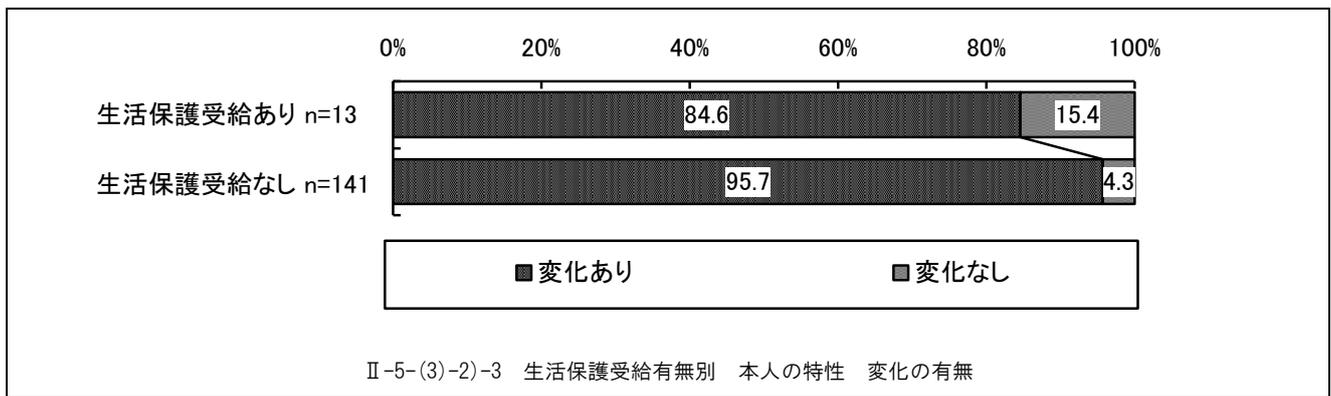
本人の特性5グループ別に変化の有無をみると、「変化あり」はメンタルヘルス系課題（うつ・自死企図、依存症、その他）で97.9%、病気・けがで96.4%などとなっている。

なお、ここでいう「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」については、「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されていることに留意が必要である。



本人の特性5グループ別に変化の内容をみると、「自立意欲の向上・改善」は「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」で30.2%、「就労開始（一般就労）」も「経済系課題（経済的困窮、債務、就職活動難）」で28.6%などと割合が高くなっている。

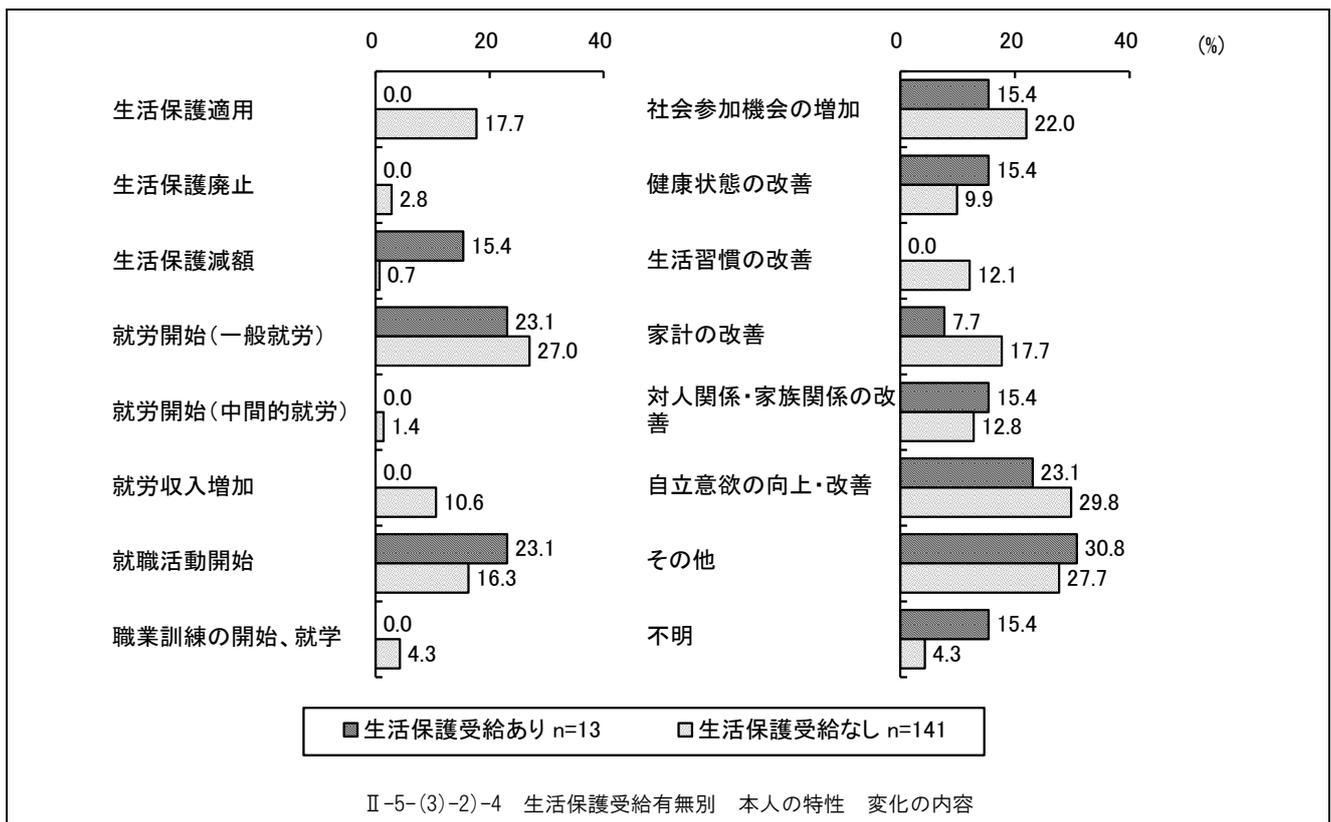
なお、ここでいう「孤立系課題（ニート・ひきこもり、不登校、ホームレス）」については、「ニート・ひきこもり」、「不登校」、「ホームレス」に限定されていることに留意が必要である。



変化の有無を生活保護受給有無別にみると、「変化あり」は生活保護受給ありで 84.6%、生活保護受給なしで 95.7%となっている。

なお、生活保護受給ありについては回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

また、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースの状況については、生活保護受給者を含む自治体における支援方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによる特性の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。



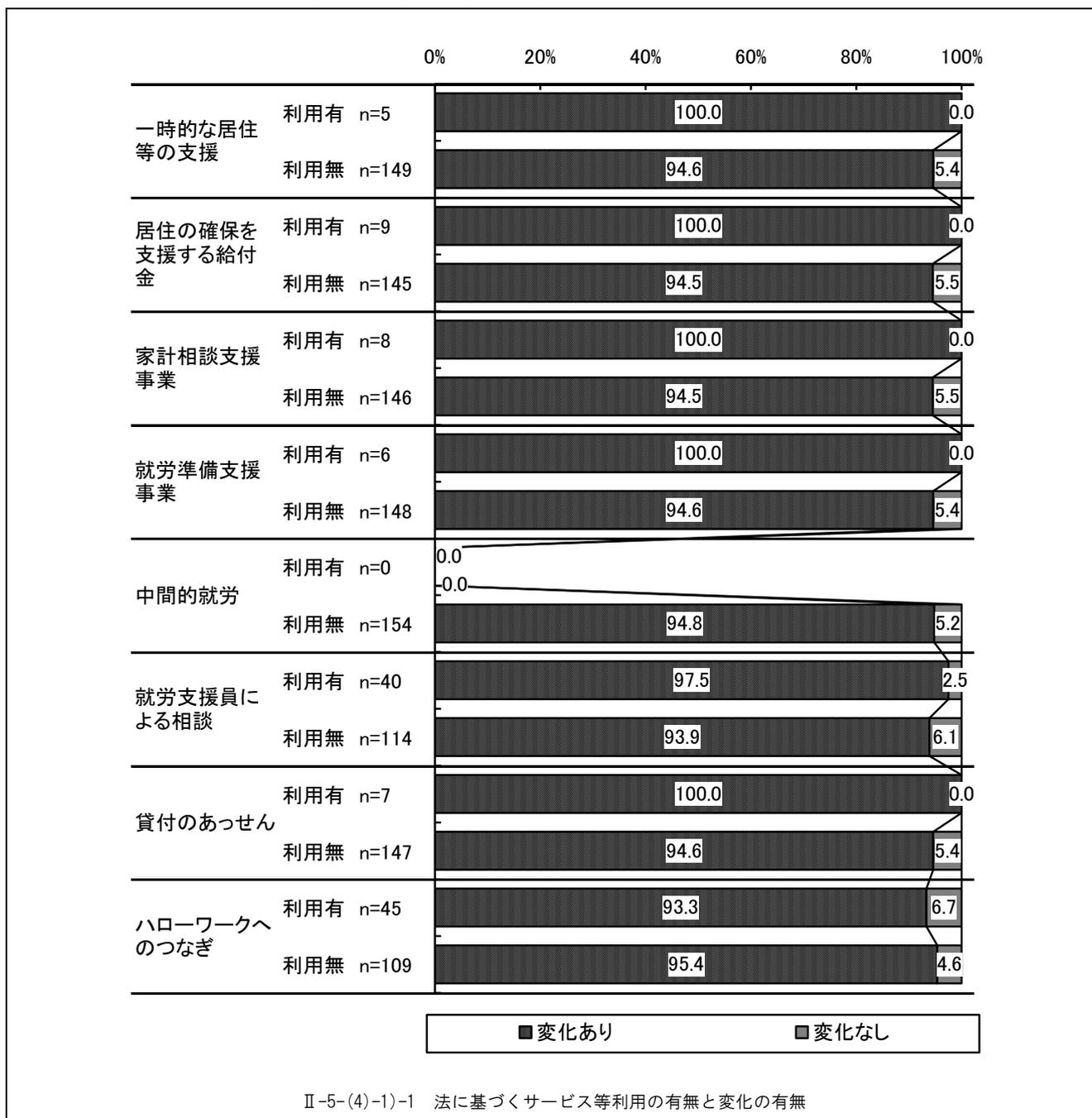
変化の内容を生活保護受給有無別にみると、生活保護受給なしでは「自立意欲の向上・改善」が 29.8% などと割合が高くなっている。

なお、生活保護受給ありについては回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

また、調査対象自治体数が全体として少ないため、生活保護受給ありのケースも限られた自治体に集中している。そのため、生活保護受給ありのケースの状況については、生活保護受給者を含む自治体における支援方針が影響している可能性が高く、生活保護の受給有無そのものによる特性の違いとして捉えることについては慎重になる必要がある。

(4) プラン内容と評価結果

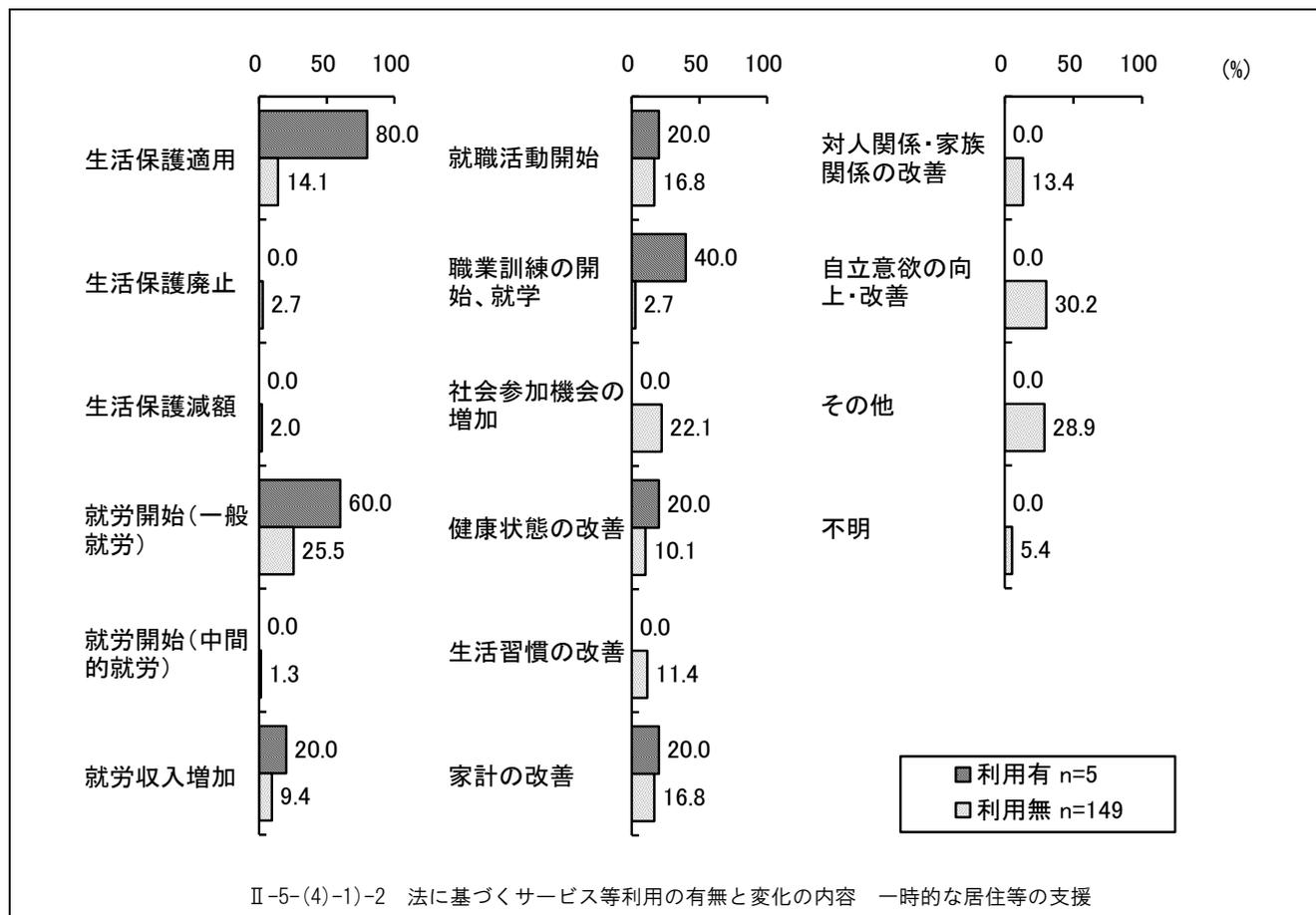
1) 法に基づくサービス等利用の有無と変化の有無・内容



法に基づくサービス等利用の有無別に変化の有無をみると、「変化あり」は「一時的な居住等の支援」利用有で100.0%、利用無で94.6%などとなっている。

なお、回答数が少ない項目があるため、結果の見方には留意が必要である。

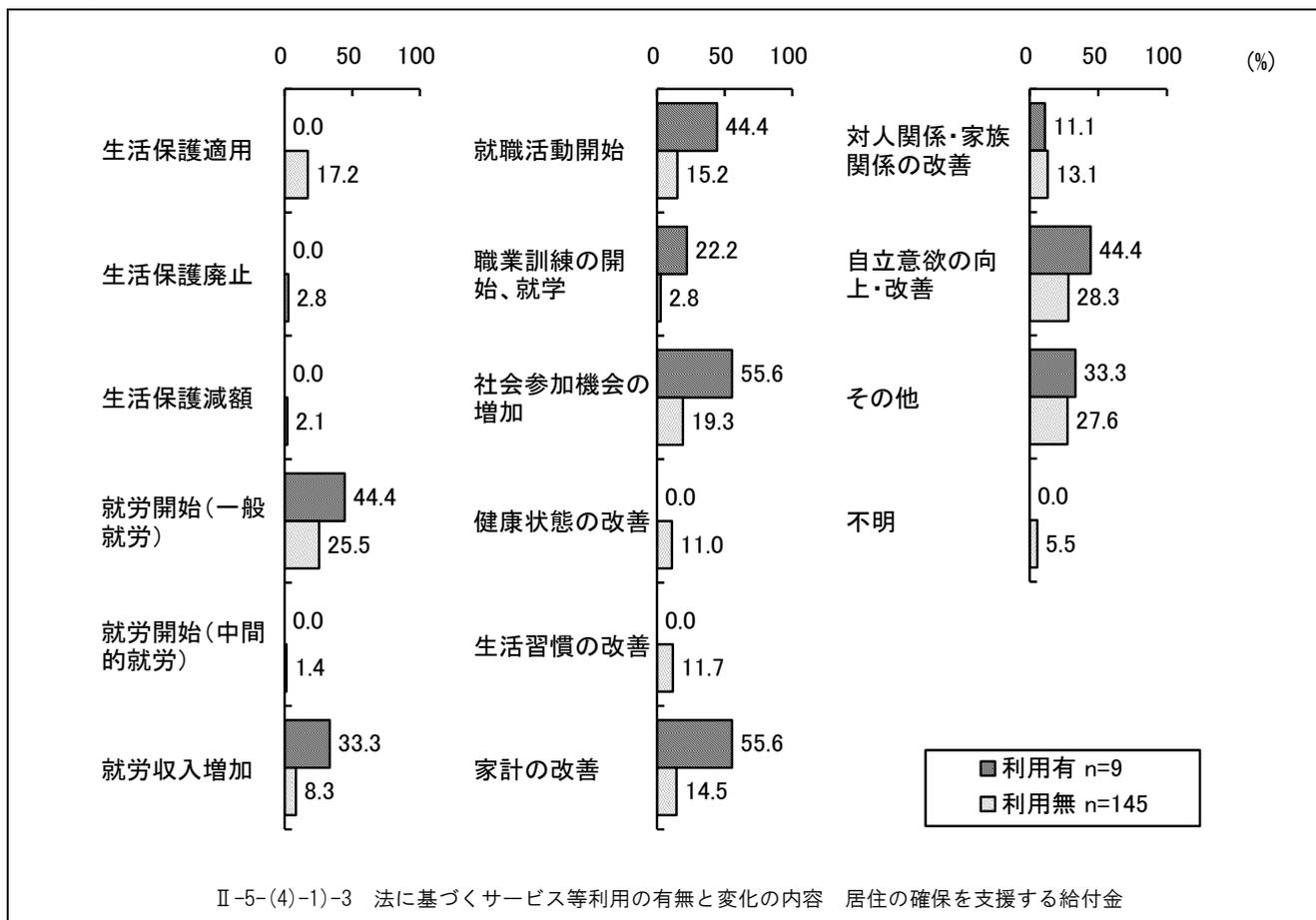
①「一時的な居住等の支援」利用の有無と変化の内容



変化の内容を「一時的な居住等の支援」利用の有無別にみると、「生活保護適用」は利用有で80.0%、利用無で14.1%などとなっている。

なお、利用有については回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

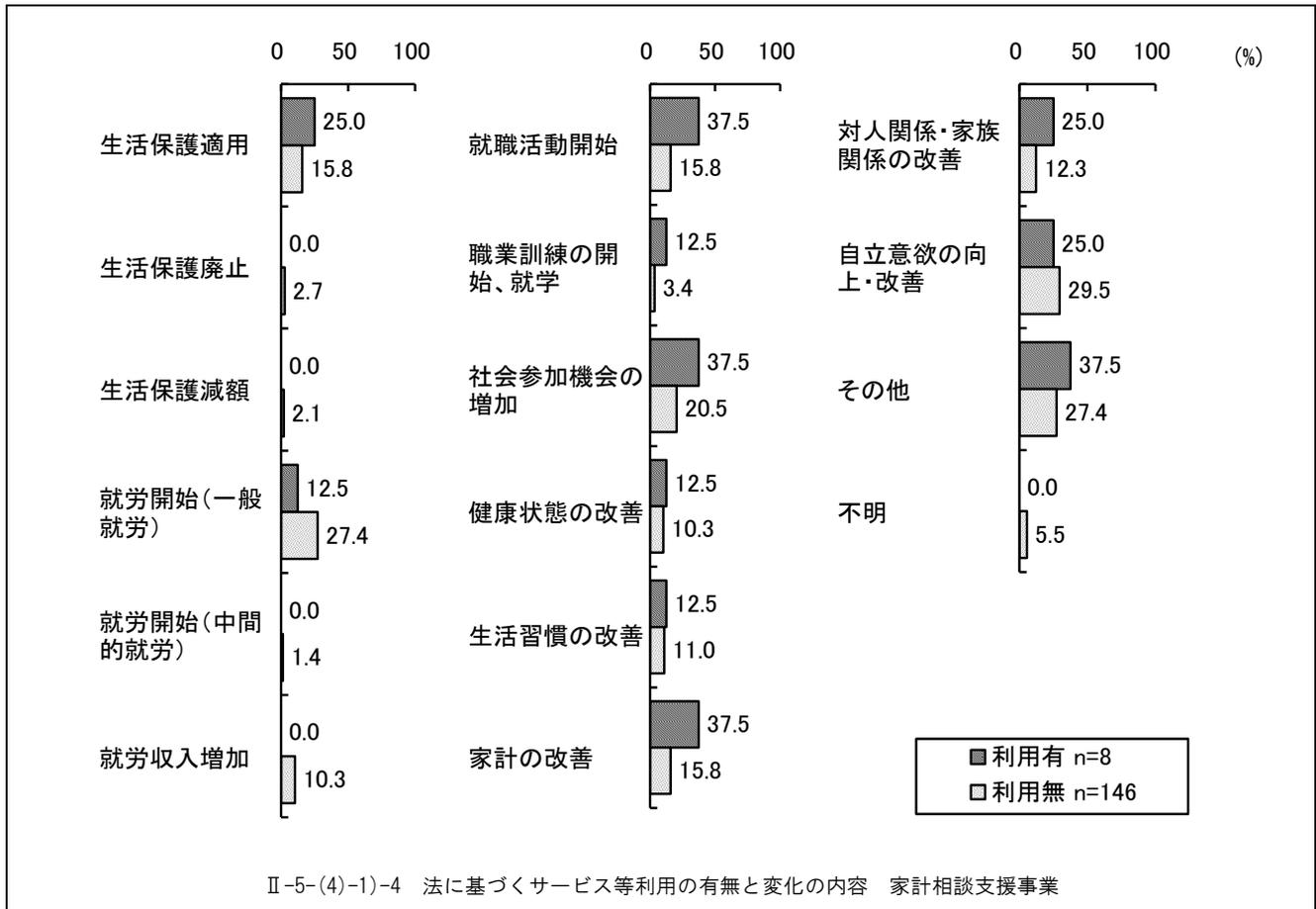
②「居住の確保を支援する給付金」利用の有無と変化の内容



変化の内容を「居住の確保を支援する給付金」利用の有無別にみると、「社会参加機会の増加」は利用有で55.6%、利用無で19.3%などとなっている。

なお、利用有については回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

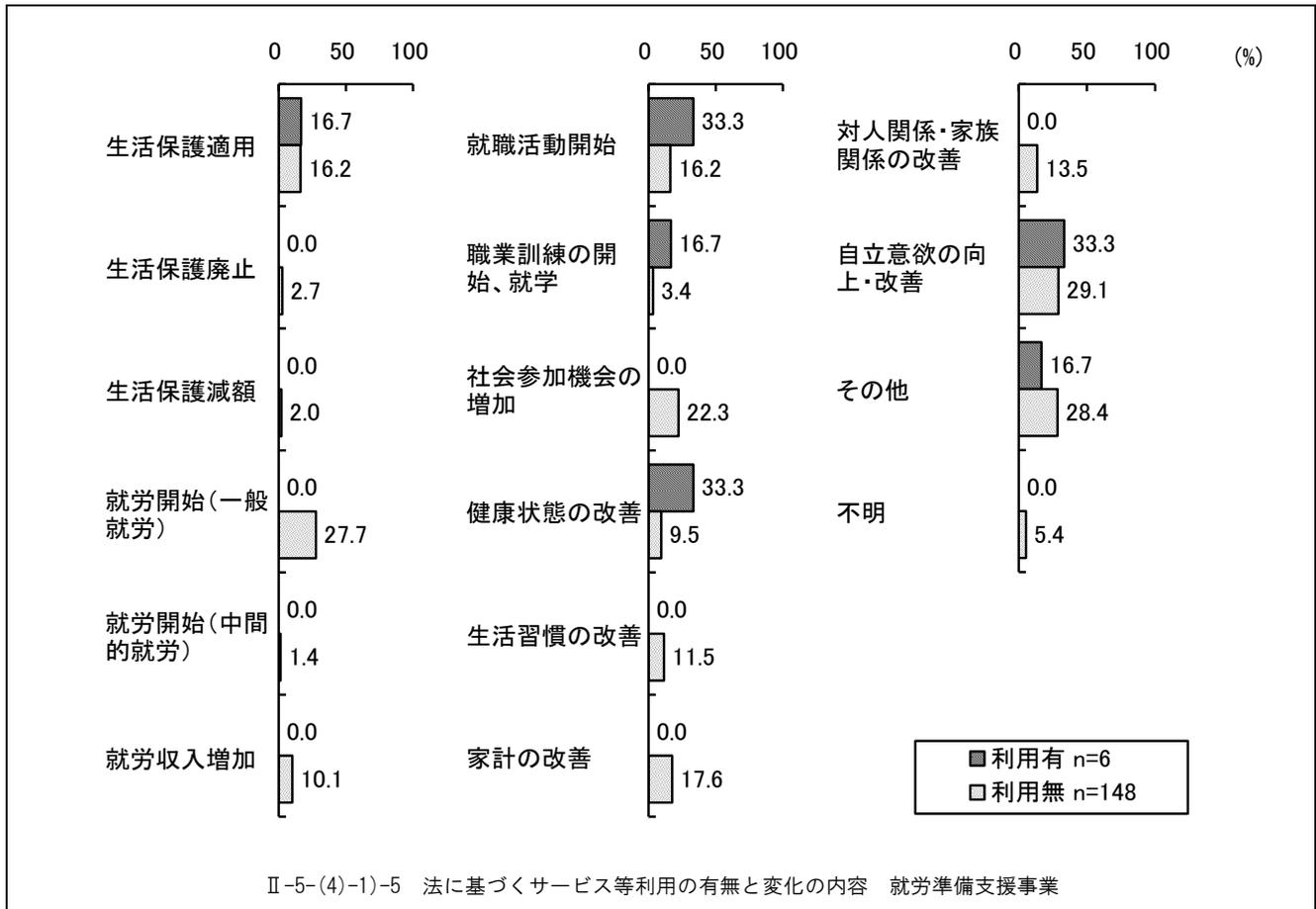
③「家計相談支援事業」利用の有無と変化の内容



変化の内容を「家計相談支援事業」利用の有無別にみると、「就労開始(一般就労)」は利用有で12.5%、利用無で27.4%などとなっている。

なお、利用有については回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

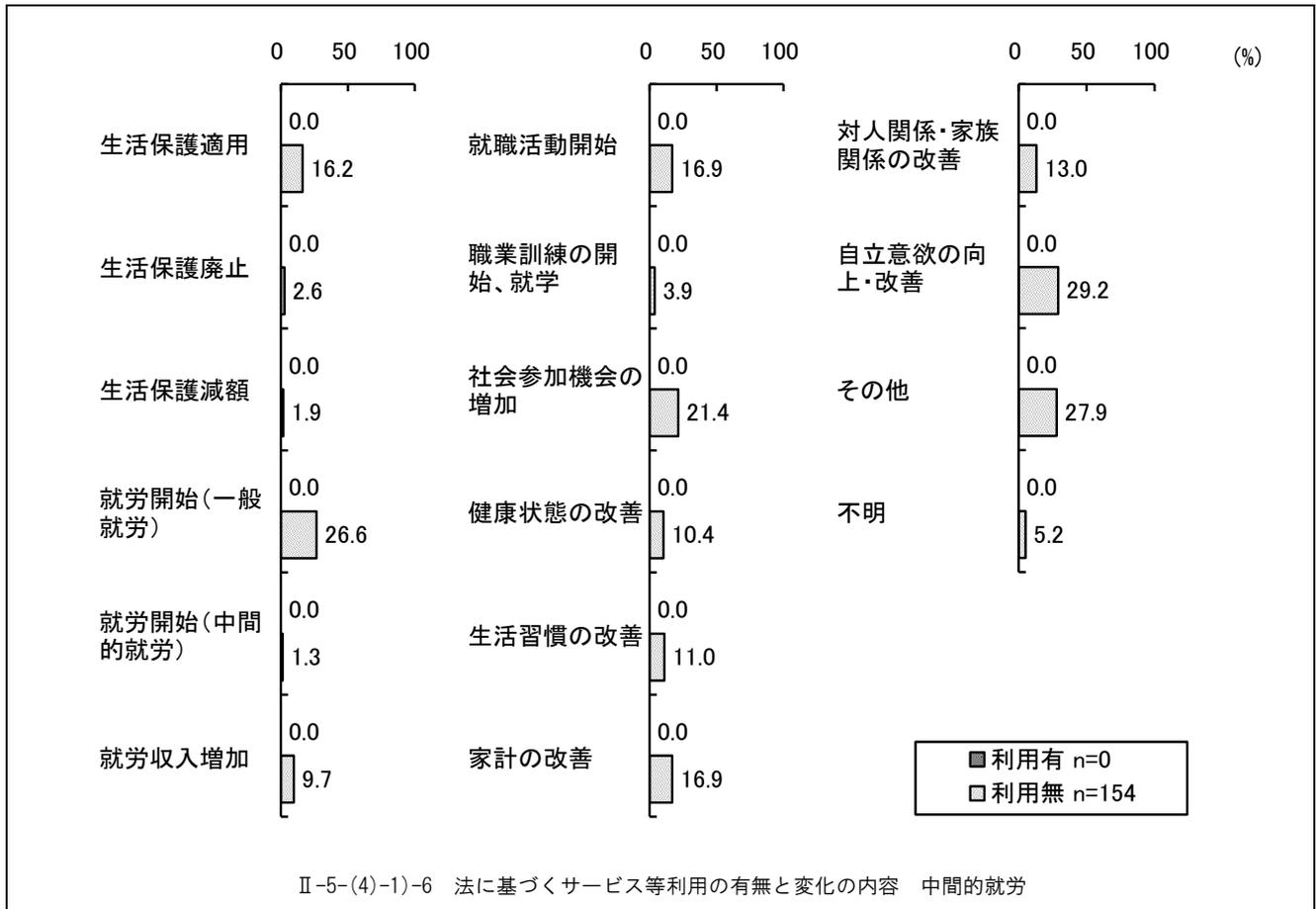
④「就労準備支援事業」利用の有無と変化の内容



変化の内容を「就労準備支援事業」利用の有無別にみると、「就職活動開始」は利用有で 33.3%、利用無で 16.2%、また「健康状態の改善」は利用有で 33.3%、利用無で 9.5%などとなっている。

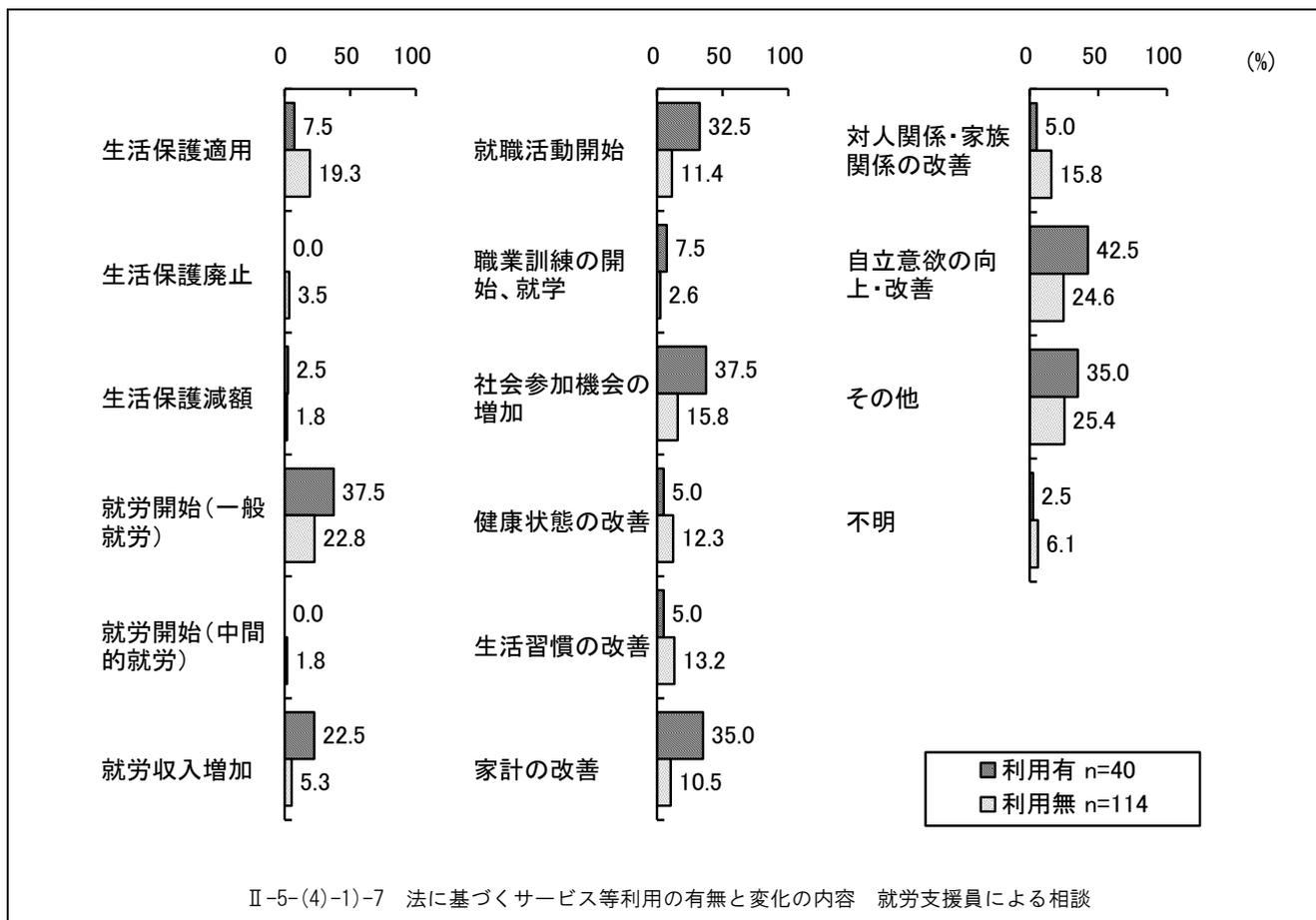
なお、利用有については回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

⑤「中間的就労」利用の有無と変化の内容



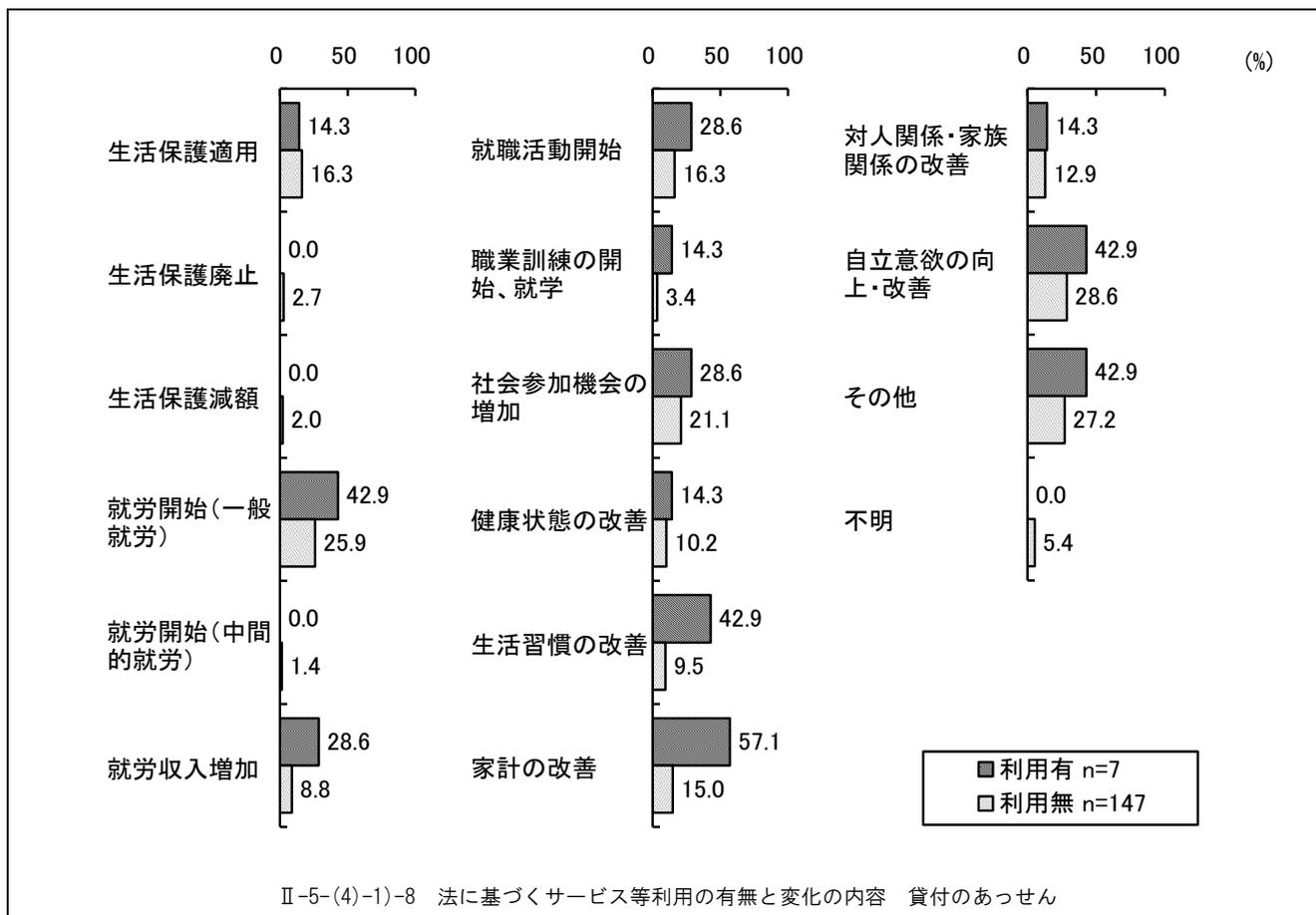
変化の内容を「中間的就労」利用の有無別にみると、中間的就労の利用者はなく、比較することができない。

⑥「就労支援員による相談」利用の有無と変化の内容



変化の内容を「就労支援員による相談」利用の有無別にみると、「就労開始（一般就労）」、「就労収入増加」、「就職活動開始」などの就労関連の変化について、利用有の方が利用無に比べて多く変化がみられている。また、「社会参加機会の増加」、「家計の改善」、「自立意欲の向上・改善」についても、利用有の方が利用無に比べて多く変化がみられている。

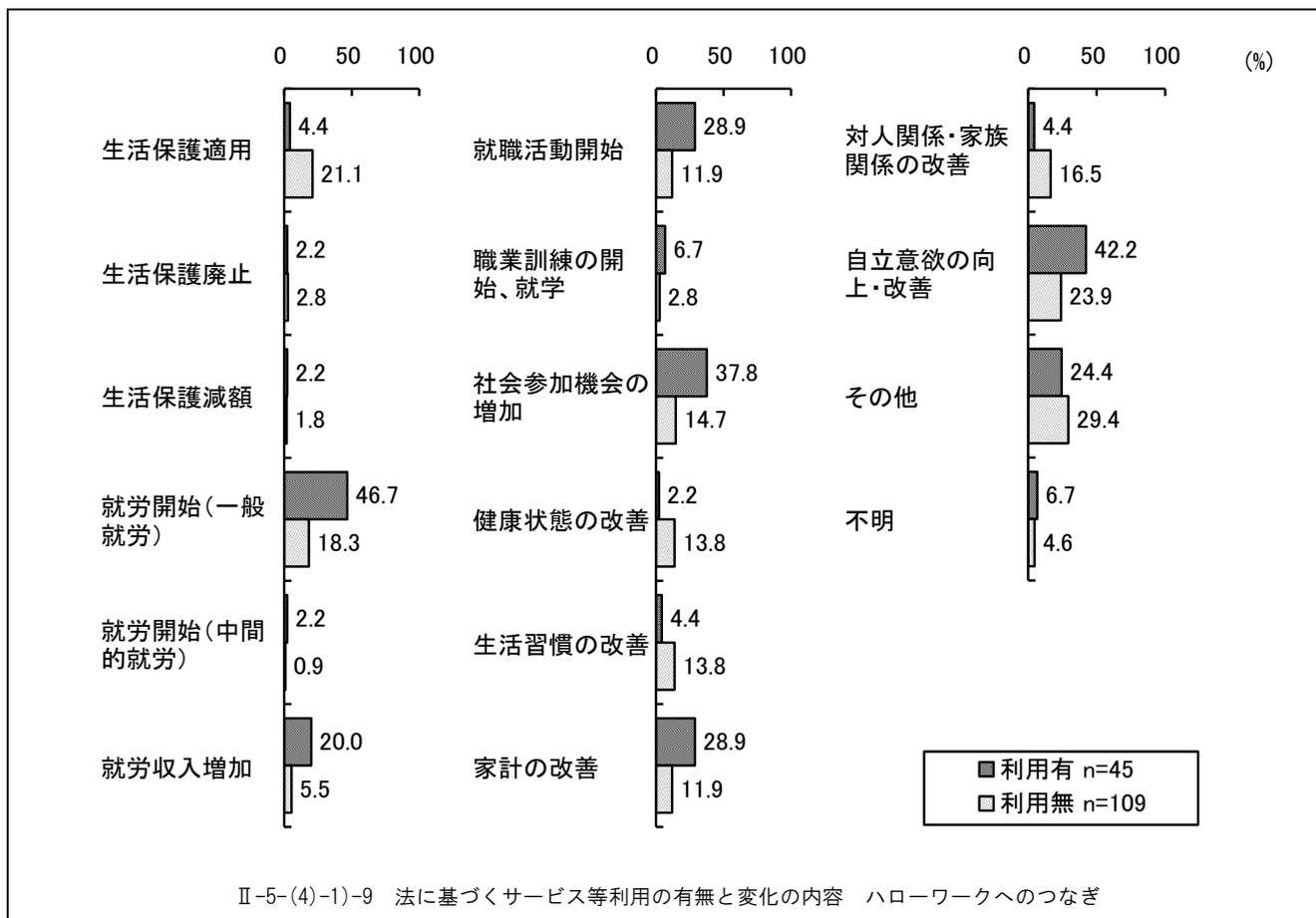
⑦「貸付のあっせん」利用の有無と変化の内容



変化の内容を「貸付のあっせん」利用の有無別にみると、「家計の改善」は利用有で 57.1%、利用無で 15.0%などとなっている。

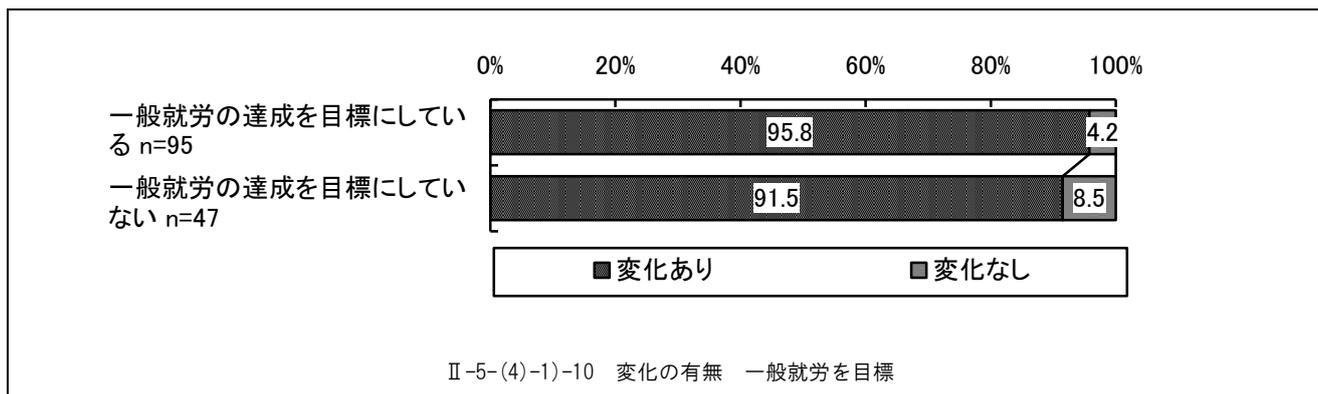
なお、利用有については回答数が少ないため、結果の見方には留意が必要である。

⑧「ハローワークへのつなぎ」利用の有無と変化の内容

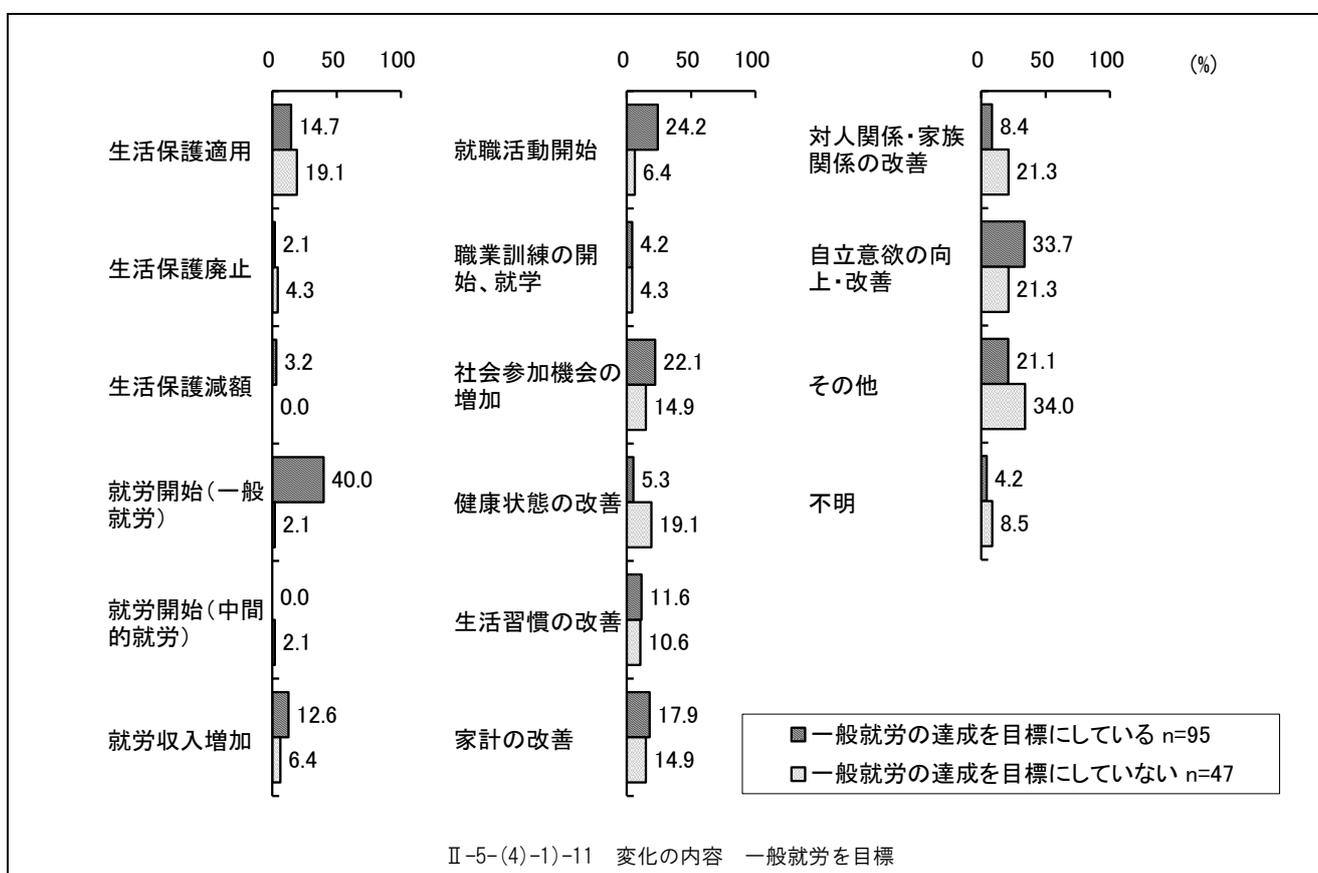


変化の内容を「ハローワークへのつなぎ」利用の有無別にみると、「就労開始（一般就労）」は利用有で46.7%、利用無で18.3%などとなっている。

2) プラン期間内での一般就労の目標と変化の有無・内容



一般就労の目標有無別に変化の有無をみると、「変化あり」は「目標にしている」で95.8%、「目標にしていない」で91.5%となっている。



一般就労の目標有無別に変化の内容をみると、「就労開始(一般就労)」は「目標にしている」で40.0%、「目標にしていない」で2.1%となっている。すなわち、一般就労の開始をプラン策定時に目標としていたケースの4割がその目標を達成できているといえる。

厚生労働省 平成 25 年度セーフティネット支援対策等事業（社会福祉推進事業）
新たな相談支援事業の実施・運営に関する調査・研究事業
～ケースデータ（アセスメント情報）を用いた対象者像及び支援の判断基準に関する調査研究～

自立相談支援機関モデル事業における支援実績に関する調査分析結果報告書

平成 26 年 3 月発行

発行・編集

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443

東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5276 FAX 03-5281-5443
